

藤沢市
子ども・子育て支援事業計画

(案)

平成27年 1月

藤沢市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画策定の経過.....	4
5. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえた今後の方向性.....	5
第2章 子ども・子育て、若者を取り巻く状況	11
1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況.....	11
2. 子ども・若者に関わる概況.....	19
3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみた現状.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の目指す基本的な方向性.....	37
2. 計画の基本目標.....	39
3. 計画の体系.....	41
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	43
基本目標1：子育て支援の充実.....	43
1. 子育て支援サービスの充実.....	43
2. 乳幼児期の保育・教育の充実.....	47
3. 子どもの居場所の充実.....	49
4. 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用.....	51
5. 経済的負担の軽減.....	54
基本目標2：親子の健康の確保及び増進.....	57
1. 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健対策の推進.....	57
2. 「食育」の推進.....	60
3. 小児医療体制の充実.....	63
4. 学齢期・思春期における保健対策の推進.....	65

基本目標3：豊かな心を育む教育環境の整備.....	66
1. 次代の親の育成.....	66
2. 青少年の健全育成と非行防止活動の推進.....	67
3. 家庭や地域における教育力の向上.....	69
4. 学校教育等の環境の整備.....	72
基本目標4：子育てしやすい生活環境の整備.....	76
1. 生活・居住環境の整備.....	76
2. 安全・安心なまちづくりの推進.....	78
基本目標5：仕事と家庭との両立の推進.....	81
1. 仕事と子育てとの両立支援の推進.....	81
基本目標6：特別な支援が必要な児童への取り組みの推進.....	84
1. 児童虐待防止対策の推進.....	84
2. ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	86
3. 障がい児施策の充実.....	88
4. 子どもの貧困対策の推進.....	91
基本目標7：若者の自立支援の充実.....	93
1. 若者の職業的自立支援や就労等の支援の充実.....	93
2. ニート・ひきこもり・不登校等の若者への支援の充実.....	93
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	95
1. 子ども・子育て支援新制度の概要.....	95
2. 教育・保育提供区域の設定について.....	100
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	101
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	106
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	112
第6章 計画の推進体制.....	113
1. 計画の推進体制.....	113
2. 計画の実施状況の点検・評価.....	114

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景及び趣旨

藤沢市では、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 16 年に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成 17 年度～平成 21 年度）を策定すると共に、平成 22 年には後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、子育て支援と子どもの健全育成のための諸事業に総合的、計画的に取り組んできました。

国においては、ニートやひきこもりなど、子ども・若者を取り巻く状況や若者の社会的・経済的自立をめぐる問題の深刻化を受け、平成 22 年 4 月には、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法に基づき「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が制定されました。新しい法律とビジョンでは、児童から概ね 30 歳未満としていた対象を概ね 30 歳代までとし、名称も「子ども・若者」としました。「子ども・若者育成支援推進法」では、育成支援施策を推進するための枠組みづくりとして「子ども・若者計画」の策定を地方公共団体の努力義務と定めていますが、本市では、平成 25 年 1 月に、この法に基づき、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」を策定しました。この計画は、平成 26 年度までの 2 年間で計画期間とし、「次世代育成支援行動計画」の別冊版として策定しています。

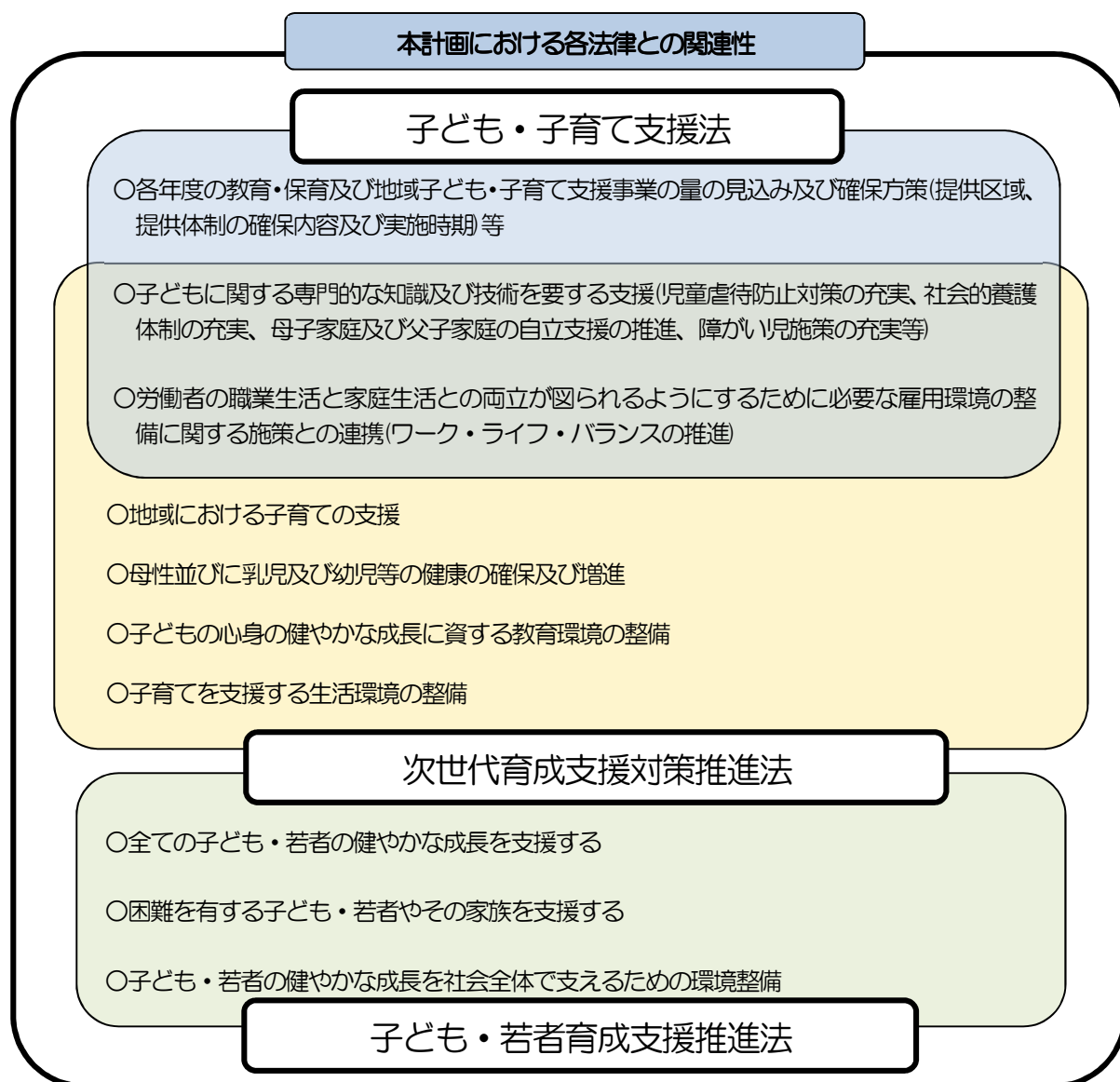
一方、現在、全国的には、急速な少子化が進む中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての不安や孤立感が高まっています。また、共働き家庭も増加傾向にあり、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることから、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

こうした状況から、国においては、国や地域を挙げて、「“社会全体”で子ども・子育てを支援」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度では、各市町村において 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務づけられています。

また、平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランス¹の浸透や女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。なお、「子ども・子育て支援事業計画」の策定義務を受けて、都道府県や市町村における「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定は任意になりました。

これらを踏まえて、藤沢市では、新たな事業計画策定に当たって、妊娠・出産から若者まで切れ目のない総合的な次世代育成支援を行うため、「次世代育成支援行動計画」を継承すると共に、「子ども・若者計画」も盛り込み、子ども・子育てから若者までの一貫した支援の取組を目指す計画として策定します。



¹ ワーク・ライフ・バランス:「仕事」か「仕事以外の生活」という二者択一ではなく、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、地域活動など)との調和が取れている状態を指す。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」及び「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に、策定するものです。

併せて、事業計画に定める施策が次世代育成支援とも密接に関連することから、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付けると共に、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づき平成25年1月に策定した「ふじさわ子ども・若者計画2014」も盛り込み、子どもから若者までの一体的に整理した計画とします。

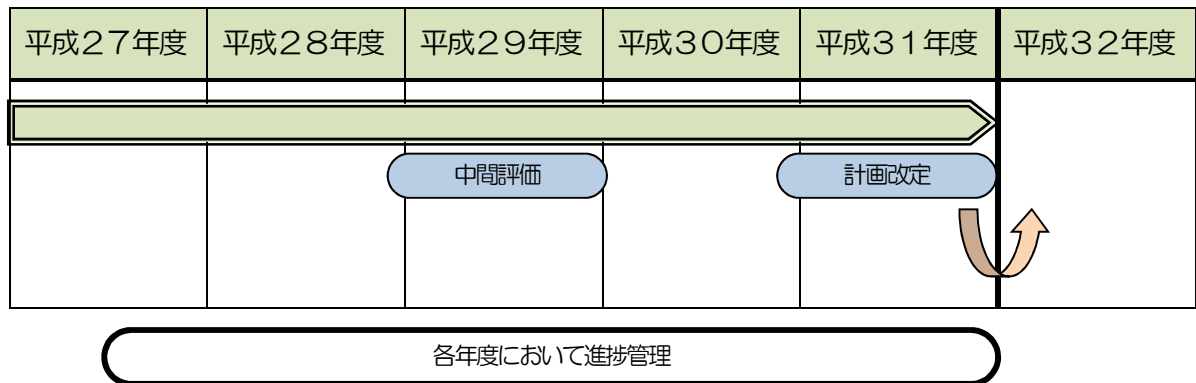
さらに、この計画を踏まえ、児童福祉法に基づき、平成22年に策定した「保育所整備計画」(ガイドライン)を改定すると共に、新たに、「放課後児童クラブ整備計画」を策定します。

また、子ども・若者施策に関係する福祉や保健・教育など、本市の各分野の諸計画とも整合を図り、調和が保たれた計画とします。



3. 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



4. 計画策定の経過

この計画の策定に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める必要から、それらの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、平成25年10月から11月にかけて、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を就学前児童の保護者（6,000人）を対象に、また、平成26年2月には、「放課後児童クラブに関するニーズ調査」を就学児童の保護者（6,385人）を対象に実施しました。

また、これまでの「次世代育成支援行動計画」については、市民や子育てに関する地域活動団体、福祉・教育関係者などで構成された「藤沢市次世代育成支援施策推進委員会」を設置し、計画の策定、総合的な点検・評価を行い、進行管理を行ってきました。

子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定及び変更する場合には、合議制の機関の意見を聴かなければならないとされ、さらに、この機関の役割として、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査・審議するとされたことから、本市においては、平成25年7月に、従来の「次世代育成支援施策推進委員会」を充実させ、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、この計画の記載事項について審議を行いました。

さらに、新たな計画には、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」に基づく青少年の健全育成、若者の自立支援等の施策を盛りこむため、この計画に関する調査・審議、推進を図る市民や市議会議員、関係行政機関、各青少年関係団体等で構成された「藤沢市青少年問題協議会」に諮り、審議を行いました。

また、広く市民の意見を聴取するため、平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月までの 1 か月において、パブリックコメントを実施し、計画内容への反映に努めました。

5. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえた今後の方向性

（1）次世代育成支援行動計画の評価

藤沢市次世代育成支援行動計画については、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期計画期間、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期計画期間として策定し、次世代育成支援の各種施策の充実に取り組んできました。また、後期計画の中間年における評価を行うため、平成 24 年 9 月に、就学前児童の保護者 3,000 人及び就学児童の保護者 3,000 人を対象に「次世代育成支援に関するアンケート調査」を実施しました。

〈アンケートの調査結果からみえる現状や課題〉

①調査対象の子どもと家族の状況

【現状】

- 世帯の状況について、祖父母との同居は就学前児童世帯、就学児童世帯とも 1 割以下で、同居よりも近居の方が多い。
- 子育てに対する周囲の支えについて、祖父母等親族や友人・知人に預かってもらえない人が、就学前児童世帯で約 2 割、就学児童で 1 割台半ばで、預かってもらえない場合は父母が対応していることが多くなっている。
- 母親の就労状況は、就学前児童世帯の場合、就労経験者（以前は就労していたが、現在は就労していない）が半数以上を占める。また、就学児童世帯の場合、「パートタイム、アルバイト等」が就学前児童世帯よりも多い。未就労者の今後の就労意向は、策定時調査（平成 21 年）と比べ増加しており、就労経験者の半数以上が就労意向を持っている。

【課題】

- ・核家族化等の進行により、子育てを同居の祖父母に頼ることが難しい状況が考えられる。子どもを預かってもらえない人が1～2割いることから、親族や友人・知人以外の支援が求められている。
- ・母親で仕事を辞めた後の就労ニーズがあり、これらへの支援が求められている。

②育児休業制度の利用

【現状】

- ・育児休業制度の利用は、母親の場合、策定時調査の15.8%と比べ、23%に増加したが、父親の場合は利用が1%以下と低調な状況が続いている。
- ・制度を利用しない理由は、「最初から取得するつもりがなかった」に次いで、「仕事の都合上休める状況でなかった」、「職場の雰囲気取得できる環境でなかった」と続く。

【課題】

- ・子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、企業における制度整備と利用しやすい職場風土づくりが求められている。
- ・男性の育児休業制度の利用促進に向けた環境整備が求められている。

③妊娠・出産・育児

【現状】

- ・子どもを産み育てることについての社会的理解や支援が得られていると思う割合は、策定時調査の17.5%に比べ、49.2%と大幅に増加している。
- ・妊娠中や出産後に母親が不安になった経験があったが7割以上で、策定時調査の6割弱と比べ増加している。
- ・子どもを虐待していると感じた経験のある人は20.6%で、策定時調査の17.9%から増加している。

【課題】

- ・妊娠中や出産後においては、育児相談や子育てに関する講座や子育て中の人との交流など、相談や親子同士で交流できる機会が求められている。
- ・子育てへの不安感が増していることから、不安解消のための相談窓口の充実や情報提供が求められている。

④父親の育児とのかかわり

【現状】

- ・育児とのかかわりのある人は、就学前児童世帯、就学児童世帯とも7割前後で、就学前児童世帯の方が「積極的にかかわっている」が多い。かかわっていない理由の1位は、「残業などが多く、仕事を優先せざるを得ないから」で、「子育ては母親が中心となっていくものと思っているから」との意見が就学前児童世帯、就学児童世帯とも3割以上を占めている。

【課題】

- ・父親の育児へのかかわりをさらに増やすことが求められている。
- ・子育てしやすい社会づくりに向けて、企業への働きかけや職場環境の改善に向けた意識啓発が求められている。

(2) 後期計画における特定事業の目標事業量の達成状況について

後期計画においては、国の策定指針に基づき、特定11事業について、平成26年度までの計画期間における整備水準を保育サービスなどの利用希望や将来の就労希望などを踏まえた家族類型の変化（専業主婦（夫）家庭から共働き家庭への移行）を勘案し、目標事業量を設定しています。

平成26年度までの目標事業量と26年度末の見込みは、次の表のとおりで、概ね目標事業量を達成しています。

なお、特定11事業の各年度における実施状況については、広報やホームページを活用して公表してきました。

＜後期計画における目標事業量と実績値および達成見込み＞

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標事業量	平成26年度末 見込み	
通常保育事業	3歳未満	認可保育所定員	1,552人	1,612人	1,817人	1,950人	2,062人	1,932人	2,094人
		家庭的保育	0人	0人	1人	6人	11人	30人	16人
	3歳以上	認可保育所定員	2,520人	2,603人	2,847人	2,959人	3,097人	2,870人	3,188人
		家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人	15人	0人
	計	認可保育所定員	4,072人	4,215人	4,664人	4,909人	5,159人	4,802人	5,282人
		家庭的保育	0人	0人	1人	6人	11人	45人	16人

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標事 業量	平成 26年度末 見込み
延長保育 事業	30分延長	5か所 630人	5か所	5か所	5か所	5か所	—	5か所 591人
	午後7時まで	29か所 3,262人	27か所	27か所	30か所	30か所	37か所 3,765人	30か所 3,378人
	午後8時まで	2か所 150人	4か所	6か所	8か所	11か所	7か所 667人	14か所 1,272人
	午後9時まで	1か所 30人	0か所	0か所	0か所	0か所	3か所 370人	0か所 0人
	午後10時まで	0か所	1か所	1か所	0か所	0か所		
	計	37か所 4,072人	37か所	39か所	43か所	46か所	47か所 4,802人	49か所 5,241人
夜間保 育事業	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	3か所	1か所
	定員	30人	30人	30人	30人	41人	100人	41人
トワイ ライト ステイ 事業	施設数	0か所	0か所	0か所	2か所	3か所	1か所	4か所
	定員	0人	0人	0人	9人	12人	6人	16人
休日保 育事業	施設数	1か所	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	2か所
	定員	10人	10人	16人	30人	30人	30人	20人
病児・病 後児保 育事業	施設数	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	定員	4人	10人	16人	17人	17人	14人	17人
放課後 児童健 全育 成事業	施設数	43か所	42か所	46か所	45か所	45か所	50か所	46か所
	定員	2,820人	3,008人	3,008人	2,968人	3,018人	3,260人	3,068人
地域子 育て支 援拠 点事業	ひろば型	国基準	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		藤沢版	0か所	7か所	7か所	7か所	7か所	13か所
	センター 型		2か所	2か所	3か所	3か所	3か所	4か所
一時預 かり事 業（一 時保 育、特 定保 育を 含む）	施設数	9か所	10か所	13か所	13か所	15か所	12か所	15か所
	定員	90人	100人	130人	130人	150人	120人	150人
ショ ート ステ イ事 業	施設数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
ファミ リー ・サ ポー ト・ セン ター 事業	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 今後の方向性

藤沢市の0歳から14歳までの人口は、これまでは増加し続けていましたが、平成26年度に初めて減少に転じ、将来人口推計においても、総人口は増加が見込まれるものの、14歳までの人口は徐々に減少すると推測されています。

一方では、近年の働く母親の急増により、保育所の入所希望も増加したため、平成21年度に「保育所整備計画」(ガイドライン)を策定し、平成26年度までの5年間において730名の定員拡大を図ることを目標に、認可保育所の整備を進め、平成24年度末までに、計画を上回る900名を超える定員増を行いました。

しかしながら、定員増が保育需要に追いつかず、待機児童も年々増加していったため、平成25年度に「藤沢市緊急保育対策2ヵ年計画」を策定し、平成27年度までに820名の定員拡大を図ることを目標に整備を進めています。

さらに、女性の労働力人口は増加傾向にあり、ニーズ調査の結果においても、女性の非就業者のうち、就労意向のある割合は8割を超えています。

また、子育てをめぐる現状では、核家族化の進行など家族構成の変化によって、子育ての不安を感じている割合は高く、ニーズ調査の結果でも約7割が不安になったことがあると回答しています。

こうした現状から、子育て家庭のニーズに的確に対応するため、多様な保育サービスを提供すると共に、在宅で子育てをする家庭、特別に支援が必要な家庭など、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、さらなる子育て支援の充実を図る必要があります。

以上のことから、今後の方向性として

- 新たな計画に定める「幼児期の教育・保育」及び「地域における子ども・子育て支援」の量の見込みや確保方策に基づき、その達成に向け、計画的に実施します。
- 保育の利用を希望する保護者が幅広い選択ができるよう、新制度における多様な保育サービスの充実を図ると共に、幼稚園については、預かり保育の推進や認定子ども園への移行を促します。
- 特別な支援が必要な子どもとその保護者に対しては、必要としている支援を的確に把握し、適宜を得た支援が提供できるよう、関係機関が連携し、その体制を構築します。
- 安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、妊娠から出産、子育てま

で切れ目なく支援する取り組みを強化します。

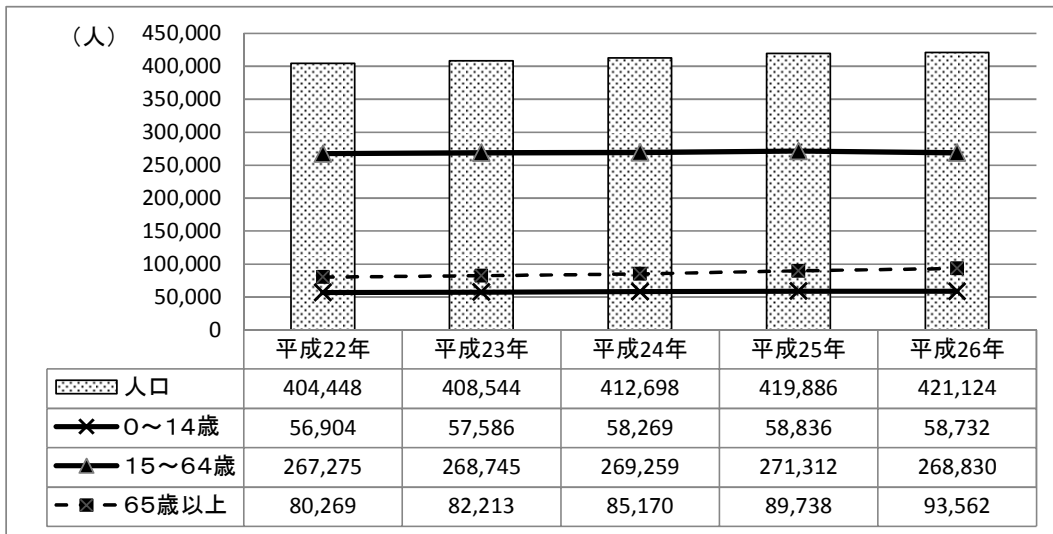
第2章 子ども・子育て、若者を取り巻く状況

1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況

(1) 人口・世帯数

①藤沢市の人口の推移

ここ5年間の藤沢市の総人口は上昇傾向となっており、平成22年から平成26年にかけて16,676人の増加となっています。

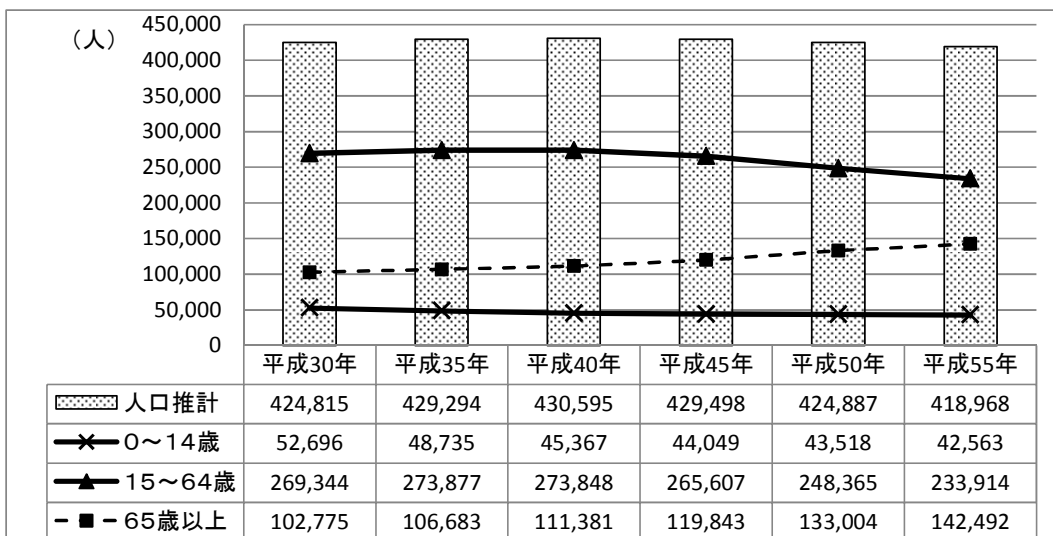


資料：住民基本台帳各年4月1日現在

(住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成24年から外国人住民含む)

②将来人口の見通し

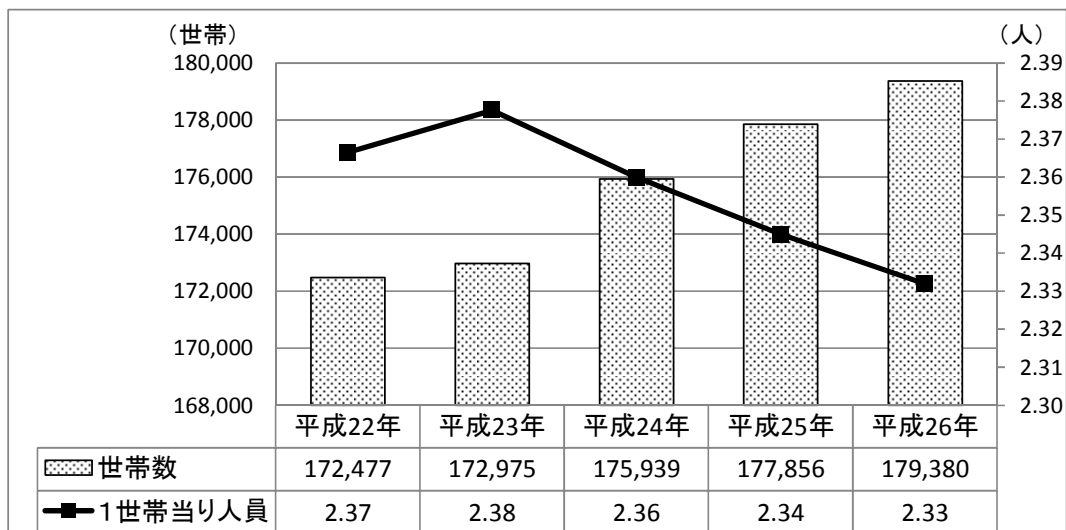
本市の人口はこれまで増加してきており、この傾向は平成40年頃まで堅調に推移すると推計されますが、0～14歳人口、15～64歳人口は減少傾向にあり、少子化が進むものと推測されます。



資料：国勢調査を基準とした推計値

③世帯数の推移

総人口の増加により世帯数も増加していますが、一方で1世帯あたりの人員は減少しています。

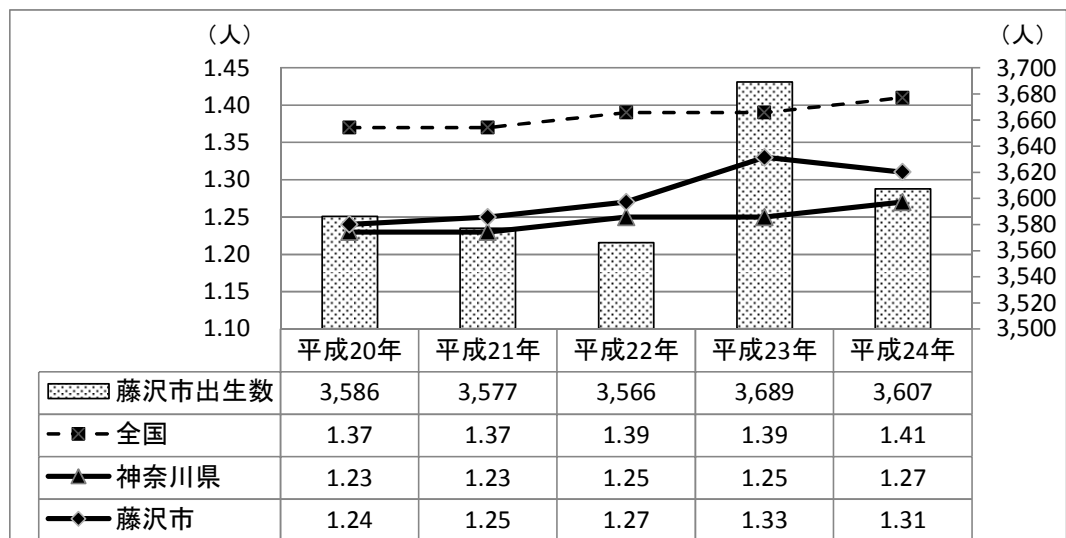


資料：国勢調査を基準とした推計値

(2) 出生の状況

①出生数と合計特殊出生率

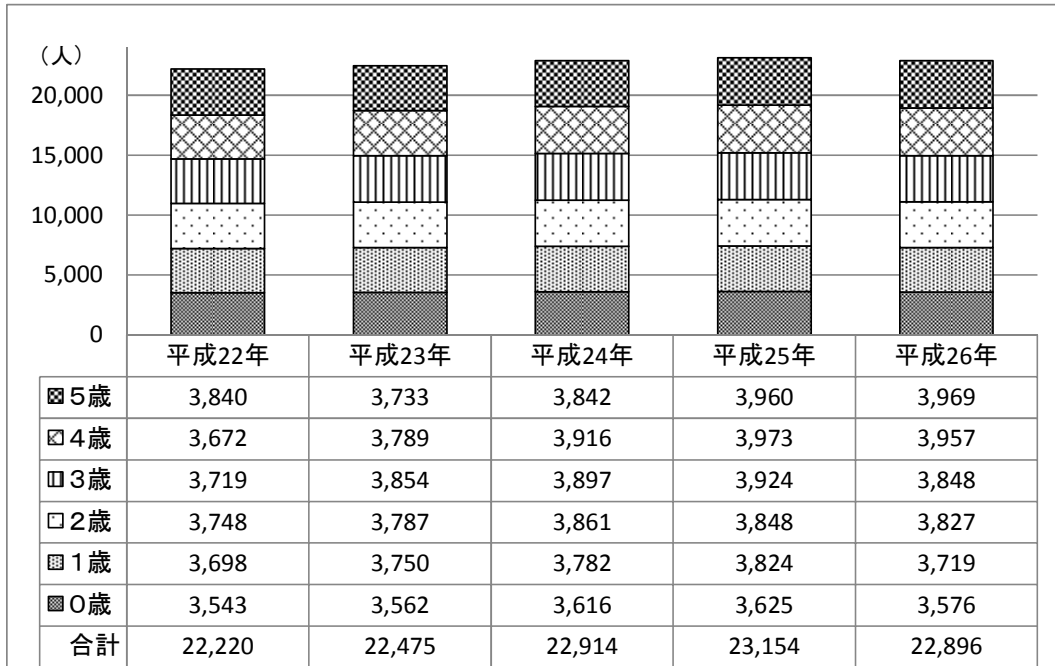
本市の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生に生む子どもの平均数）は、やや増加傾向にあり、神奈川県よりは高いものの、全国よりは低い値となっています。国の合計特殊出生率は、平成元年に過去最低の 1.57 人となり、さらに平成 17 年には 1.26 人まで落ち込んだものの、このところは微増傾向にあります。



資料：神奈川県衛生統計年報

②就学前児童の推移

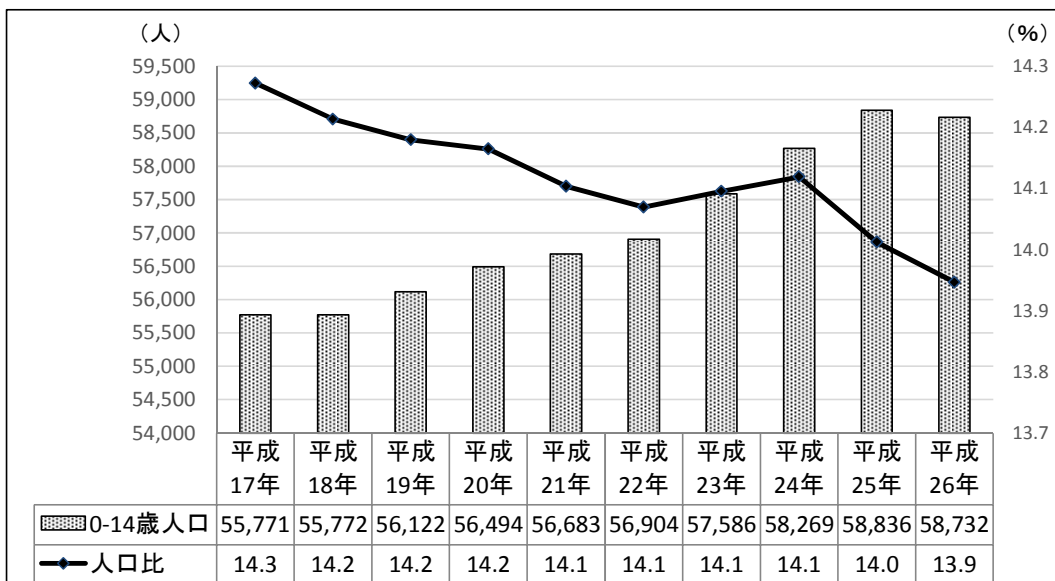
就学前児童は、平成25年までは増加傾向にありましたが、平成26年にはやや減少に転じています。



資料：住民基本台帳各年4月1日現在

③年少人口の推移

0～14歳人口の総人口に占める割合については、平成17年では14.3%でしたが、平成26年では13.9%と減少傾向にあり、人口が増加する一方で、すでに少子化がすすんでいる状況がわかります。

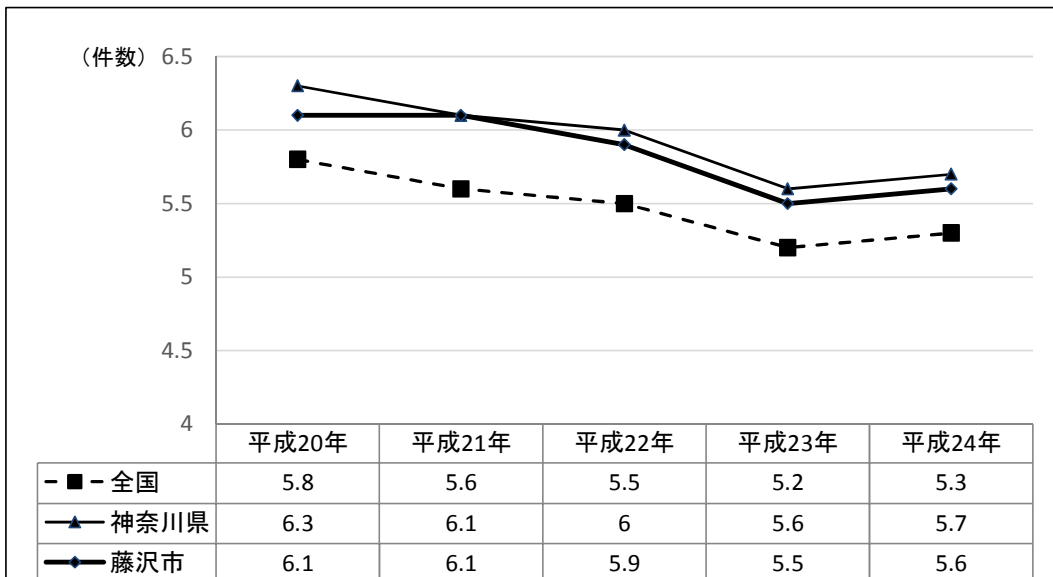


資料：藤沢市統計年報

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

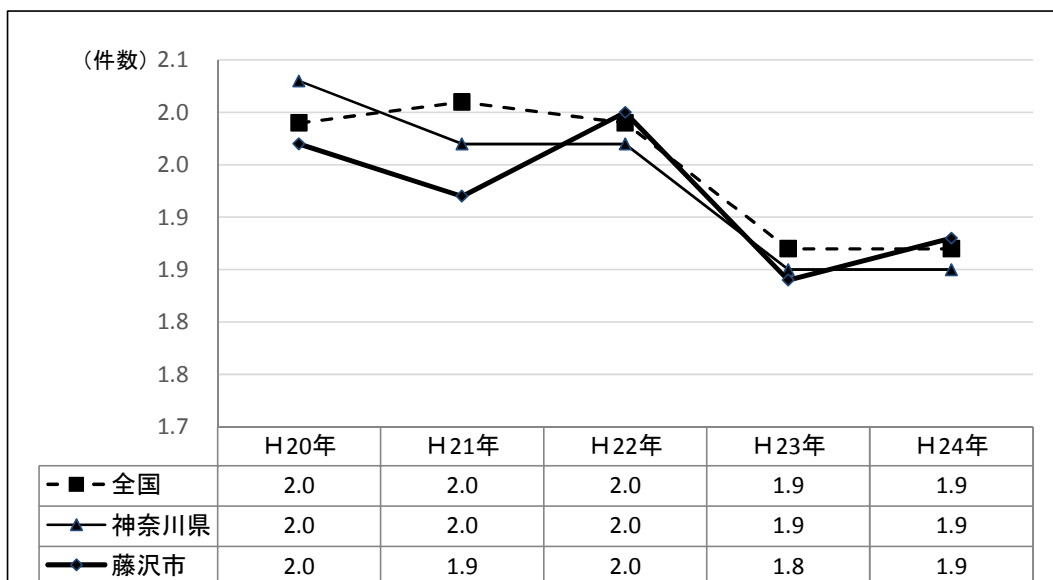
婚姻率については、全国、神奈川県と同様に緩やかな減少傾向にあります。
 なお、婚姻率は、千人当たりにおける婚姻件数です。



資料：神奈川県衛生統計年報

② 離婚率の推移

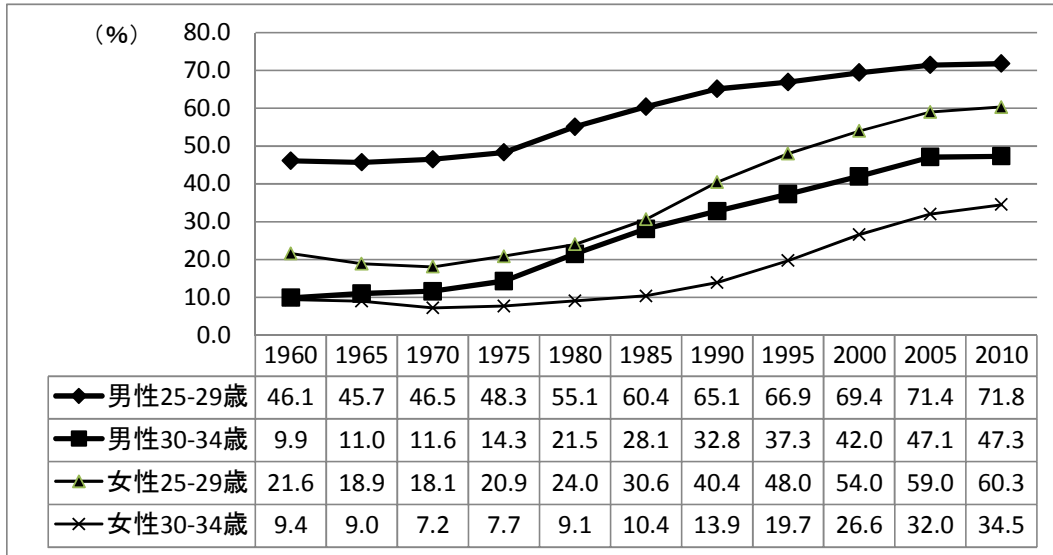
離婚率は、千人当たりにおける離婚件数です。



資料：神奈川県衛生統計年報

③未婚率の推移

2010年（平成22年）の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇しています。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35歳～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっています。

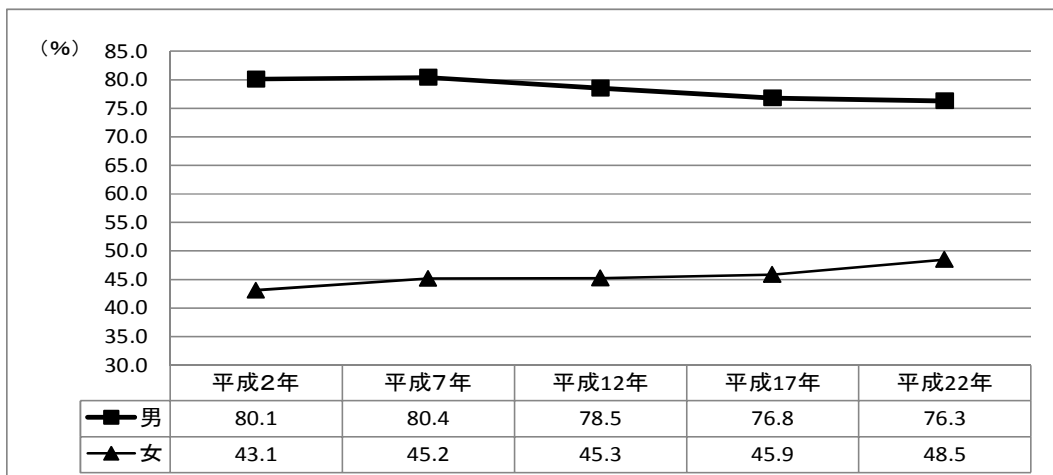


資料：国勢調査

(4) 就労の状況

①労働力率²の推移

男性の労働力率は、わずかに減少傾向にありますが、女性は増加傾向にあり、平成22年には5割近くに達しています。

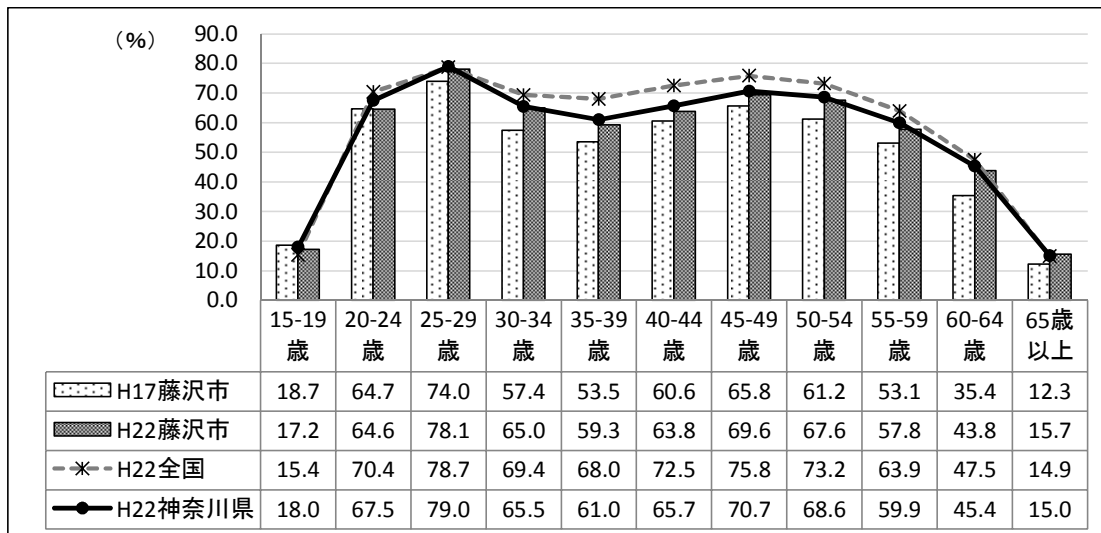


資料：国勢調査

² 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

②女性の労働力率

女性の労働力率を年代別に見ると、平成17年には30歳代の労働力率が低い典型的なM字型になっていますが、平成22年にはやや改善され35～39歳の労働力率は6割近くに達しています。

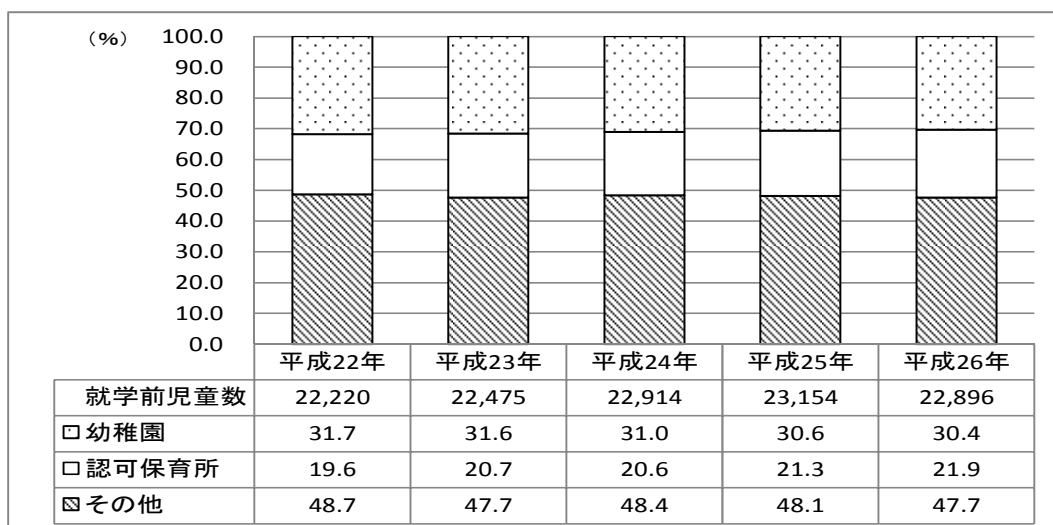


資料：国勢調査

(5) 就学前児童の状況

①幼稚園・認可保育所の利用状況の推移

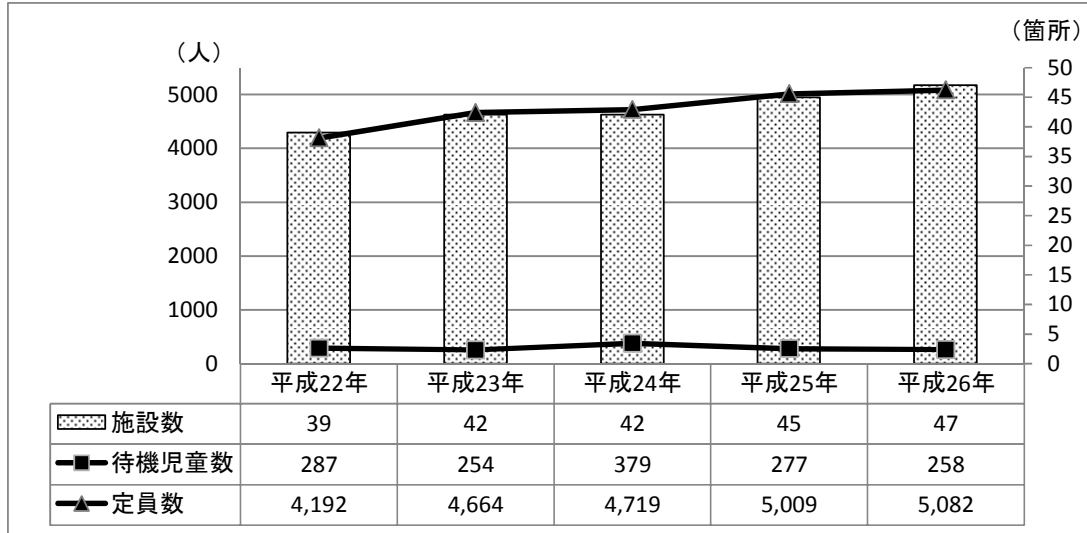
幼稚園と認可保育所の利用者は平成25年までは増加傾向にありましたが、平成26年には減少に転じています。利用割合は、ほぼ同割合で推移しています。



資料 就学前児童数は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）
 認可保育所利用状況は保育課（各年4月1日現在）
 幼稚園利用状況は神奈川県学校基本調査結果報告書（各年5月1日現在）

②認可保育所の施設数・定員数及び待機児童数の推移

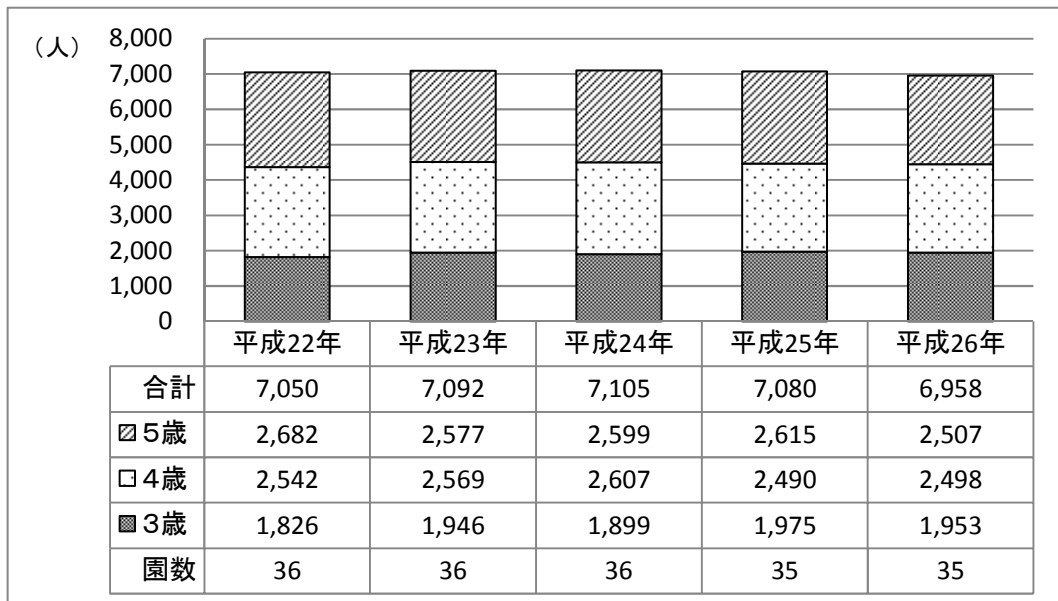
認可保育所の施設数は増加しており、平成22年から平成26年にかけて8施設増えています。それに伴い定員数も増加していますが、待機児童数は各年によって増減があり、平成24年をピークに減少傾向にあります。



資料：保育課（各年4月1日現在）

③幼稚園数と幼稚園在籍者数の推移

幼稚園数は平成25年に1園減少しています。在園者数は5歳児が最も多く、次いで4歳児、3歳児となっていますが、平成26年には5歳児の減少が大きく4歳児はほぼ同数となっています。

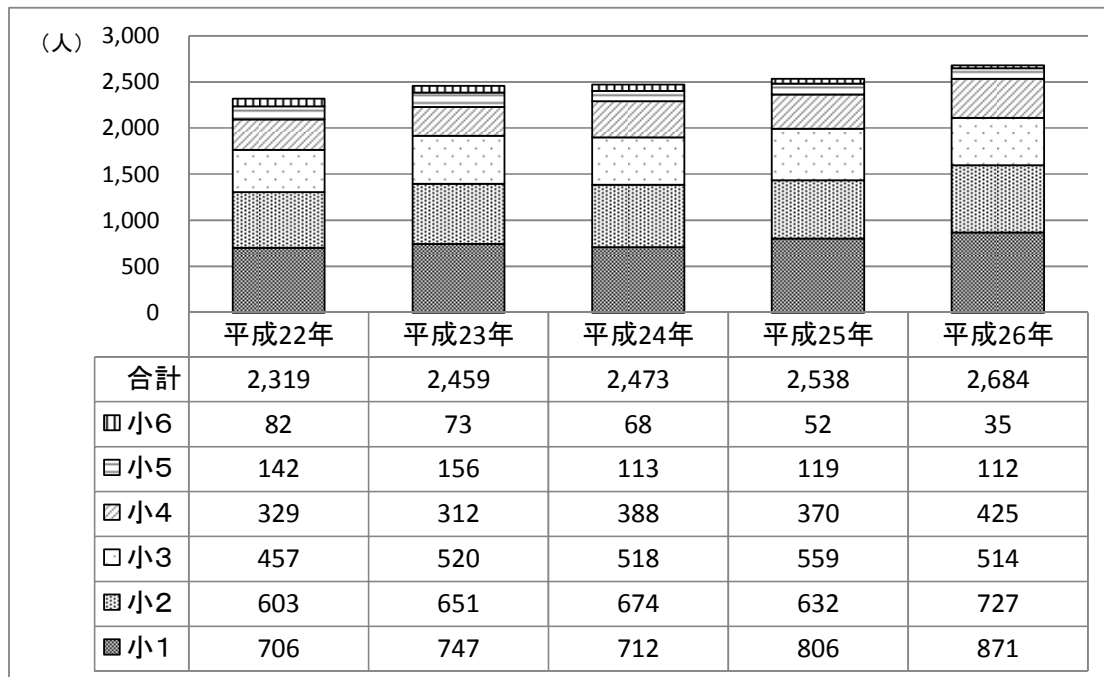


資料：神奈川県学校基本調査結果報告書（各年5月1日現在）

(6) 放課後児童クラブの状況

①児童クラブの入所人数の推移

児童クラブの入所人数は増加傾向にあり、平成22年から平成26年にかけて365人増加しています。小学5年生以上は減少傾向にありますが、低学年では増加傾向にあります。



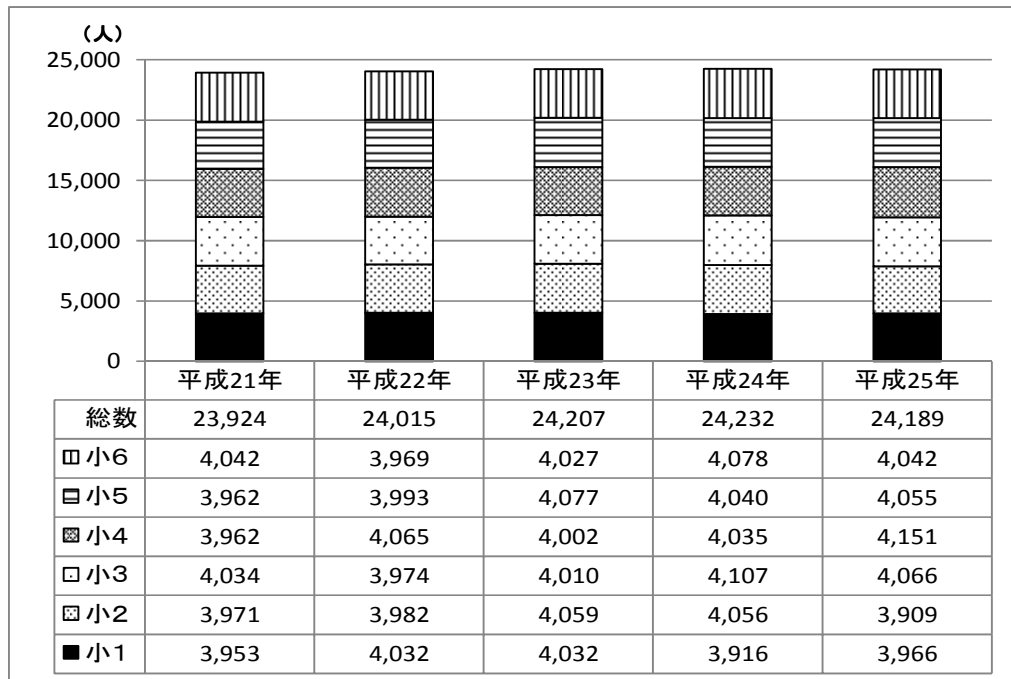
資料：子ども青少年育成課（各年5月1日現在）

2. 子ども・若者に関わる概況

(1) 生徒数の推移

① 小学校

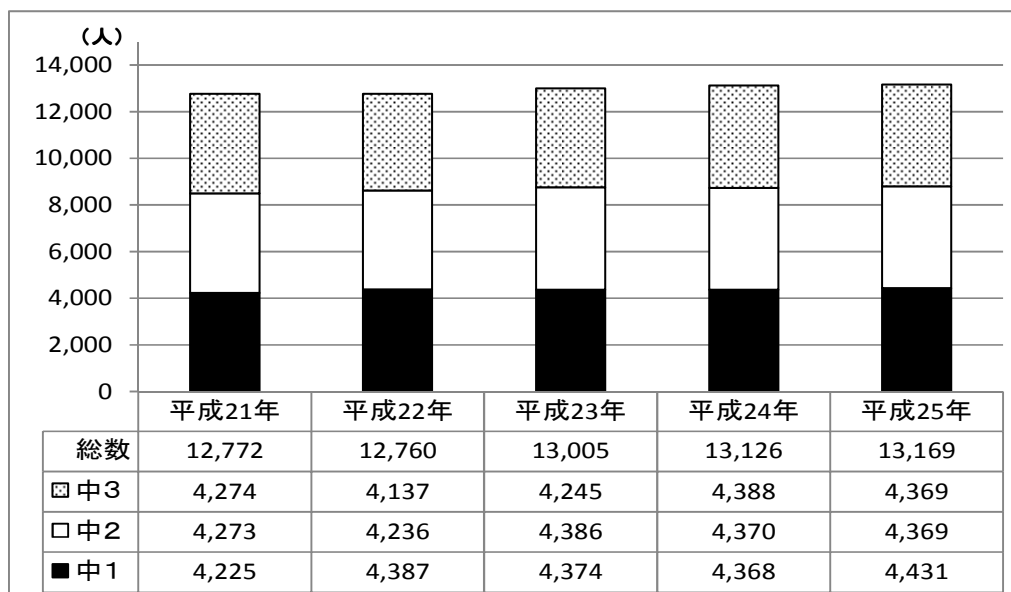
小学校の生徒数は平成24年まで増加傾向にありましたが、平成25年はやや減少に転じています。



資料：学校基本調査

② 中学校

中学校の生徒数は平成21年から平成22年にかけて微減しましたが、その後増加傾向となっております。

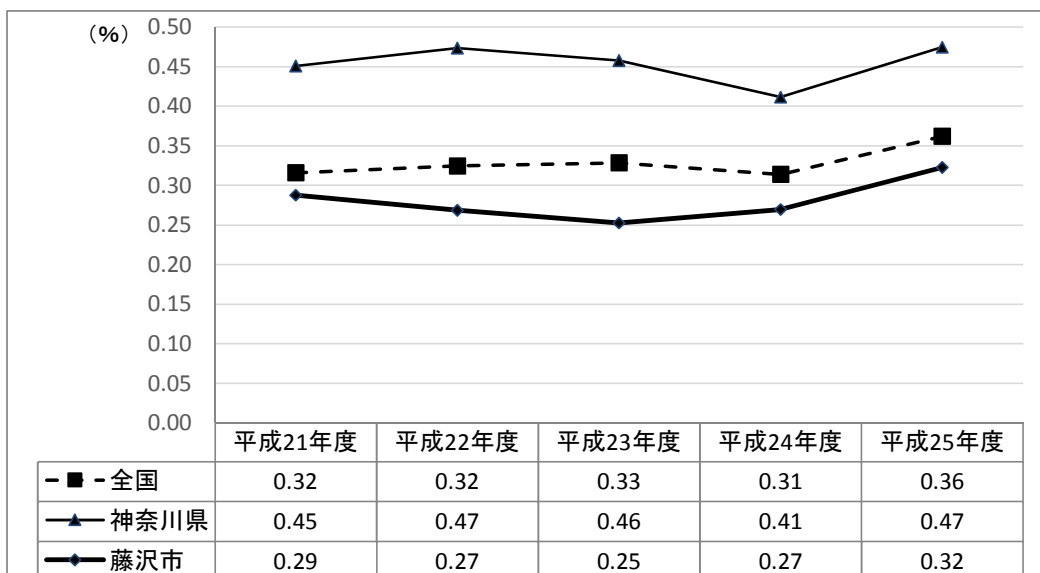


資料：学校基本調査

(2) 不登校児童生徒の状況

①小学生不登校率の推移

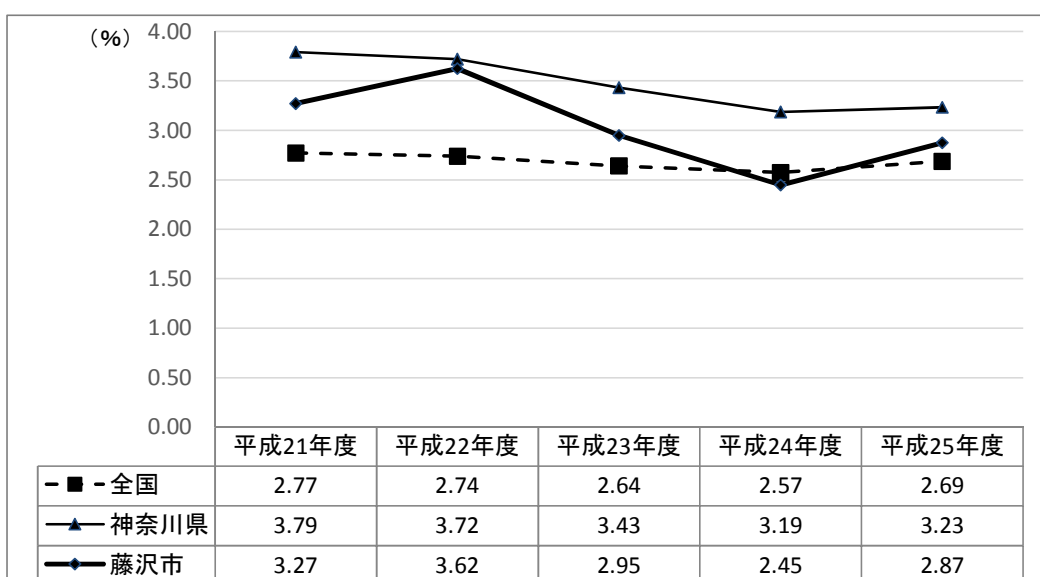
小学生児童の不登校率はほぼ同割合で推移していますが、平成24年度から平成25年度にかけては全国、神奈川県、藤沢市ともに増加しています。



資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
(全国は国公立、神奈川県と藤沢市は公立)

②中学生不登校率の推移

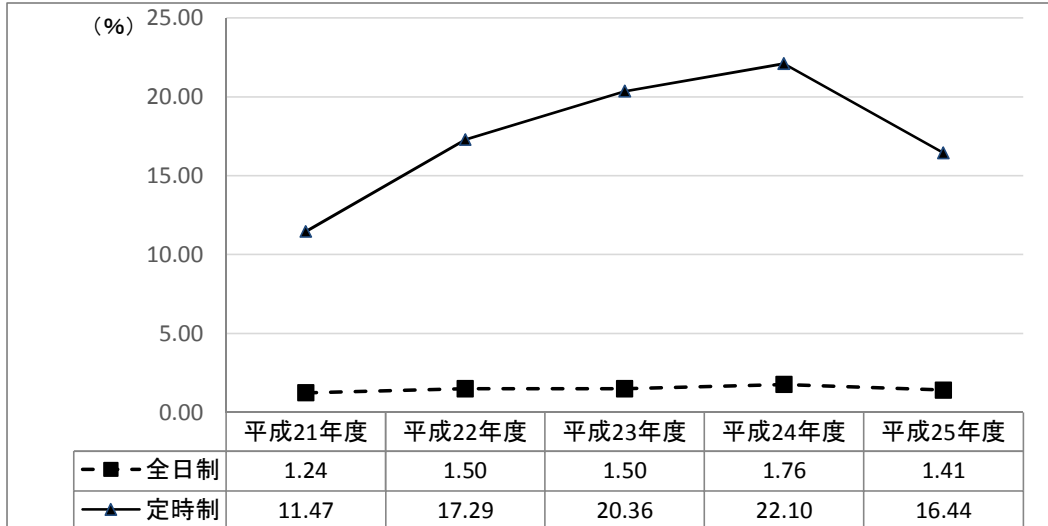
中学校生徒の不登校率は平成24年度までは概ね減少傾向にありましたが、平成24年度から平成25年度にかけて増加傾向に転じています。



資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
(全国は国公立、神奈川県と藤沢市は公立)

③公立高等生不登校率の推移

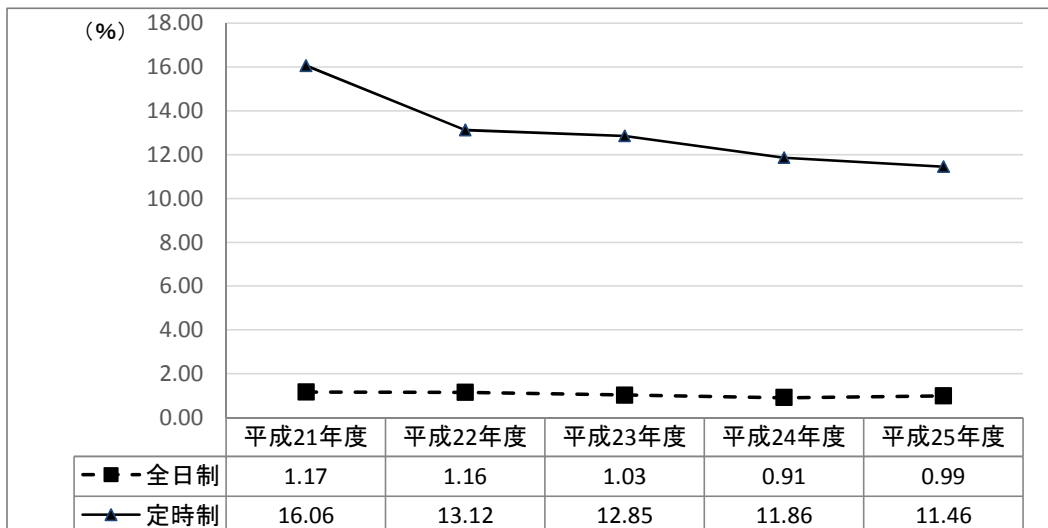
神奈川県公立高等学校生徒の不登校率は全日制ではほぼ同割合で推移していますが、定時制では平成24年度まで増加傾向にあり、平成25年度は減少に転じています。



資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

(3) 公立高等学校中途退学者の状況

神奈川県公立高等学校の中途退学率は全日制では平成24年度まで減少傾向にありましたが、平成25年度はわずかに増加しています。定時制ではゆるやかに減少傾向にあります。

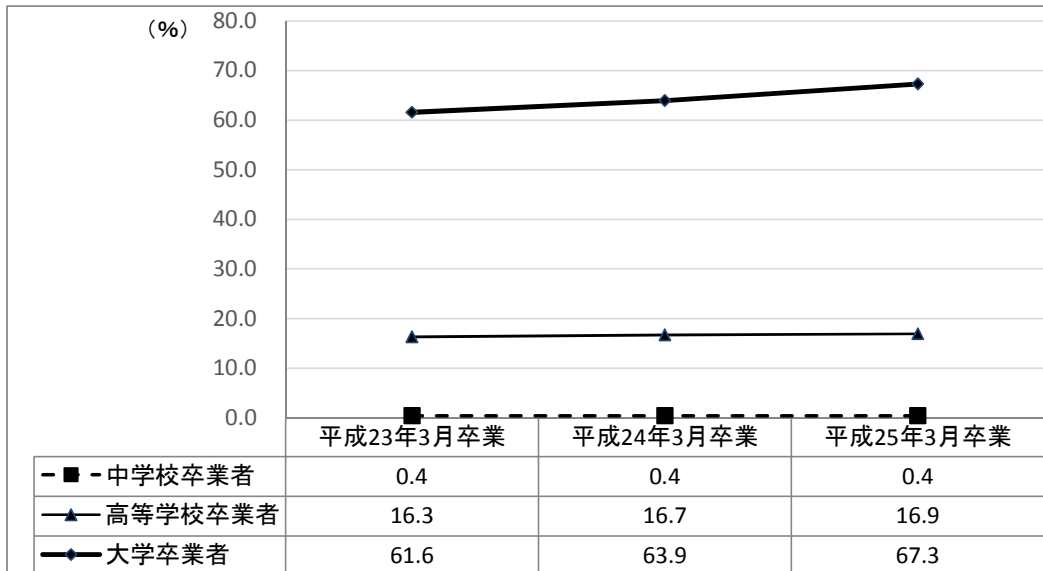


資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

(4) 就職・離職の状況

①就職率の推移

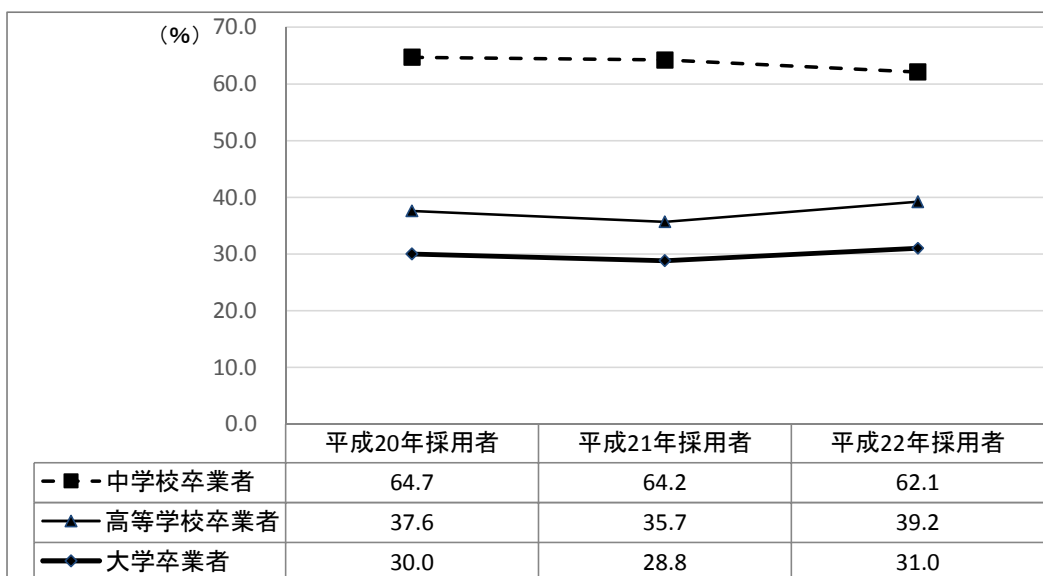
中学校卒業者と高等学校卒業者の就職率はほぼ横ばいとなっており、大学卒業者の就職率は増加傾向にあります。



資料：平成26年版子ども・若者白書

②就職後3年間の離職率の推移

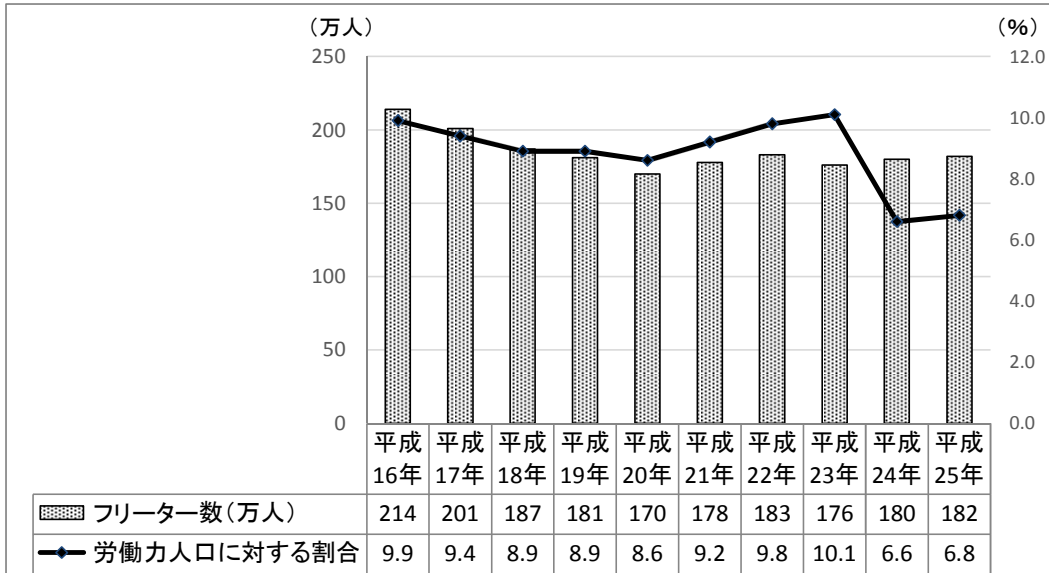
就職後3年間の離職率は中学校卒業者でわずかに減少傾向にありますが、高等学校卒業者と大学卒業者では平成24年から25年にかけて増加しています。



資料：平成26年版子ども・若者白書

(5) フリーターの状況

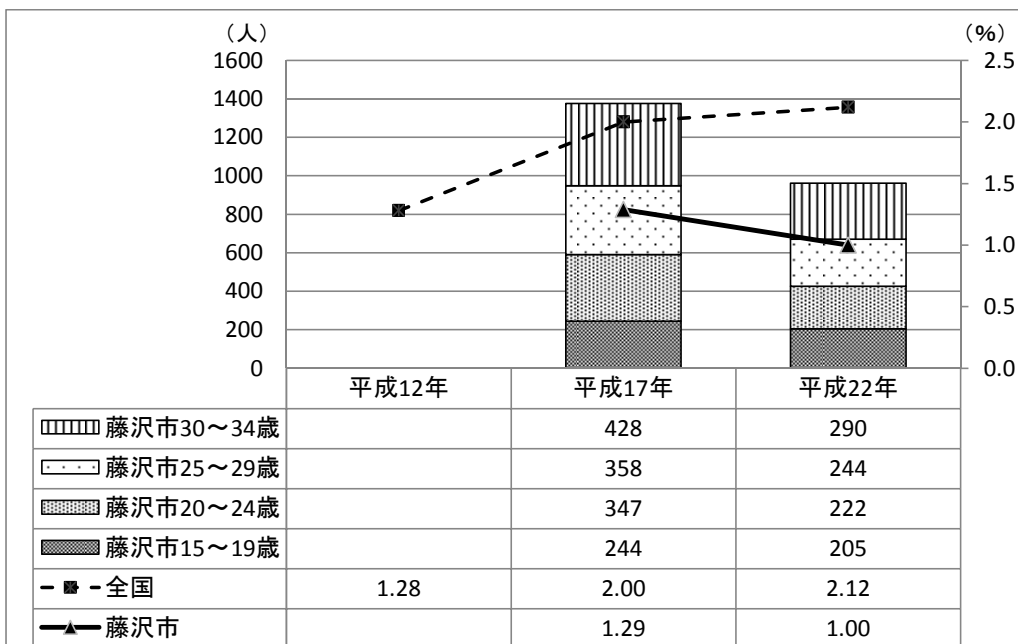
フリーター数は平成 20 年までは減少傾向にありましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。一方、労働力人口に対する割合では平成 20 年から増加傾向にありましたが、平成 23 年から平成 24 年にかけて大きく減少しています。



資料：平成26年版子ども・若者白書

(6) 若年無業者の状況

若年無業者は全国では増加傾向にありますが、本市では平成 17 年から平成 22 年にかけて減少傾向にあり、416 人の減少となっています。



資料：国勢調査、労働力調査

(7) ひきこもりの状況

広義のひきこもりは 69.6 万人、ひきこもり親和群は 155 万人と推計されています。

区分	推計数	有効回収率に占める割合	
狭義のひきこもり	23.6 万人	0.60%	<ul style="list-style-type: none"> ・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
準ひきこもり	46.0 万人	1.19%	<ul style="list-style-type: none"> ・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
合計 (広義のひきこもり)	69.6 万人	1.79%	
ひきこもり親和群	155 万人	3.99%	<ul style="list-style-type: none"> ・家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・嫌な出来事があると、外に出たくなる ・理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

資料：内閣府ひきこもりに関する実態調査

(平成 22 年 2 月調査 15~39 歳 5,000 人対象 有効回収率 65.7%)

3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみた現状

(1) 調査の実施

計画の策定に当たっては、子育て支援に関する利用状況や意見・要望等を把握すると共に、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査対象・回収率は、以下のとおりです。

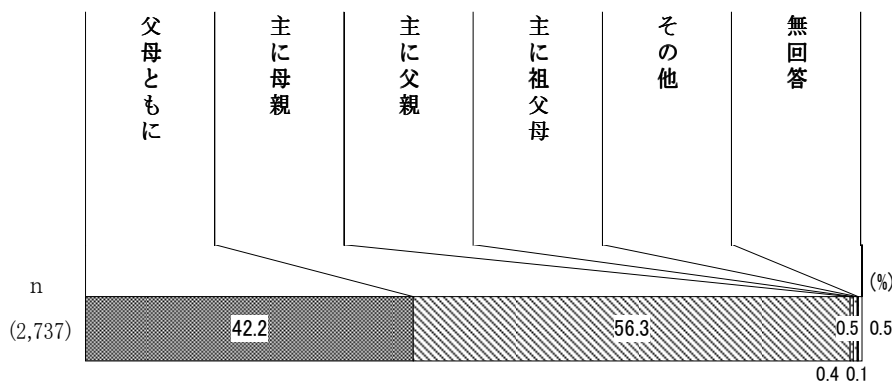
調査地域	藤沢市全域
調査対象	市内在住の就学前児童をもつ保護者6,000名
対象者抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式
調査期間	2013年(平成25年)10月25日(金)～11月15日(金)
回収数	2,759人
回収率	46.0%

(2) 現状の分析

① 対象の子どもと家族の状況

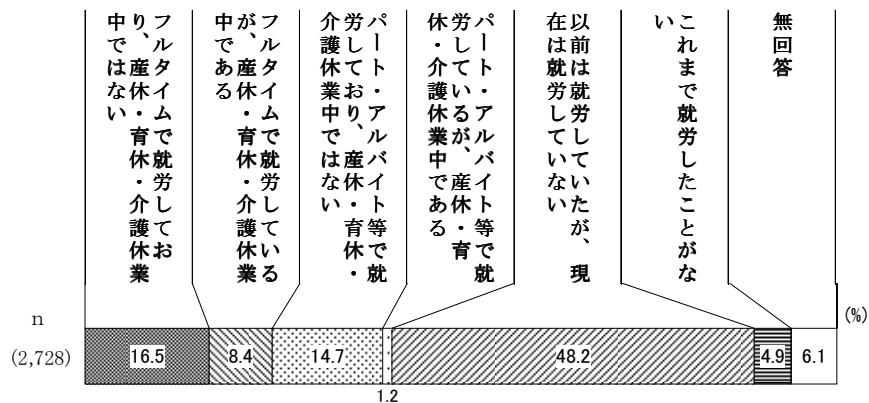
◆子育てを主に行っている人

・子育て(身の回りの世話や教育などを含む)を主に行っている人は、「父母ともに」が4割超、「主に母親」が5割台半ばとなっています。



◆母親の就労状況

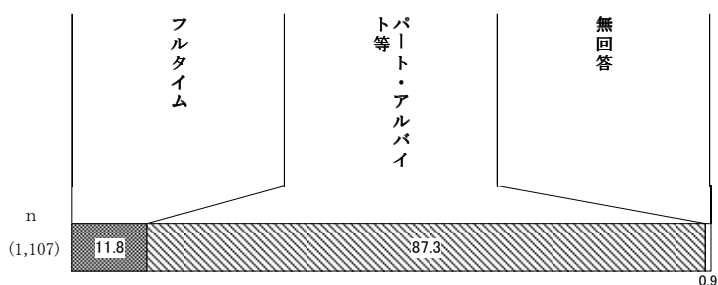
・母親の就労状況は、「フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）」が2割台半ば、「パート・アルバイト等」が1割台半ば、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が半数近くとなっています。



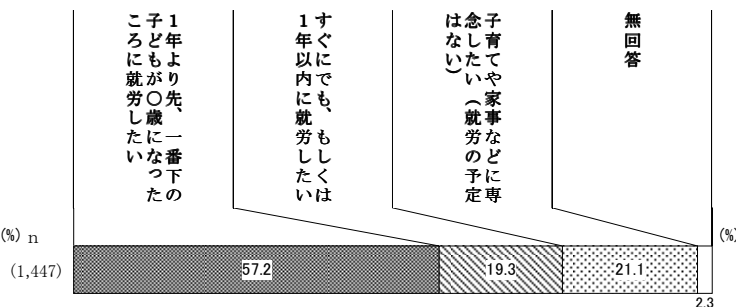
◆母親の就労意向

・就労意向については、非就業者のうち8割近くが就労意向を持っており、就労形態については9割近くがパート・アルバイト等を希望しています。就労時期の希望は、「1年以内」が2割、子どもが成長した後という希望の中では、「一番下の子どもが6歳以上になったら」が過半数となっています。

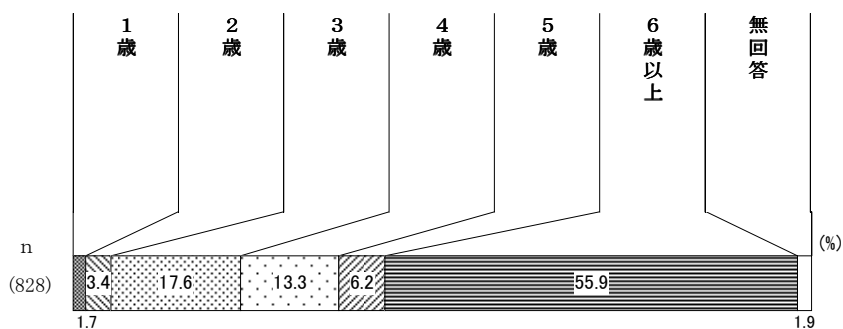
〈就労形態〉



〈就労時期〉



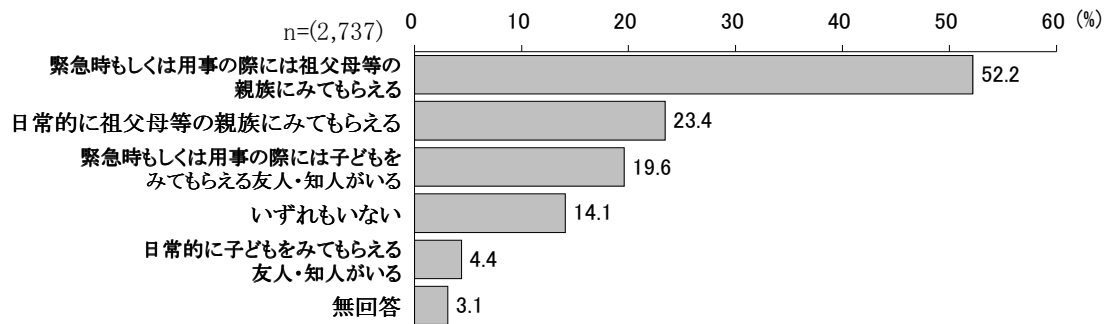
〈子どもの年齢〉



②子どもの育ちをめぐる環境

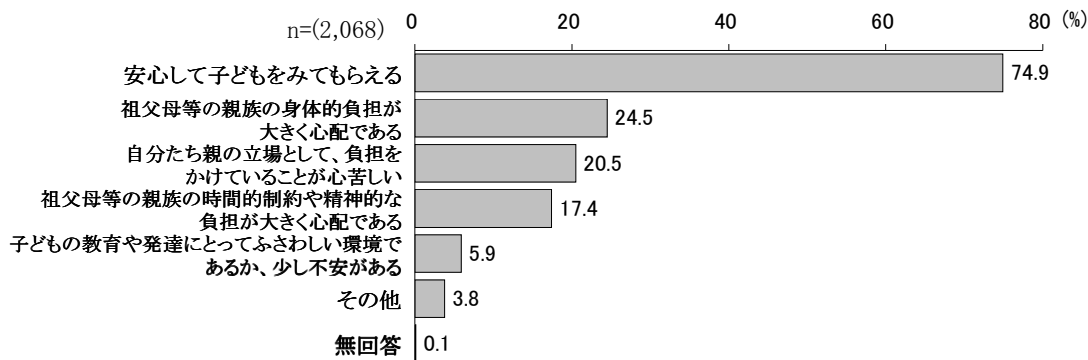
◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

- 子どもをみてもらえる親族・友人については、「日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる家庭」が2割強、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる家庭」が5割強となっています。また、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる家庭」は4.4%、「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる友人・知人がいる家庭」は約2割となっています。



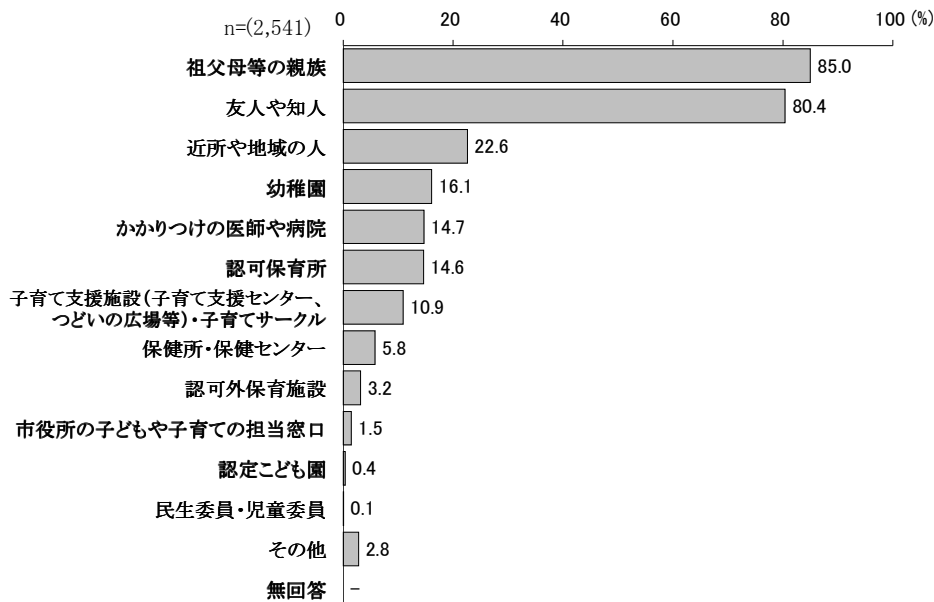
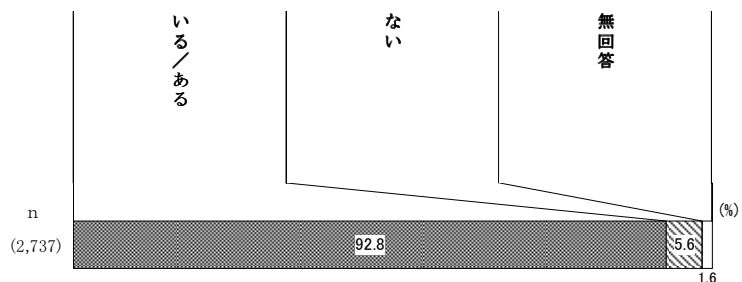
◆祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況

- 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況については、「祖父母等に安心してみてもらえる」という回答が7割を占めています。一方、「祖父母等の身体的負担が大きく心配である」が2割台、「親の立場として負担をかけていることが心苦しい」が2割となっています。



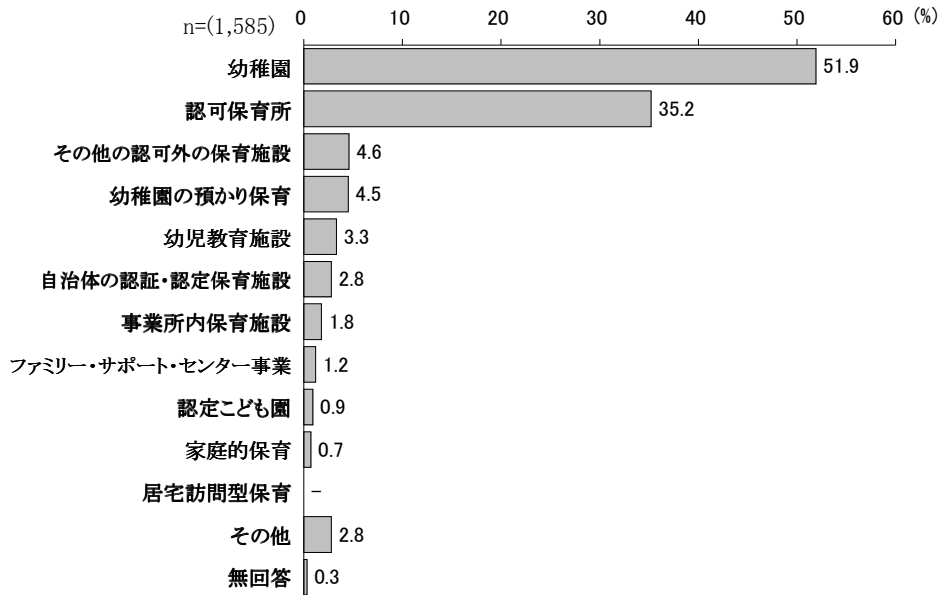
◆子育てをする上で気軽に相談できる相談先

・子育てについて気軽に相談ができる人については、9割台前半が「いる／ある」と回答しており、その相談先は「祖父母等の親族」や「友人・知人」が8割を超えており、次に「近所」や「地域の人」が2割台前半で続いています。

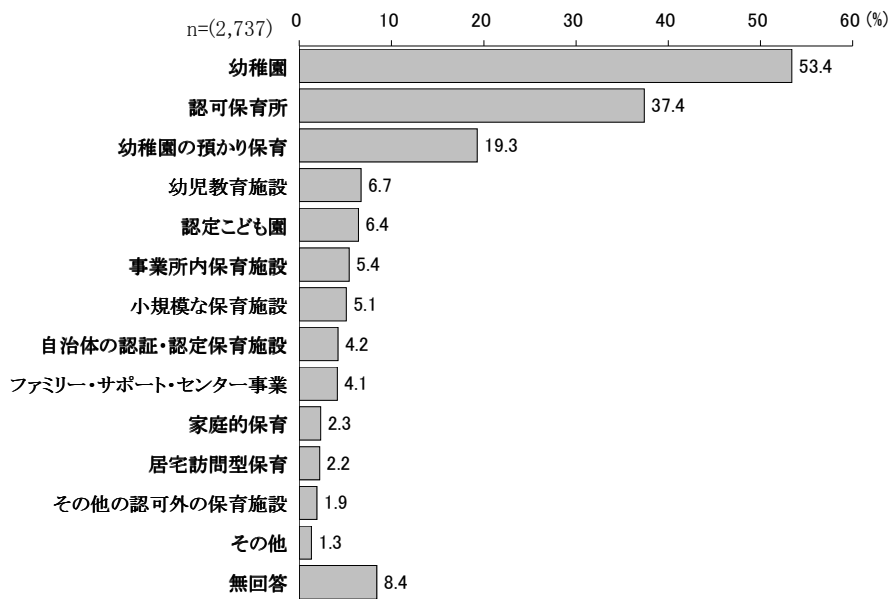


③ 定期的な教育・保育事業の利用

- 平日の利用状況については、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、幼児教室施設、認証・認定保育施設の順となっています。



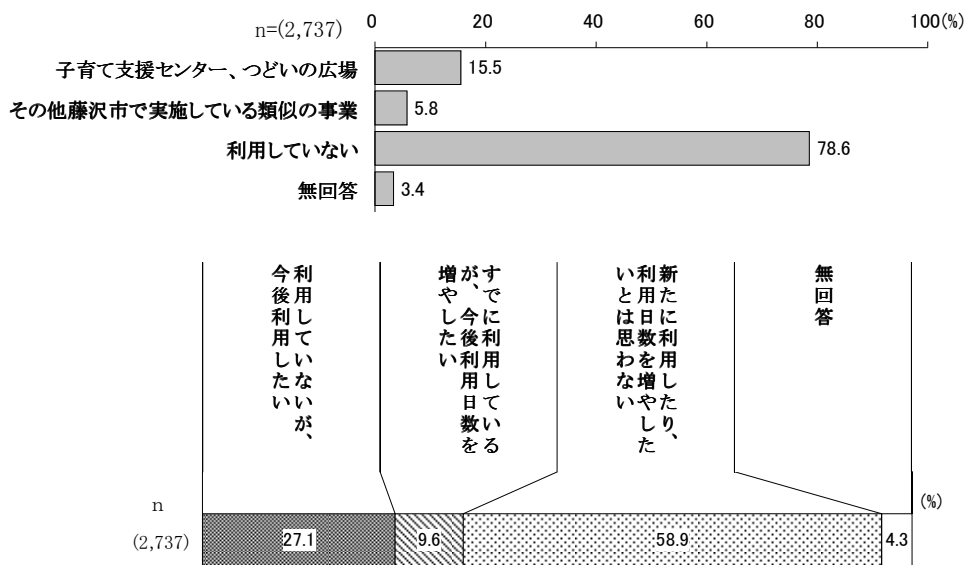
- 今後の利用希望については、幼稚園の預かり保育が19.3%と現状の4.5%と比較すると特に高くなっています。また、幼児教育施設や認定こども園、事業所内保育所なども現状と比較すると高くなっています。



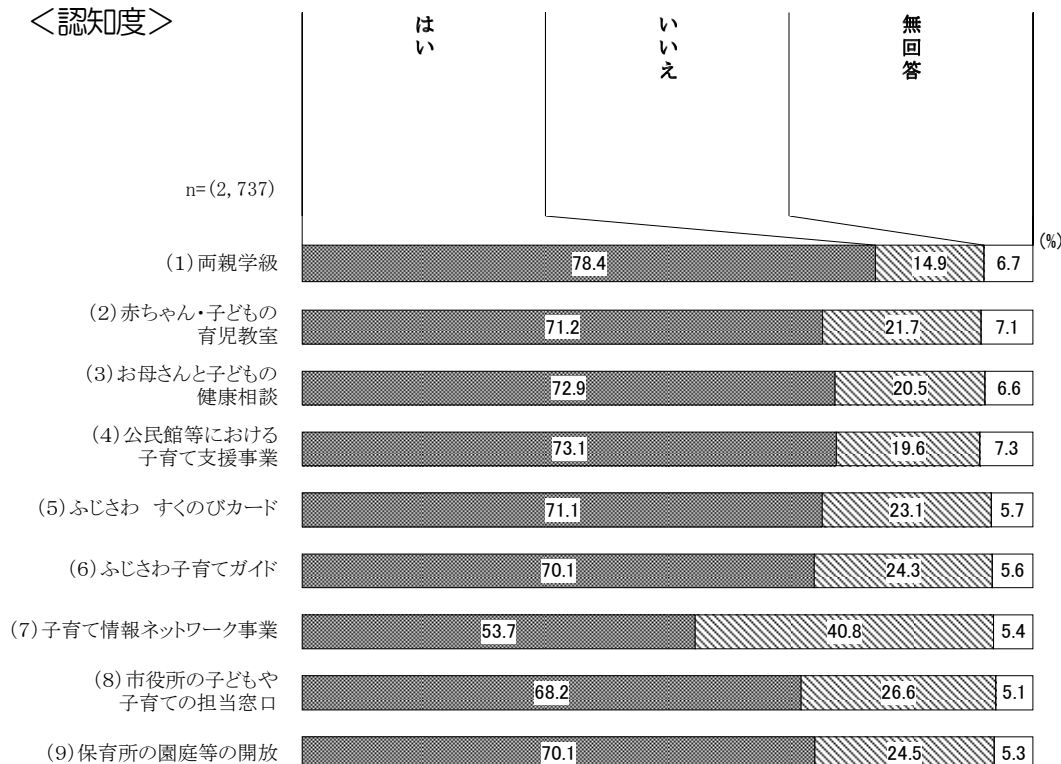
④ 地域の子育て支援事業の利用状況・認知度・利用意向

- ・ 現在の子育て支援センター、つどいの広場の利用状況は1割台半ばであり、7割台後半が利用していないと回答しています。今後の利用希望は3割台前半となっています。
- ・ 事業の認知度では、子育て情報ネットワーク事業は5割台前半とやや低くなっていますが、その他の事業は7割程度と高くなっています。事業の利用意向は、ふじさわすくのびカード、ふじさわ子育てガイド、子育て情報ネットワーク事業、公民館等における子育て支援事業が5割台で特に高くなっています。

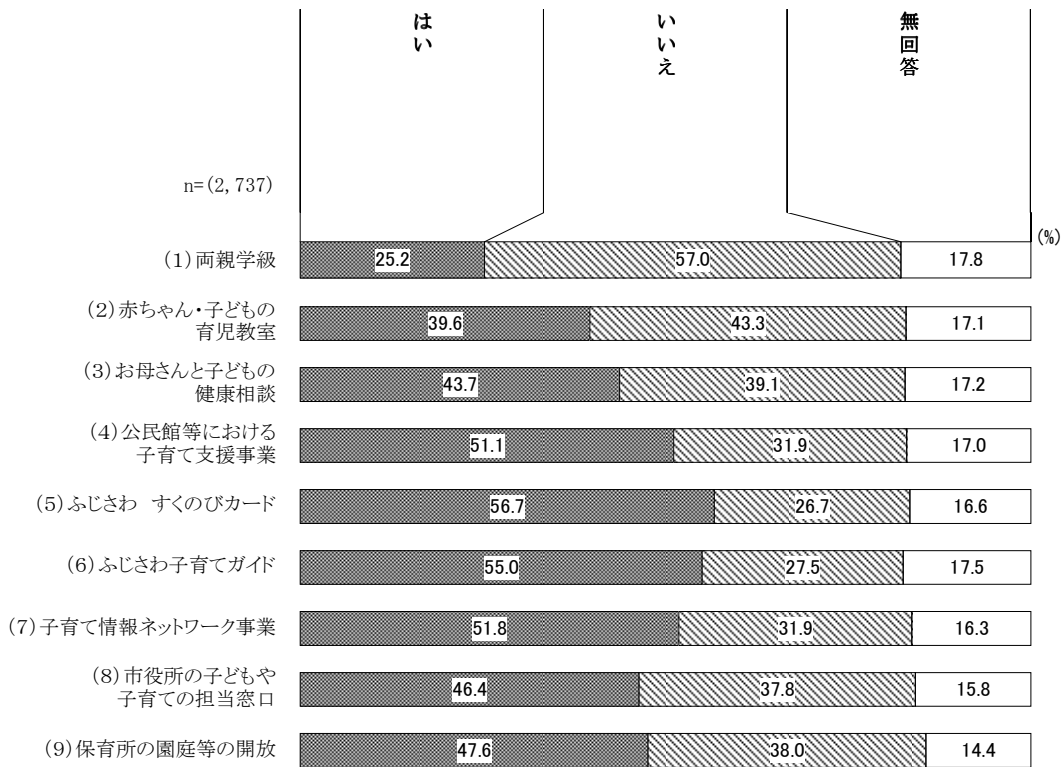
〈利用状況〉



〈認知度〉



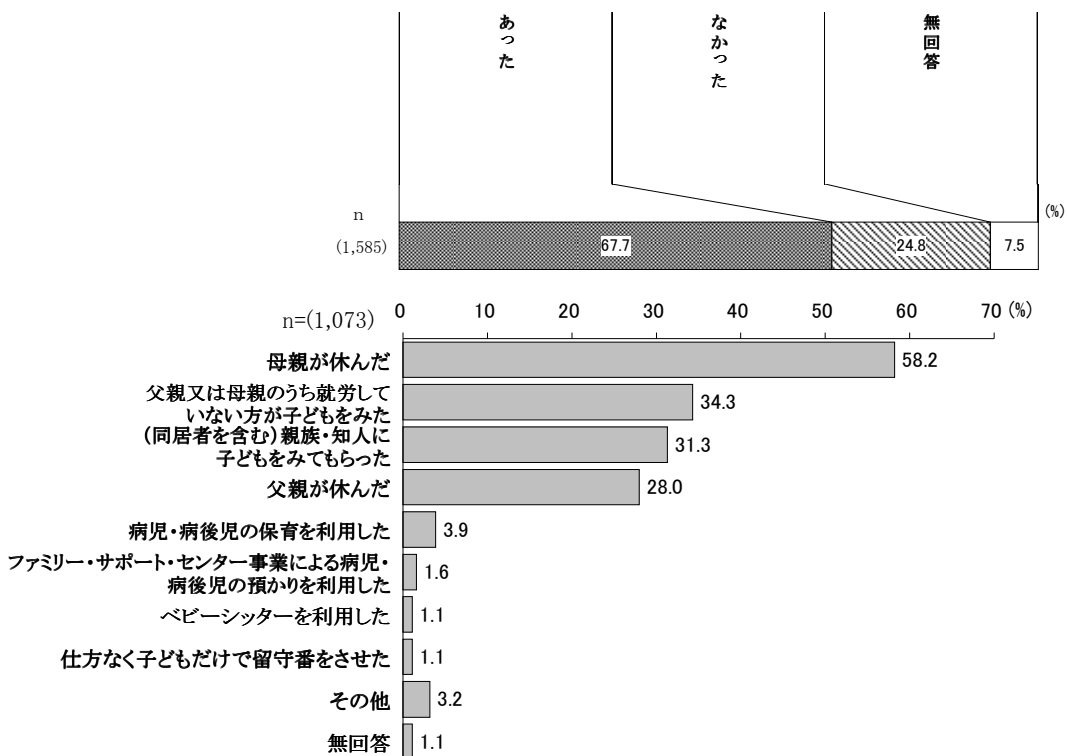
<利用意向>



⑤ 病気の際の対応

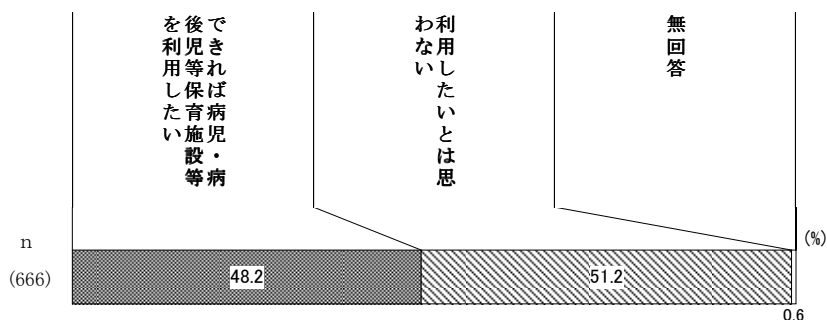
◆この一年間に病気やケガで通常の事業利用ができなかったことの有無

・子どもが病気やケガで平日の教育・保育事業を利用できないことがあった人は6割台後半となっており、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が5割台後半ともっとも高くなっています。

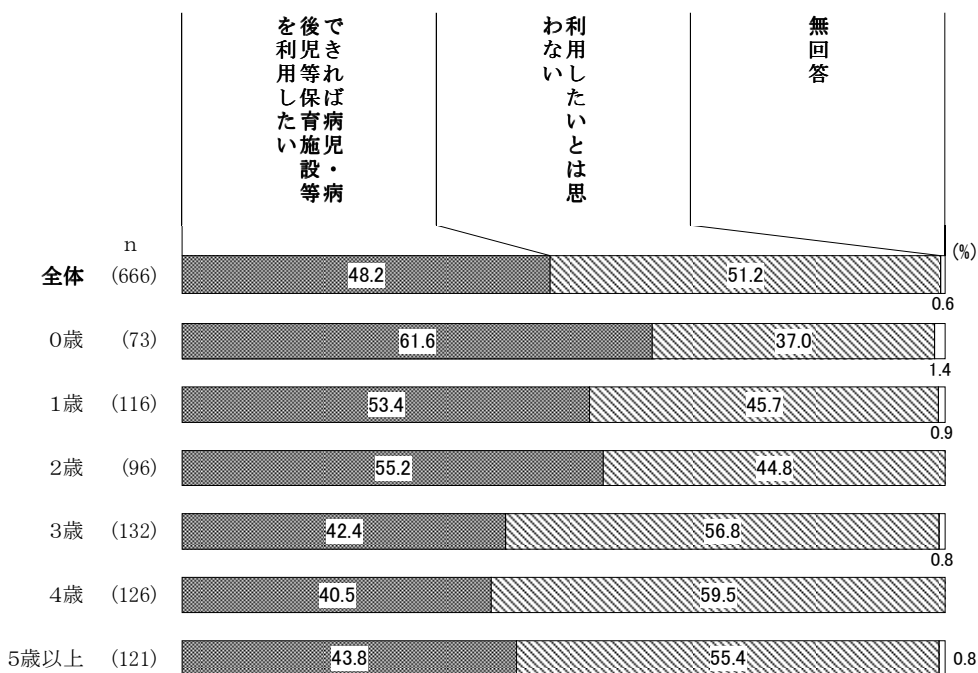


◆父母が休んで対処した場合の施設等の利用希望の有無

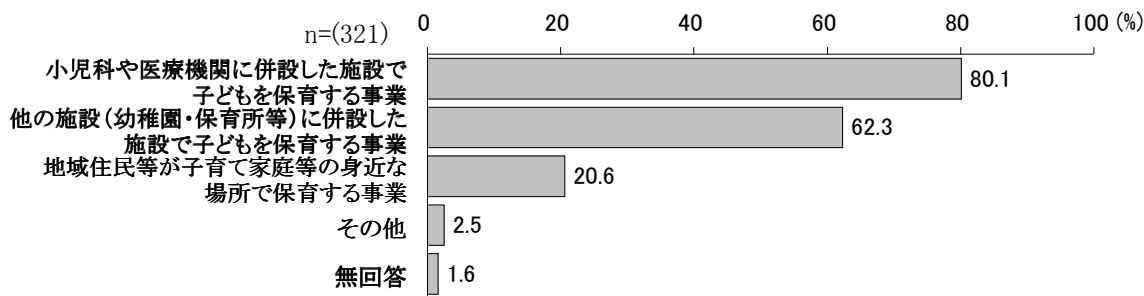
・父親や母親が休んで対処した人の病児・病後児等保育施設の利用希望は、4割台後半となっており、事業形態としては「小児科や医療機関に併設した施設」、「幼稚園・保育所等に併設した施設」へのニーズが高くなっています。



〈年齢別〉

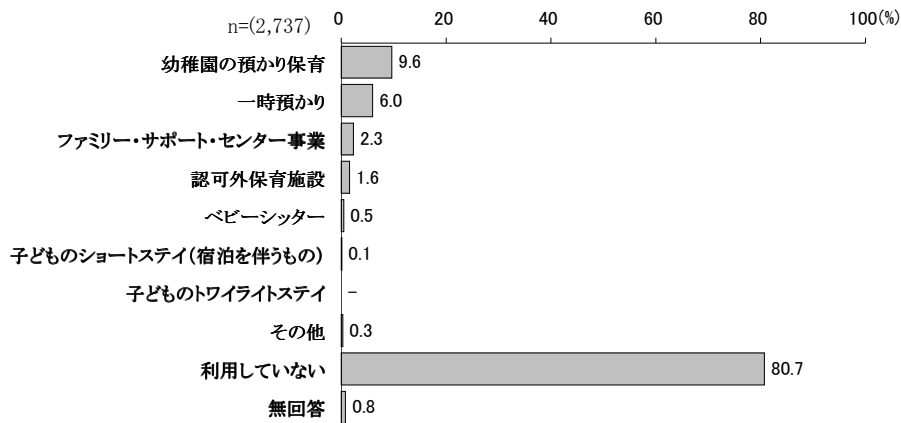


〈施設別〉

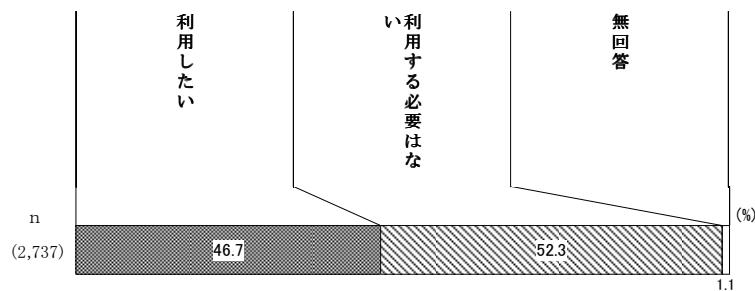


⑥ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

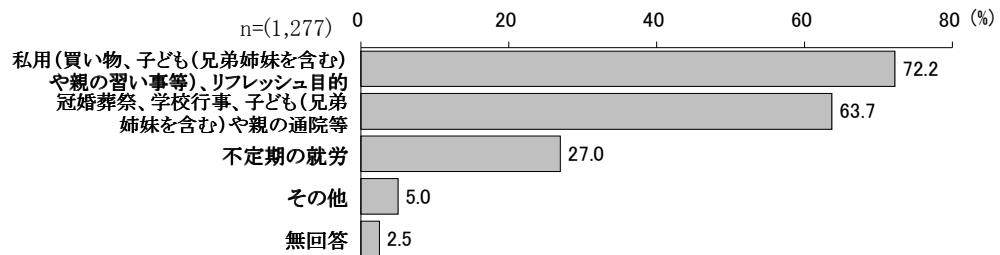
・不定期の教育・保育事業の利用状況は、幼稚園の預かり保育が約1割となっています。利用希望は4割台後半となっており、目的としては、買い物や習い事などの私用やリフレッシュ目的が7割台前半と最も高くなっています。施設等の事業形態は、幼稚園や保育所等の大規模施設が6割台後半と特に高くなっています。



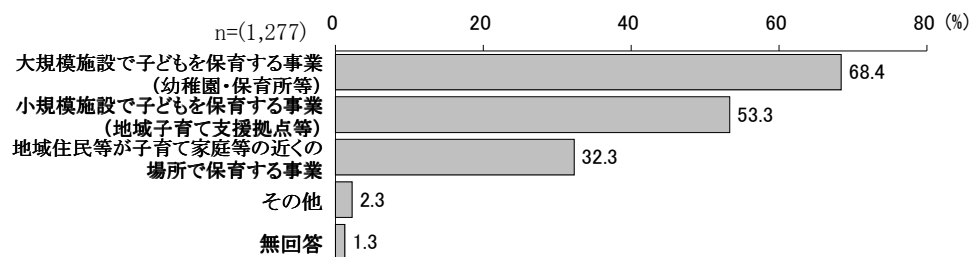
<利用希望>



<目的>



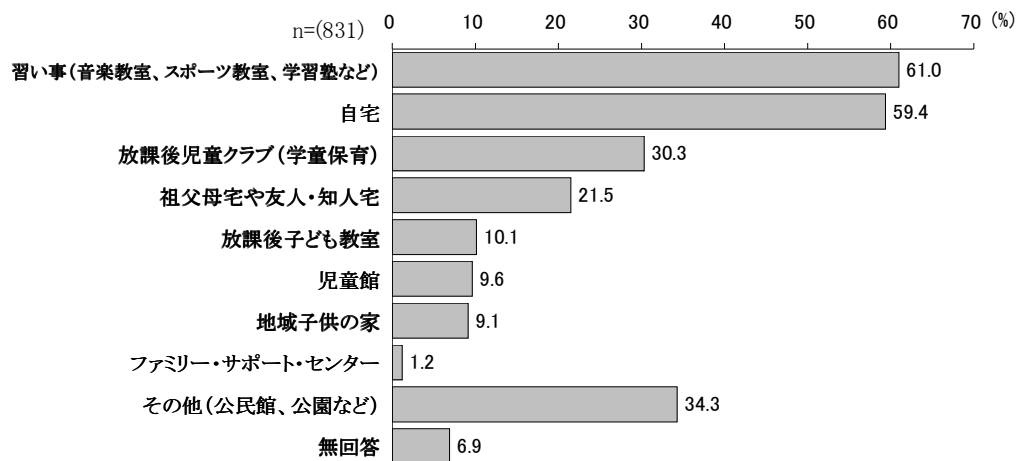
<事業形態>



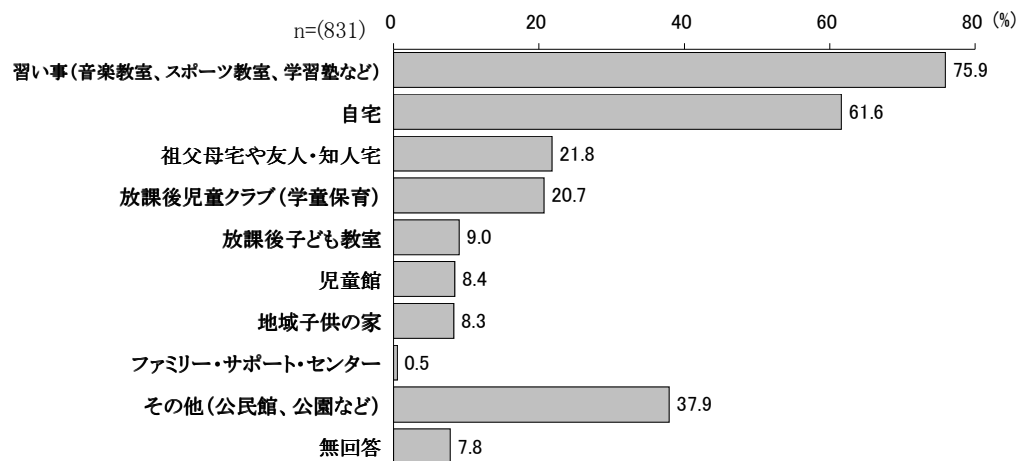
⑦ 学校就学後の放課後の過ごし方

・平日の小学校終了後の放課後の時間の過ごし方については、小学校低学年のうち、自宅、祖父母宅や友人・知人宅、週に1、2回の習い事などが選択されています。放課後児童クラブの利用意向は3割となっています。高学年になると、習い事の日数が増えるほか、児童館、放課後子ども教室、地域子供の家などの頻度が高くなりますが、放課後児童クラブの利用意向は2割に減少しています。

<低学年>



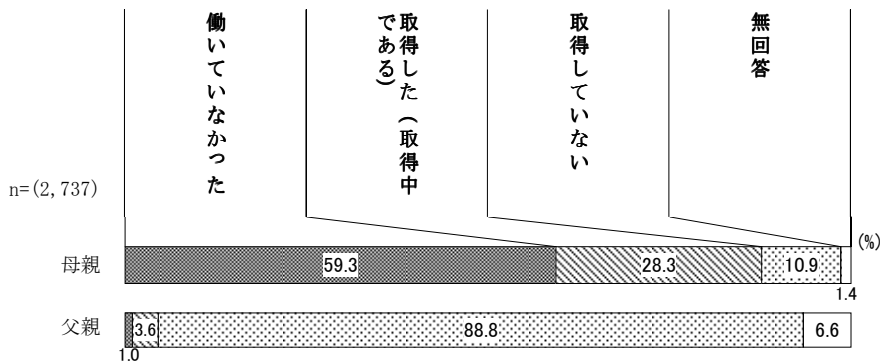
<高学年>



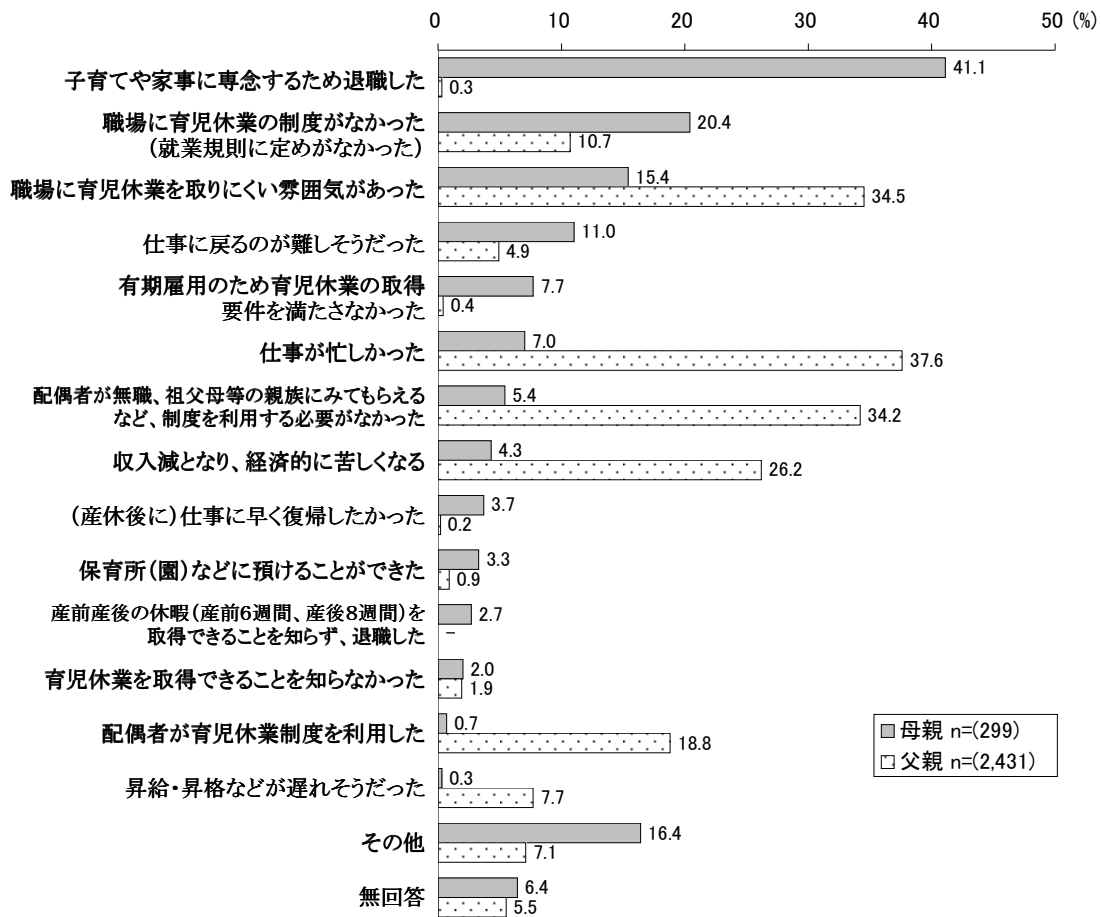
⑧ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

◆ 母親・父親の育児休業取得の有無

・育児休業の取得状況は、母親で28.3%、父親で3.6%となっており、母親の6割は働いていなかったと回答しています。取得していない理由は、母親では子育てや家事に専念するため退職が4割と最も高くなっています。父親では、仕事が忙しかった、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったなどが上位に上がっています。



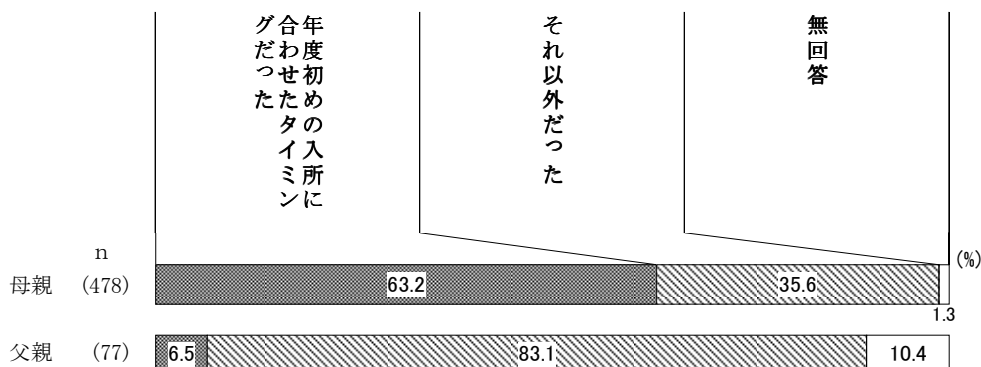
< 育児休業を取得していない理由 >



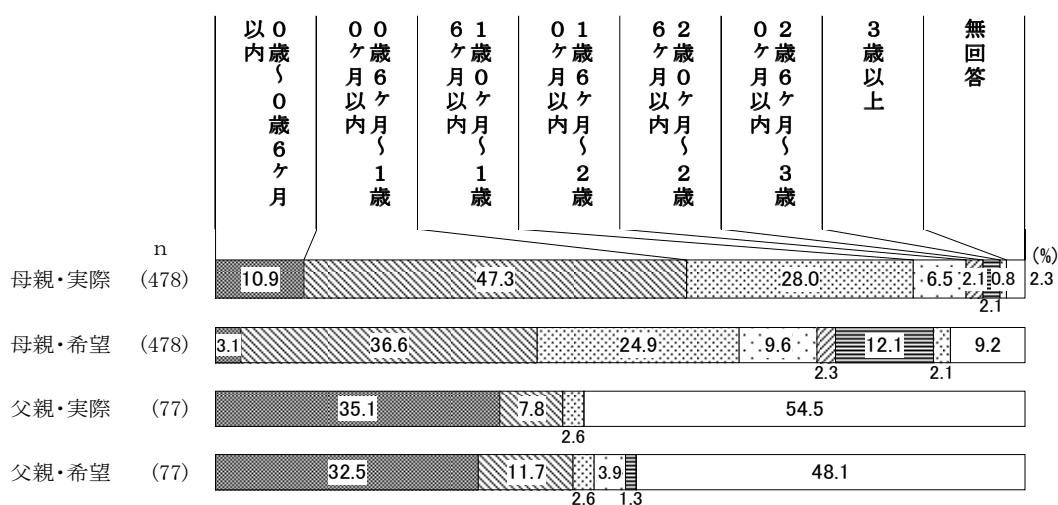
◆育児休業からの復帰のタイミング

・育児休業からの復帰のタイミングは、年度初めの入所に合わせたタイミングが母親で6割台前半、父親ではそれ以外が8割台前半となっています。母親の復帰時期を希望の時期と比較すると、1歳6ヶ月までは希望よりも早く復帰している人が多くなっています。復帰時期が希望と異なった理由は、母親では「希望する保育所に入るため」が特に多くなっています。

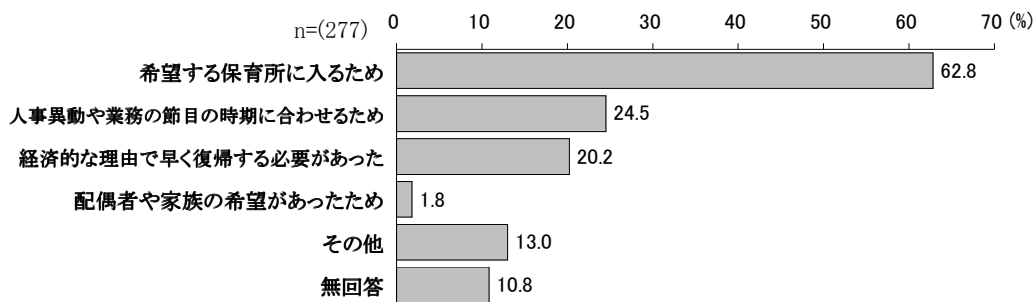
〈復帰時期〉



〈実際の復帰時期と希望の復帰時期〉



〈希望の時期に復帰しなかった理由〉



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す基本的な方向性

(1) 計画の将来像

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすと共に、相互に協力して行われなければならないとされています。

この計画では、これまでの「次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承すると共に、事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、藤沢市の目指す将来像として、

『未来を創る子ども・若者が健やかに成長する
子育てにやさしいまち』

を掲げます。

(2) 計画推進のための基本的な視点

この計画では、一人一人の子ども・若者が健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・共助・公助に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭、若者を支える社会の構築を目指し、以下の基本的な視点を掲げます。

1. 子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとり一人の子どもや家族の幸せにつながることはもとより、藤沢の未来を創ることにもつながることから、子どもの視点に立ち、良質かつ多様な子育て支援施策を提供することが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

2. 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、身近な人からの協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱えている場合が少なくありません。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることをできるよう支援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、行政はもとより、社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。

3. 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

子ども・若者は、やがて次代の親世代となっていきます。

子ども・若者が他世代との交流やさまざまな体験を重ねることを通じて、自らの意思で責任感をもって考え、行動することができ、他者への配慮や社会性を身につけることができるよう、支援することも必要です。

地域や関係機関、関係団体が連携して、子ども・若者の健全育成を支援します。

また、育ちの過程で困難を抱え、ニートやひきこもり、不登校といった状況にある子ども・若者についても、個々に寄り添いながら、就労を視野に入れた適切な支援など、自立に向けた支援を行う取り組みを進めます。

2. 計画の基本目標

計画の将来像や基本的な視点を実現するため、つぎのとおり基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標 1：子育て支援の充実

基本目標 2：親子の健康の確保及び増進

基本目標 3：豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標 4：子育てしやすい生活環境の整備

基本目標 5：仕事と家庭との両立の推進

基本目標 6：特別な支援が必要な児童への取り組みの推進

基本目標 7：若者の自立支援の充実

※「障がい」の用語について

当該用語の使用に関して、この計画では、法律上の用語や事業名、固有名詞などを除き、「障がい」という表記で統一しています。

《将来像》

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する
子育てにやさしいまち

《基本的な視点》

子どもの幸せを第一に考え、
最善の利益が実現されるまち

安心して子どもを産み健やかに
育てることができるまち

社会全体で子ども・若者を
支援し、自立することが
できるまち

《基本目標》

子育て支援
の充実

親子の健康の
確保及び増進

豊かな心を育む
教育環境の整備

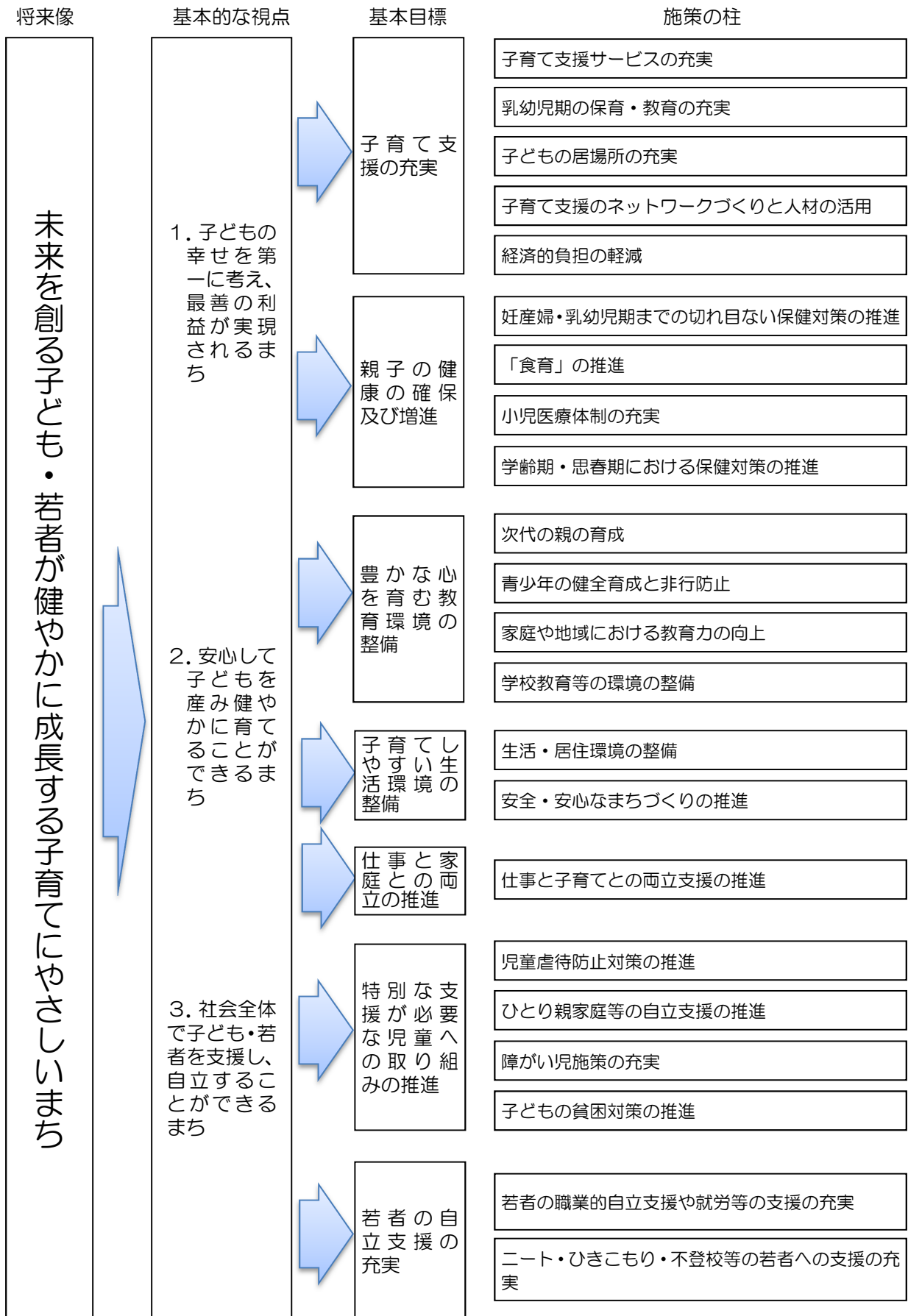
子育てしやすい
生活環境の整備

仕事と家庭との
両立の推進

特別な支援が
必要な児童への
取り組みの推進

若者の自立支援
の充実

3. 計画の体系



【主な施策の展開】

●子育て支援センターやつどいの広場等での相談の充実 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●トワイライトステイ・ショートステイ事業 ●保育園での一時預かり事業 など
●待機児童の解消（認可保育所の定員拡大・地域型保育の推進） ●一時預かり事業、延長保育事業の充実 ●幼稚園の預かり保育の充実 など
●放課後児童健全育成事業の推進 ●児童の居場所づくりの推進 など
●子育てにかかわるネットワークの拡大 ●地域活動の充実 など
●医療費の助成 ●手当の支給 ●保育料などの負担軽減 など
●安全な妊娠・出産への支援 ●乳幼児健診等の充実 ●母子保健・育児に関する適切な情報提供 ●母親の孤立防止 ●「育てにくさ」を感じている親への支援 など
●生涯健康であるために自分に適した食習慣の確立（食生活教室・アレルギー教室など、子どもの 発育・発達に応じた食育支援） など
●子どもにかかわる医療体制の推進（小児救急医療） ●予防接種 など
●思春期保健事業の充実（思春期健康教育等） など
●若い世代からの子育て意識の醸成（異年齢児と園児の交流・若者の保育体験、育児学習等、家庭 教育支援） など
●青少年健全育成事業における社会性を育む取組の推進 ●青少年を犯罪や非行に走らせない社 会環境づくりの推進 ●青少年を取り巻く有害環境への取り組み など
●家庭での子育て力の向上の推進 ●学校・家庭・地域による三者連携の推進 ●芸術文化にふれ あう機会の充実 など
●児童一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実 ●いじめや不登校等の悩みを抱える児 童・生徒の相談体制の充実 ●幼児教育の充実 など
●公園・広場・歩行空間等の整備 ●公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化 など
●子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ●子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 など
●男女がともに子育てと仕事の両立ができる環境の推進 など
●児童虐待の防止と早期発見及び適切かつ迅速な対応の推進 など
●ひとり親家庭等への相談支援体制の充実 など
●障がいのある子どもとその家庭への支援の充実 など
●生活困窮家庭の子どもへの学習支援の充実 など
●キャリア教育の推進と就労支援の充実 など
●サポート相談事業の充実 など

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子育て支援の充実

近年の少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域で相談、協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

今回実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」においても、妊娠中あるいは出産後、子育てをされていて不安になったと回答した割合は、約7割となっており、そのうち、約6割が1歳までの乳児期に不安になったと回答しています。

こうした現状から、地域の中で、子ども達が安心して育まれると共に、家庭においても、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら子育てができるよう、支援して行く必要があります。

また、女性の社会進出等により、共働き世帯が増加しており、保育所の入所希望も年々増加し、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。さらに、延長保育や休日保育、一時預かりなど保育サービスを実施していますが、引き続き、多様なニーズに対応して行く必要があります。

新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るため、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

市では、この制度の実施主体として、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

1. 子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援の充実を図るため、「子育て支援センター」や「つどいの広場」において、子育てに関する相談や親子同士の交流を実施すると共に、各地域において、自主的に行われている親子の交流を促進する活動に対する支援を実施してきました。

しかし、ニーズ調査の結果では、各事業の認知度は比較的高いものの、利用状況は限定的であるなどの課題があり、子育て情報を積極的に発信して行くと共に、

様々なツールを活用して、子育て家庭の個別のニーズにも的確に対応する情報提供を行う必要があります。

こうした状況から、身近な場所での相談・支援ができるよう、「子育て支援センター」の増設や利用者支援を拡充すると共に、「子育てネットふじさわ」や「子育てガイド」より一層の充実を図り、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実など、これまでの取り組みをさらに推進していきます。

また、不定期に子どもを一時的に預かる、ファミリー・サポート・センター事業やトワイライトステイやショートステイ事業、保育園での一時預かり事業などの子育て支援事業を引き続き実施します。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
地域に開かれた保育園	保育課	保育園において、様々な世代との交流を図るため、小・中・高校生や高齢者との交流を行う。また、子育てに関する相談を行う。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行います。
つどいの広場事業の充実	子ども青少年育成課	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児(0～3歳)をもつ子育て中の親子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	子育て支援センターと連携しながら、子育て相談や地域の実情に合わせた子育てに関する講習会を実施します。 H27 : 4カ所
利用者支援の推進	子ども青少年育成課 保育課	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用に当たっての相談情報提供等の支援を行います。	利用者支援として、保育コンシェルジュによる相談のほか、地域の子育て支援センターにおいても実施を検討します。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
一時預かり事業(一時保育事業)の推進	保育課	週1日～3日までの就労及び就学、冠婚葬祭、保護者の疾病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する一時保育事業を推進します。	<p>○一時保育の需要は高いことから、新設園・改築園において一時保育の実施を推進し、より多くの希望者の受け入れをはかります。</p> <p>○平成31年度までに13か所(定員数130名)で実施します。</p>
子育て支援センター事業の充実	子ども青少年育成課	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成、支援などのさまざまな子育て支援事業を行う「地域子育て支援センター」の整備・運営を行います。	<p>子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談情報提供などの基本的な機能のほか、利用者支援の充実を図ります。</p> <p>H27 : 3カ所 H28 : 1カ所開設</p>
子育てふれあいコーナー事業の推進	子ども青少年育成課	地域子供の家や児童館等において、保育士や子育てボランティアなどによる、子育て中の親子の交流、情報提供、育児相談を実施します。	<p>遊びを通して、気軽に相談ができることで、子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。</p> <p>H27 : 21カ所で実施</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
ブックスタート事業	総合市民図書館 (子ども青少年育成課・子ども健康課)	子育て支援施策の一つとして、1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけを届けます。	○南北保健センターにて実施される市の1歳6か月児健診後の子どもとその保護者を対象にブックスタート事業を実施します。また、活動の意味・目的の共有化や資質向上等の目的のため、職員とボランティアの交流会・研修会を行います。 ○ブックスタート前後の乳幼児とその保護者など、幅広い年齢の子どもに向けて、読書に関心を持つ機会の拡充を図るため、啓発の機会を検討します。 【平成27年度数値目標】 ・ブックスタート実施人数 約3,600人(子ども健康課1歳6か月児健診受診予定者数と同数) ・ボランティア交流会等の開催 交流会1回、研修会1回
藤沢版つどいの広場への支援	子ども青少年育成課	地域においてつどいの広場に準じて実施している自主的な子育て親子の交流などの活動に対して支援を行います。	引き続き子育てアドバイザーの配置などにより、その活動を支援します。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭課	育児の援助を受けたい「おねがい会員」と、育児の援助ができる「まかせて会員」からなる相互援助の会員組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営します。	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の会員数の増加に取り組みます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討をすすめます。
トワイライトステイ事業の推進	子ども家庭課	保護者が残業などの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合、夕方から夜にかけて子どもを預かり食事や身の回りの世話などを行います。	地域ごとの利用状況等をかんがみ、実施施設の拡大や支援の充実をはかっています。
ショートステイ事業の推進	子ども家庭課	保護者が仕事や疾病などの理由により一時的に家庭での子どもの養育が困難になった場合、施設において宿泊を含む預かりを行います。	利用状況をふまえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実をはかっています。

2. 乳幼児期の保育・教育の充実

近年、働く母親が増加し、保育所への入所希望の急増により、本市においては、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

新制度では、「保育の量的拡大・確保」を柱の一つに掲げ、国においては、平成29年度末までに待機児童を解消することを目指しています。

本市においても、待機児童の解消に向け、国の「待機児童解消加速化プラン」を活用し、認可保育所の定員拡大を進めると共に、認可外保育施設に対する認可化支援など、計画的な整備を行い、保育サービスの量的拡充・質的向上を目指します。さらに、保護者の多様な保育ニーズに応えられるよう、家庭的保育、小規模保育などの地域型保育や、一時預かり事業、延長保育事業などを実施し、より一層の提供体制の充実を目指します。

また、幼稚園については、地域型保育の連携先として、預かり保育の充実や認定こども園への移行を支援します。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
幼稚園の預かり保育等に対する助成	保育課		<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園に在籍している幼児の、教育時間終了後の預かり保育を推進するために、補助金交付を適正に行うとともに、実施園増に向けた取り組みを進めていきます。 ○認定こども園への移行を検討する幼稚園の支援を行います。
一時預かり事業(一時保育事業)の推進	保育課	週1日～3日までの就労及び就学、冠婚葬祭、保護者の疾病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する一時保育事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保育の需要は高く、現状では受け入れできない場合もあるため、原則として新設園・改築園に一時保育の実施を要請し、より多くの希望者の受け入れをはかります。 ○平成31年度までに13か所(定員数130名)で実施します。
法人立保育所における保育内容の充実	保育課	国基準を上回る本市の保育士配置基準による保育士を配置することにより良好な保育環境の確保と、法人の経営基盤の安定を目的として、法人立保育所に対して助成を行います。	新たに設置される予定の施設も含めて社会福祉法人立など保育所に対して、人件費を中心とした運営費などの助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定をはかります。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	保育課	保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受け入れ枠の拡充を図り、待機児童の解消を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児解消加速化プランによる国・県の補助制度を積極的に活用し、保育所や小規模保育施設の新設など施設整備を積極的に進め、定員の拡大をはかっていきます。 ○平成31年度までに、保育所の新築・改築などにより、定員を〇人拡大し、定員数を〇〇人とします。 ○小規模保育施設等地域型給付施設については〇人の実施をめざします。
休日保育事業の実施	保育課	日曜・祝日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応をはかるため、休日保育事業を実施します。	現状は南部に2か所で実施しており、平成31年度までに5か所(50人)の実施を目指します。
病後児保育の推進	保育課	保育園に通所中の児童などが病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所に付設された専用スペースなどにおいて、一時的に預かる病後児保育事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○今後は新設園に実施を要請し開設場所を増やすことで保護者が利用しやすい環境づくりをめざします。 ○地域のバランスを考慮しながら増設を検討します。
延長保育事業の充実	保育課	保護者の就労時間に対応するため、通常の開所時間(基本は11時間)を超えて早朝や夕方(場合によっては夜間)に行う延長保育の長時間化などの拡充をはかります。	今後新設される園では、延長保育の長時間化の実施を要請します。
夜間保育事業の推進	保育課	夜間、保護者の就労などにより保育を必要とする児童を預かるために夜間保育事業を実施します。	保護者ニーズを踏まえながら、その増設を検討します。
認可外保育施設への支援	保育課	認可外保育施設を利用する子どもの安全の確保や好ましい環境づくりを進めるため、健康診断に要する経費の助成を行うとともに、認可施設・小規模保育施設への移行を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き健康診断の助成を行う ○認可保育施設・小規模保育施設への移行を進めます。
保育サービスの第三者評価の実施	保育課	保育サービスの質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価を実施します。	○今後も引き続き、第三者評価を実施し、保育サービスの質の維持・向上を図ります。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
幼児教育の振興	保育課	幼稚園などにおける園具及び教材教具等購入費、健康管理費に補助金を交付し、教育環境の向上を進めます。	○幼稚園・幼児教育施設に継続して補助金を交付することにより、教育環境の向上を進めます。

3. 子どもの居場所の充実

全ての子ども達の放課後等における安全・安心な居場所として、地域子供の家等の青少年施設の運営、さらには余裕教室を活用した放課後子ども教室の開設など、地域の参加と協力の下、引き続き子どもの健全育成のための環境づくりを進めます。

なお、地域子供の家等が未設置の小中学校区については、拡充が必要な放課後児童クラブの整備計画との整合性を図りながら、国の「放課後子ども総合プラン」なども参考に、整備について検討します。

また、放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童に生活の場を提供する放課後児童クラブについては、平成27年度から児童福祉法の改正により、小学校6年生までが対象となると共に設備・運営の基準を定める条例の制定により、平成31年度までに基準に則った施設を整備する必要があります。そのため、放課後児童クラブについては、整備計画を策定し、順次整備を進めます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
放課後児童健全育成事業	子ども青少年育成課	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援をはかるため、児童クラブの運営の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの量の見込み3,650人に対し、「藤沢市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、平成31年度までの5年間で新たな基準に則した放課後児童クラブの施設整備及び運営をはかります。 ○平成31年度までに、20%を小学校内で実施することを目指します。 ○放課後児童クラブの実施に当たっては、教育委員会と連携をはかります。 ○小学校の余裕教室の活用について、運営委員会等で定期的に協議します。 ○すべての放課後児童クラブで、開所時間を午後7時まで実施します。 ○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的、又は連携による実施については、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ支援員と子供教室コーディネーターの連携、学校区毎の打ち合わせの場を設けます。
公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子どもたちの地域での居場所づくりを推進するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達自身が企画・運営をおこない、横のつながりを深める事業を実施します。 ○子どもが自由に来て、様々な遊び等を体験できる事業を実施します。 ○体育室や学習室を開放し、異年齢での交流を深める事業を実施します。
学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	身近で利用できるスポーツ活動の場として、学校体育施設の開放を行います。	子どもたちに親しみやすいスポーツ活動の場を確保するため、身近な学校体育施設の開放充実をはかります。
放課後子ども教室推進事業	子ども青少年育成課	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所	○教育委員会と連携をはかり、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		(遊び場)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	<p>計画的な整備を推進します。</p> <p>○平成31年度までに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を、3カ所整備することを目指します。</p> <p>○放課後子供教室の実施に係り、余裕教室の活用については、教育委員会と連携をはかり、運営委員会等において、定期的に協議し、事業計画を定めると共に責任体制を明確化します。</p> <p>○放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的、又は連携による実施については、共通プログラムの企画段階から、放課後子供教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員の連携、学校区毎の打ち合わせの場を設けます。</p>

4. 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も少なくなき、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動と協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

このため、市民や関係団体との連携・協力を図り、地域全体で子育て支援を支えることができるよう、地域における子育て支援サービスのネットワークの構築を促進します。

また、子育て支援に関わる人材の発掘・育成をはかり、地域ぐるみでの人材の活用を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
子育てに関する情報提供の充実	子ども青少年育成課	安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」の充実を図るとともに、インターネット等を活用したポータルサイト「子育てネットふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・出生時に配布している「ふじさわ子育てガイド」については、子育て家庭にとって、よりわかりやすくなるよう随時見直しを行います。 ・「子育てネットふじさわ」については、最新情報を発信するとともに内容の充実を図ります。
市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子ども青少年育成課	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による「子育て応援メッセージinふじさわ」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市域での「子育て応援メッセージ」の充実を図るとともに、地域版子育て応援メッセージを支援し、その拡大を図ります。
民生委員児童委員との連携	福祉総務課	子育て支援に関する地域の諸課題について、専門機関や施設との連携を深められるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催(年間10回以上) ○他機関・行政との懇談会等の開催(年間5回以上) ○子育てサロンの設置運営(4か所) ○市民センター・公民館等での子育て支援事業の取り組みをすすめる(年1回以上) ○子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携の強化(年1回以上)
主任児童委員の活動の充実	福祉総務課	子育て家庭への支援技術を高める機会を増やし、地域における相談機能の充実をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催(年間4回以上) ○他機関・行政との懇談会等の開催(年間2回以上) ○子育てサロンの設置運営(4か所) ○市民センター・公民館等での子育て支援事業の取り組みをすすめる(年間1回以上) ○子育て応援メッセージへの参加(35名) ○主任児童委員と民生委員児童委員の連携強化 ○子ども青少年部・神奈川県

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			中央児童相談所との連携の強化(年間4回以上)
市民センター・公民館を拠点とした地域福祉の推進	福祉総務課	本庁以外でも、身近な場所で手続きや相談をすることができるよう、市民の利便性の向上に向けて、子育て支援を含めた地域ネットワークの充実を図ります。	地区福祉窓口において、子どもに関する手続き業務や相談業務などの充実を図るとともに、子育て支援を含めた地域福祉のネットワーク化を図ります。
子育て・保育ボランティアの養成	生涯学習総務課	学校・地域・行政域などで、子育て環境支援・保育ボランティアとして活動できる市民人材を養成します。	生涯学習大学において、子ども青少年育成課と連携した講座を行い、子育てに関するボランティアの裾野を広げます。
地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い、子どもが本に親しむ機会をつくります。	<p>○各市民図書館・各市民図書室で子どもの発達段階に応じたおはなし会等を開催します。また、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会および研修会を開催し、ボランティアと職員相互の交流を深め、情報を共有するよう努めます。</p> <p>○子どもに関わる施設及び団体等に、資料の団体貸出や情報提供など、おはなし会開催のための支援を行います。</p> <p>【平成27年度数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館・図書室おはなし会等回数 813回、参加人数 13,950人(平成25年度末現在現状値) ・図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会等の開催 連絡会4回、研修会2回
地域の情報化とネットワーク化	福祉総務課	民生委員児童委員、主任児童委員と連携して、地域の児童虐待に関する情報に迅速に対応し、虐待防止のネットワーク化を推進します。	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う場の開催、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化をさらに推し進めます。
子育て支援グループの養成・継続的活動の支援	生涯学習総務課(子ども青少年育成課)	子育て支援グループが継続的に活動できるよう支援します。	公民館で、保育ボランティアとして活動できる市民人材を養成します。
公民館での子育て支援・親子の交流	生涯学習総務課(子ども青少年育	子育て支援事業及び親同士の交流の場づくりを進めま	乳幼児～未就学児とその保護者を対象とした保育室開

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
事業の実施	成課)	す。	放事業や、子育て応援メッセ等を、子育て支援グループ等の協力を得て実施します。

5. 経済的負担の軽減

国内の経済情勢が依然として厳しい中、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担をあげる家庭が少なくありません。

これまでも、児童手当の支給や小児医療費の助成、保育料の助成などに取り組んできましたが、今後も、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、小児医療費助成事業、特定不妊治療に対する助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
小児医療費助成事業	子育て給付課	小学校6年生までの入通院及び中学生の入院(保護者の所得が旧児童手当の特例給付の限度額内)の医療費の助成を行います。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、0歳から中学校卒業までの子どもの医療費の助成を行います。
児童手当の支給	子育て給付課	中学校修了前までの児童を養育している家庭に、児童手当・特例給付の支給を行います。	「児童手当法」に基づき、中学校修了までの児童を養育している家庭に手当を支給することにより、児童を養育している家庭の生活の安定を図ります。
未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。
障がい者等医療費助成事業	保健医療総務課	身体障害者手帳1～3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助	今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療にかかわる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進をはかります。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		成します。	
障がい児福祉手当の給付	障がい福祉課	身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方で20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。
藤沢市障がい者福祉手当の給付	障がい福祉課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし条例に基づき手当を支給します。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。
幼稚園等就園奨励費補助事業	保育課	幼児教育の振興と保護者の経済的な負担軽減を図るため、就園奨励費の助成を行います。	保護者の所得状況に応じた就園奨励費を助成します。
施設型給付幼稚園移行時の保育料軽減	保育課	「施設型給付」に移行する幼稚園の在園児童に対する負担軽減を行います。	「施設型給付」に移行する幼稚園を継続して利用する児童の保護者に対し、施設が移行前の実費負担保育料を保育料として設定した場合に、移行後の保育料との差額を助成します。
認可外保育施設利用者への助成	保育課	認可外保育施設利用保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成します。	現行制度の事業目的、対象者、助成額についての見直しを行い、制度の再構築を行います。
育成医療事業	子育て給付課	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療費の給付を行います。	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。
特別児童扶養手当の支給(經由事務)	子育て給付課	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当を支給に関する手続きの經由事務を行います。	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わりその児童を養育している方に特別児

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>童扶養手当を支給するための事務を行います。</p>
<p>育成医療給付【再掲】</p>	<p>子育て給付課</p>	<p>障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療費の給付を行います。</p>	<p>障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。</p>
<p>特定不妊治療費助成事業等の実施</p>	<p>子ども健康課</p>	<p>体外受精及び顕微授精による特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の助成を継続して行います。 加えて不育症治療費に対する助成も実施します。</p>	<p>特定不妊治療並びに不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費への助成を実施するとともに、助成制度を広く市民へ周知し、経済的負担の軽減を図ります。</p>

基本目標2：親子の健康の確保及び増進

母子保健法では、母親は「全ての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることから、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全に成長するために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。家族は子育ての基盤となるものであることから、家族の健康は充実した子育てにとって大切なものです。

本市においては、これまでも妊娠・出産期からの切れ目ない支援に取り組んできました。子ども・子育て支援新制度においても、妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた母子保健事業に取り組み、妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健関連施策等を推進していきます。

1. 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健対策の推進

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産の悩みや不安について、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がないなどの状況があります。さらに、産後の母親の身体的、精神的な負担は大きく、その健康を保持して行くことは、子どもの健やかな成長にも大きくかかわります。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援を行うと共に「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談・支援体制を充実させ、母親の孤立防止に努めます。同時に、地域における様々な子育て支援サービスと連携し、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めていきます。

子どもの発育や発達に関しては、乳幼児健康診査の充実を図ると共に、子どもの育ちに関する適切な情報提供を行い、普及・啓発に努めます。また、「育てにくさ」を感じている保護者に対しては、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し適切な対応を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	子ども健康課	<p>妊娠期からの継続した保健指導を行うことにより、安全な妊娠期が過ごせ、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な妊娠・出産、子どもの健やかな発育・発達のため、母子健康手帳の活用を促します。 ○妊婦健康診査の受診率の向上と保健指導の充実を図ります。 数値目標：妊婦健診受診数；(H25実績)44,643件→(H31)41,000件 ○「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの母子を全戸訪問し、育児不安を早期に解決できるよう、保健指導を行います。 数値目標：乳児家庭全戸訪問事業；(H25実績)3,651人→(H31)3,200件 ○妊娠期から産後にわたり、母親の体調不良や子どもの発育への不安など、継続した支援が必要な場合には、専門職による家庭訪問等を行い、保健指導による不安解消をめざすとともに、さらなる支援方法についても検討します。 ○母親の孤立防止のため、地域の子育てに関する様々な機関との連携に努めます。
乳幼児健診等の充実	子ども健康課	<p>健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病の早期発見及び適切な指導のほか、保護者が子どもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図ります。 ○乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上をめざします。 数値目標：4か月児健診受診率；(H25実績)96.6%→(H31)98%、9～10か月児健診受診率；(H25実績)92.1%→(H31)95%、1歳6か月児健診受診率；(H25実績)93.7%→(H31)95%、3歳6か

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>月児健診受診率; (H25実績) 87.5% → (H31) 90%</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢に応じた子どもの発育・発達についての情報提供を行い、ニーズにあった相談の充実を図ります。 ○健診を受けられなかった場合には、子どもの発育・発達や育児についての相談ができるような支援を行います。
母子保健・育児に関する適切な情報提供	子ども健康課	<p>妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な妊娠・出産を迎えるため、両親学級(マタニティクラス)等を実施し、妊娠期の保健指導の充実を図ります。 数値目標: マタニティクラス参加者数; (H25実績) 1,337人 → (H31) 1,500人 ○父親に対しては、父性を育み、赤ちゃんへの愛情を深めるとともに、妊娠・出産や育児についての正しい情報とイメージがもてるように、父子手帳の配布を行います。 ○妊娠中から乳児期、幼児期を通して、専門職による相談ができる場として育児相談の充実を図ります。 ○全7か月児を対象とした赤ちゃん教室を開催し、乳児期後期に関する知識や情報を伝えるとともに、必要時、個別支援を行います。
「育てにくさ」を感じている親への支援	子ども健康課	<p>保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が、子どもの発達に関して理解を深め、必要な時期に継続した相談ができるよう、現行の1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診のほか、5歳時等においても、相談や必要な支援が受けられるよう検討します。 ○健診後の発達フォロー事業を実施し、健やかな親子関係が作れるよう支援しま

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	子ども健康課	慢性疾患や障がいなどで、養育支援が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援を行うとともに、地域でのネットワークが効果的に図られるよう推進します。	す。 ○子どもや保護者が地域で安心して生活できるよう、家庭訪問などによる保健指導や療養生活相談などの個別支援を行います。 ○保護者間の情報交換ができる機会を提供します。 ○保護者が、子どもの疾患などについて理解を深め、必要時、相談ができるよう講演会等を開催し、情報提供に努めます。 ○地域の関係機関が連携して、養育支援が必要な子どもと保護者を支援できるよう、在宅療養支援ネットワークの充実をめざします。
母子歯科保健の充実	子ども健康課	妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防についての理解を促します。 健康な歯を育てるための口腔ケアが受けられるように、関係機関との連携を図ります。	○両親学級や赤ちゃん教室等において、う蝕予防についての情報提供、啓発を行います。 ○1歳6か月児健診、3歳6か月児健診における歯科健診のほか、2歳児歯科健診の受診率を向上させます。 2歳児歯科健診：(H25実績)80.9%→(H31)85% ○口腔衛生上のリスクが高い場合には、歯科指導、相談を行い、う蝕予防に取り組めるよう支援するとともに、地域のかかりつけ歯科医への受診勧奨をします。 ○障がいや疾患がある場合には、発達や状態に応じ、家庭訪問や経過検診等により対応するとともに、関係機関との連携を図ります。

2. 「食育」の推進

市民の生涯にわたる適切な食習慣の確立をめざし、食育運動がより一層発展し

推進して行くことができるよう、「第2次藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定しました。

今後とも、保護者や子どもが主体的に望ましい食習慣を確立できるよう、この計画に基づき、妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を心がけ、乳幼児期においては食生活が正しく、楽しく行えるよう、子どもの食に関する不安感を軽減します。生涯を通じた健康づくりを支援するため、母子保健事業のほか、保育所等における事業を通して、「家庭における子どもの食育」を推進します。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
<p>藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進</p>	<p>健康増進課</p>	<p>第2次藤沢市食育推進計画(平成26～31年度)に基づき、大目標と3つの重点目標に向けて、市民、各種団体、行政が連携し、食育をより一層総合的かつ計画的に推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭において、保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図ります。 ○学校・幼稚園・保育所等において子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長をめざし、魅力ある食育を推進します。 ○地域において栄養・食習慣・食料の消費に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防します。 ○市民・教育関係者・農業者・漁業者・食品関連事業者など、民間団体の自発的な食育活動の展開を図ります。 ○生産者と消費者の交流を進め信頼関係を構築すると共に、農水産業の持つ多面的機能や環境への理解を深め、都市と農水産業との共存を図ります。 ○伝統的な行事や作法と結びつけた食文化・地域の特色ある食文化など、伝統ある優れた食文化の継承を図ります。 ○食品の安全性や栄養に関する膨大な情報が提供される中、市民が正しい情報を適切に選別し活用する力を養えるよう、取り組みを進めます。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
乳幼児(保育所)の食育の推進	保育課	<p>子どもの健全な食生活と健全な心身の成長を目指し、子どもに食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜や果物を栽培し、給食での提供を実施します。 ○市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れます。 ○給食食材や調理法などについて周知します。 ○クッキング保育等を充実し食に対する意識を高めます。
学童期の食に関する指導	学校給食課	<p>食に関する項目を含んだ教科や特別活動など、様々な学習を通して学年に応じた食に関する指導を行います。さらに、学校給食を「生きた教材」として活用し、バランスのとれた食事の大切さや健康を考えた食事の選び方ができるようにします。</p> <p>低学年からの段階的な指導により、食への関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせ、生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養います。</p> <p>また、家庭用啓発冊子や各学校で発行している給食だよりなどを通して、家庭における食育の推進もはかります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用啓発冊子「大切です！食生活」発行(初版平成15年4月)内容の見直しを行い、22年に改訂版を発行。次の改訂を平成28年度に予定しています。毎年4月に市内市立小学校及び白浜養護学校の新入学児童の家庭に配布します。 発行予定部数: 4, 500部 ○年間指導計画に基づく食に関する指導の充実 各学校において食に関する指導の年間計画案を作成し、学年に応じた指導を実施します。 食に関する指導の年間計画案作成校: 36校(全校) ○家庭との連携 各学校の特色を表した給食だよりの発行、及び保護者対象の試食会を開催することにより、家庭における食育の推進を促します。 給食だよりの発行、及び試食会の開催校: 36校(全校) ○学校給食の充実 学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容を充実するとともに、地場産物の活用や食物アレルギー児への対応をします。地場産物の活用については、農産物の使用品目及び使用量を拡大し、水産物についても使用していきます。 食物アレルギー児対応は、

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>除去食を中心に引き続き全校で行っていきます。</p> <p>○きゅうしょくフェア 給食週間の期間に、児童の絵を中心に学校での食育の取り組みに関する展示を行っていきます。 また、学校給食メニューの試食や講演会を盛り込んだ「きゅうしょくフェア」を5年ごとに開催します。(平成28年夏期開催予定) 学校給食に対する理解を深めたり、子どもたちが望ましい食生活習慣を身につけ、心身ともに健全に発達できるように啓発活動を行います。</p>
中学校給食実施研究事業	学校給食課	<p>栄養バランスに配慮した献立を市の栄養士が作成し、望ましい食習慣の育成や食育を推進するとともに、食事を通じて好ましい人間関係を育んでいけるよう試行を実施しています。</p>	<p>試行期間は平成28年3月まで。実施校を現在の2校から増やしていき、利用者の声や運営上の課題をふまえ、全校実施にむけて検討していきます。</p>
子どもの発育・発達に応じた食育の推進	子ども健康課	<p>妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を確立し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう支援します。 生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。</p>	<p>○妊娠期から栄養バランスの整った食生活を送るための普及啓発を行い、適正な体重管理や家庭全体の食生活の確立を促します。 ○育児相談や栄養に関する教室・健康教育を通し、楽しく健康な食習慣の基礎をつくるために、子どもの食生活に関する適切な支援を行います。</p>

3. 小児医療体制の充実

全ての子ども達が安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会などと連携し、休日・夜間診療体制の充実を図ると共に、不安解消のため、24時間電話健康相談サービス「ふじさわ安心ダイヤル24」を引き続き実施します。

また、育成医療事業、未熟児養育事業の実施や小児慢性特定疾病などに関する

手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
子どもにかかわる医療体制の推進	保健医療総務課	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間 23 時までの小児救急医療を実施します。 〈南休日・夜間急病診療所〉 休日昼間 9～17時 土曜休日夜間 18～23時 〈北休日・夜間急病診療所〉 休日昼間 9～17時 土曜休日夜間 18～23時 平日夜間 20～23時 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。	○小児医療体制を充実するため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児救急を実施します。 ○休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。
小児医療費助成事業【再掲】	子育て給付課	小学校6年生までの入通院及び中学生の入院(保護者の所得が旧児童手当の特例給付の限度額内)の医療費の助成を行います。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、0歳から中学校卒業までの子どもの医療費の助成を行います。
未熟児養育事業【再掲】	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。
小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。 小児慢性特定疾病に罹患している児童等に対して児童の健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	○小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。 ○小児慢性特定疾病に罹患している児童等に対して児童の健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、医療給付に関する手続きの経由事務を行います。
療育医療給付事業(経由事務)	保健予防課	結核で罹患した児童に対する支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対する心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
予防接種の推進	子ども健康課	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な時期に予防接種が受けられるよう周知に努めます。 ○予防接種の接種勧奨にあたっては、その有効性や重要性などについて、正しい知識の普及啓発に努めます。 ○医師会等、関係機関との連携により、安全に予防接種が行えるよう体制を整えます。

4. 学齢期・思春期における保健対策の推進

思春期の子ども達をめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のめまぐるしい社会環境変化もあり、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べるような思春期保健対策が求められています。

妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりを進めていきます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
思春期保健事業の実施	子ども健康課	<p>思春期にある子どもたちが、正しい母性・父性を培うことができるよう支援します。</p> <p>支援にあたっては、思春期の子どもへのアプローチとともに、周りの大人たち、双方への働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期にある子どもや保護者が性についての正しい知識や避妊方法、病気の予防についての啓発の充実を図ります。 数値目標：思春期保健教育の実施；(H25実績)10校 →(H31)10校 ○思春期にある子どもの周りの大人たちが、思春期における心身の変化や適切な対応等について理解し、子どもたちの健全な育成を促します。(思春期講演会の開催)

基本目標3：豊かな心を育む教育環境の整備

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりをめざし、地域と各種教育機関の連携強化や藤沢ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実してきました。

今後とも、子ども達の発達段階に応じて、個性や「生きる力」を伸ばせるよう、特色ある学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むと共に、社会性を育む交流機会や活動機会の提供に努めていく必要があります。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中・高校生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子ども達が子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきましたが、今後は広く若者に対象を広げながら様々な啓発機会、体験機会の提供に取り組む必要があります。同時に、子ども達の健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組む必要があります。

1. 次代の親の育成

子ども達が、次代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築いていくことができるよう、それぞれ発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実して行くことが重要です。

このため、子ども達が命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育など多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組めます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
幼児理解(家庭科・総合的な学習の時間)	教育指導課	学校において、幼児の生活と家族について学び、家庭の機能について理解を深め、生活をよりよくする能力と態度が育つよう支援します。	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進がはかれるよう支援します。
誰でも楽しめるスポーツ事業の推進	スポーツ推進課	スポーツを通じて健康な心身の育成・親睦を図る事業を開催します。	スポーツまつりふじさわ、みらい子どもフェスタ、体力測定フェスタ、スポーツチャレンジフェスティバルなどのほか、各地域でも子どもを対象

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			とした事業や世代を越えた様々な事業を開催します。
親になる人たちへの保育体験など家庭教育支援の推進	(子育て給付課)・子ども青少年育成課		

2. 青少年の健全育成と非行防止活動の推進

青少年が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自立した個人としての自己を確立すると共に、社会との関係では、適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

こうした青少年育成を進めていくために、充実した青少年の活動を支援するための人材の育成を進めるとともに、青少年にかかわる組織・団体の支援を行います。あわせて青少年が活動するために既存施設の活用を図るとともに、老朽化している青少年の活動拠点や居場所の整備を公共施設再整備方針に基づき整備を検討していきます。

また、青少年自身や家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等と連携し、街頭指導やキャンペーン活動をはじめとする青少年の非行防止や非行を繰り返させないための活動の充実を図ると共に、大人と青少年の規範意識をともに高めながら活動を推進します。

インターネット上の有害サイトや喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性について、青少年やその保護者などに対して、学校教育をはじめ多くの機会をとらえ、啓発を推進すると共に、関係団体や地域住民などによる連携強化や関係業界の自主的な取り組みを促進し、青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育指導課・各学校	喫煙・飲酒・薬物乱用などの体への影響を正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を行います。	○学習指導要領に則り、保健体育等の学習の中で薬物乱用防止についての内容が各学校の教育課程に位置づけられ、計画的・継続的に行うことができるよう支援します。 ○県や他課と連携した教員向け講演会の周知をし、最新の情報や傾向を踏まえ

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			た指導が行えるよう支援します。
高校生のシチズンシップ教育の普及事業	子ども青少年育成課	<p>藤沢における次世代の若者の育成と、様々な課題に立ち向かう被災地の若者を結び、被災地と藤沢の高校生同士の交流を通して、高校生自身が、地域や社会の課題に目を向け、解決に向けた取り組みを行う。</p> <p>※平成 27 年度・28 年度藤沢市まちづくりパートナー事業として実施</p>	<p>平成 27 年度・28 年度は、藤沢市まちづくりパートナー事業として実施し、高校生の変化や社会参加に対する実態を調査し、持続性のあるプログラムを開発して、市民活動団体等が実践できる環境を作る</p>
青少年健全育成事業	公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業課	<p>世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援する。</p>	<p>青少年に自然体験や仲間づくり、親子や同世代とのふれあいなどの体験機会を提供するため、各種事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自立と社会参加への支援 藤沢ダンスMIX事業、自然ふれあい教室 等 ・コミュニティ意識の形成と青少年の活動支援 ふじさわ未来プロジェクト 等 ・青少年のボランティア活動への支援 小学生・中学生・高校生リーダー研修 等
青少年国際化推進事業	公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業課	<p>青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣、文化を知ること、視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施する。</p>	<p>日本語講座や国際交流事業等を実施し、外国人市民とのさまざまな交流を通して、日本の文化や他の国の習慣・文化を相互に学ぶ多文化交流の機会を提供する。</p>
街頭指導活動	子ども青少年育成課	<p>青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行う。</p> <p>また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少</p>	<p>青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行う。</p> <p>また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		年関係団体等と協力して、夜間パトロールを行い、啓発・指導する。	年関係団体等と協力して、夜間パトロールを行い、啓発・指導する。
社会環境浄化活動	子ども青少年育成課	青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動など諸活動を行い、青少年にとってよい環境づくりを行う。	講演会の開催や非行防止ポスター展、キャンペーンの実施等により、青少年の環境浄化活動を推進し、市民に健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらうよう働きかける。
青少年指導員育成事業	子ども青少年育成課	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修、青少年の育成事業を行う。	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修、青少年の育成事業を行う。
青少年団体・育成団体への活動助成・支援事業	公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業課	地域住民が主体的に活動する青少年健全育成を目的として青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の助成、支援を行う。	市民による組織的かつ継続的に行われる自主的な青少年育成活動がより活発に行われるように継続的に支援を行っていく。
青少年施設の整備・運営の充実	子ども青少年育成課・公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業課	青少年施設(青少年会館・少年の森・地域子供の家・児童館・SL 広場)の整備及び管理運営と、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施する。	平成 29 年度までの現指定管理期間については、提案の内容を実施するとともに、平成 29 年度以降についても市の基本方針に準じ、施設の管理運営、様々な事業を実施することで、青少年健全育成を推進する。 また、多様な体験プログラムを提供するため、地域で活動しているさまざまな人材の発掘・活用を図っていく。

3. 家庭や地域における教育力の向上

核家族化の進展などを背景に、子育ての場である家庭の養育力（子育て力）の低下が言われていることから、家庭での子育て力が向上するよう支援すると共に、学校教育や公民館事業を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を目指します。

また、子ども達の健やかな成長を支援して行くため、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化して行くことが

求められています。

今後も公民館において家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業を実施するほか、市内 19 中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組織の運営などを通じ、地域社会全体としての教育力の向上をめざします。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
家庭科学習(家庭科)	各学校・教育指導課	各学校の家庭科の学習において、「家族・家庭と子どもの成長」についての学習活動を通して、家庭の機能について理解を深め、生活をよりよくする能力と態度が育つよう支援します。	各学校の家庭科の授業において、「自分の成長と家族」「家庭と家族関係」「幼児の生活と家族」「家庭生活と仕事」「家族の近隣の人々とのかかわり」等の内容が計画的に実践されるよう研修などの支援を行います。
保育者セミナー	生涯学習総務課	各地域の公民館で活動している保育ボランティアの育成を推進します。	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方や、これから活動を始める方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会(セミナー)を実施します。
公民館事業の充実	生涯学習総務課	各地域の公民館において、家庭教育に関する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○伝承文化や自然環境に関して子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。 ○異学年・異年齢間交流をはかる子ども事業を開催します。 ○就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催や保育室の開放などを実施します。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
学校間教育連携の推進	教育指導課・保育課	幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の相互のふれあいや教育連携を推進し、人と人の関係性を育みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校の独自性や特色を生かしつつ、教育連携のあり方やその具体的な方策について、推進校の実践などの紹介や情報交換を行い、実践が推進されるよう支援を行います。(幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校) ○教育連携担当者会(年1回、55名)を実施します。 ○学校間教育連携活動報告書により実践の成果と課題の集約を行います。 ○合同行事等を通じ学校間の連携を行います。 ○近隣校で情報交換を積極的に行います。
ふれあい体験活動の推進	学校教育企画課 教育指導課	各学校における各種行事、八ヶ岳野外体験教室の活用、総合的な学習の時間、国際教育などを通して、ふれあい体験活動の推進をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事や事業について諸条件を整備し、活動内容の充実をはかります。 ○八ヶ岳野外体験教室における自然体験を中心とした活動を実施します。(学校教育企画課) ○国際理解協力員を市内小学校に派遣し、異文化交流をはかります。 ○地域の人材を活用することにより地域の文化や人々とのふれあいをはかります。
スポーツノーマライゼーション事業の推進	スポーツ推進課	子どもたちがすべての人たちとスポーツを楽しめるような環境づくりをめざします。	子どもたちが障がい者や高齢者とともに同じフィールドに身を置き、スポーツを楽しめるようなスポーツ事業の実施に努めます。
公民館事業の充実【再掲】	生涯学習総務課	各地域の公民館において、家庭教育に関する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○伝承文化や自然環境に関して子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。 ○異学年・異年齢間交流をはかる子ども事業を開催します。 ○就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			や保育室の開放などを実施します。
学校・家庭・地域連携推進事業	学校教育企画課	子どもたちの健やかな成長を支援するため、中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域、三者の連携による15の地域協力者会議を(4地域は2中学校区合同)開催し、各地区の課題の解決に向けた連携事業を推進します。	子どもたちをめぐる地域課題に対し、どのような連携を図り対応していくかを話し合い、必要な支援体制を推進します。
幼児をもつ家庭の父親・母親の交流	保育課・子ども青少年育成課	就学前の子どもをもつ父親・母親を対象に、親としての自覚を高めていくことができるよう、交流を進めます。	就学前の子どもをもつ父親・母親を対象に、子どものしつけや適切な食習慣・生活習慣の形成などに向け、親同士の交流の中で子育ての知恵や技術を相互に学びあい、親としての自覚を高めていくことができるよう交流を進めます。
音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課		
アウトリーチ(音楽の学校訪問)事業	文化芸術課		
幼稚園・保育所・小学校・中学校連携事業	教育指導課	子どもの成長過程にあわせた教育活動を行うために、幼稚園・保育所、小学校、中学校、特別支援学校の連携のさらなる推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校の独自性や特色を生かしつつ、教育連携のあり方やその具体的な方策について、推進校の実践などの紹介や情報交換を行い、実践が推進されるよう支援を行います。(幼稚園・保育所、小学校、中学校、特別支援学校) ○幼保小中連携担当者会を実施します。 ○幼保小中連携実践報告書等により実践の成果と課題の集約を行います。

4. 学校教育等の環境の整備

グローバル化や少子高齢化の進展、インターネットをはじめとする情報化社会の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるように、豊かな心の育成に、引き続き取り組みます。

また、これまで、いじめや不登校などの問題に対しては、総合的な教育相談機能の充実を図ってきていますが、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、児童・生徒がいじめをはじめとする様々な悩みを相談できる体制の一層の充実を図っていきます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
指導法の工夫改善と指導の充実	教育指導課	児童生徒の豊かな心を育み、基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力、表現力を身につけさせるために、各学校が校内研究等を通して、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と指導の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校を計画的に訪問し、授業研究及び研究会での指導助言を行います。 ○全国学力学習状況調査の市の結果から、傾向・課題等の分析を行い、指導改善のポイントを各学校に情報提供し、各学校の実態に合わせた教育活動が推進されるよう支援します。
教職員の研修・研究の充実	教育指導課	教職員が自己研鑽に励み、研修・研究に積極的に参加し、創意工夫ある教育課程の推進を行うよう研修・研究の充実をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研究推進担当者会を実施します。 ○研究推進校による研究発表会を開催します。 ○小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。 ○教職員を対象にした研修会・研究会を実施します。 ○教育文化センターで調査研究並びに教育関係職員の研修を実施します。
いじめ防止プログラムの推進	教育指導課	児童生徒が暴力を使わずに対立を克服する方法や、自尊感情を持って生きることが暴力防止につながることを学べるよう、いじめ防止プログラムを実施します。	「いじめ防止プログラム」及びいじめ防止プログラムの時間短縮版である「いじめ防止教室」を希望する学校に提供していきます。
小・中学校整備事業	学校施設課		
設備の整備	教育指導課	児童生徒の日々の安全を確保し、緊急時にスムーズな対応がとれるよう、設備の整備と改善をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○市立小・中特別支援学校に対して緊急時にスムーズに対応できるよう整備を進めます。 ○学校非常通報システムを引き続き55校に整備します。
安全指導の充実	教育指導課	市内外における事故事例等をもとに、啓発資料を作成し、学校事故の未然防止に向	○防犯ブザーの配付、安全指導の充実に引き続き努めます。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		<p>けた注意喚起を行います。 防災講演会、または研修会等を開催し、防災教育の充実を図ります。</p>	<p>○スクールガード・リーダーの小学校全校配置を目指します。 数値目標：H31までに全小学校35校に配置</p>
<p>児童生徒指導の充実</p>	<p>教育指導課</p>	<p>スクールカウンセラーを全小・中学校に配置し、児童生徒がもつ学習活動や学校生活上の様々な悩みや問題の解決に向け、本人とその担任・保護者を支援します。</p>	<p>○相談事業の円滑な運営を行い、悩みを抱える児童生徒とその保護者へ積極的にアプローチをし、解決していく力の支援の充実をはかります。 ○不登校の未然防止や支援に組織的に取り組むため、小中連携など幅広い支援の構築をはかります。 ○小学校の全教職員があらゆる教育活動を通して組織的、効果的に児童支援に取り組めるよう、児童支援専任教諭の全小学校配置を目指します。 数値目標：H27・28(11校)、H29(23校)、H30(35校)</p>
<p>学校教育相談センターの充実</p>	<p>教育指導課</p>	<p>センターにおける電話・来所相談、各小中学校におけるスクールカウンセラー配置により、学校教育に関する悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。 不登校児童生徒を支援する相談支援教室の機能の充実を図ります。 また、小学校入学時の就学相談から中学校卒業まで、相談対応を一元化するとともに、各関係機関との連携を強化して、支援の充実を努めます。</p>	<p>○スクールカウンセラーの活用により各学校の支援体制の充実と連携の推進を行います。 ○小学校への市スクールカウンセラーの配置日数を、週1日から週1.5日以上にして相談体制の充実を図ります。 ○本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行います。 ○相談支援教室への入室を工夫することで、より多くの児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるよう支援を行います。 ○就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			観察しながらきめ細かい相談支援を行います。
開かれた学校づくり	教育指導課	児童生徒の実態や地域の特色をふまえた学校教育目標を定め、その実現に向けて家庭や地域と双方向的な協力・信頼関係を築きます。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や地域の特色をふまえた学校教育目標の実現に向けて、家庭や地域と双方向的な協力・信頼関係を築くことができるよう支援します。 ○おはようボランティア、学校支援ボランティアの活用推進をはかります。 ○児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見をふまえた学校評価の充実をはかります。
学校支援コーディネーター制度の推進	学校教育企画課	平成26年度をもって事業終了	
不登校児童生徒対策事業	教育指導課	不登校児童生徒をもつ保護者を支援します。	不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、おしゃべり広場を実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。

基本目標4：子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取り組みが重要です。

生活環境の整備については、これまでも取り組みを進めてきたところですが、子どもの視点、子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業の推進に取り組む必要があります。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことができるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みに一層取り組む必要があります。

1. 生活・居住環境の整備

次世代育成支援に関するアンケート調査では、「自転車やベビーカーのための道路環境整備」や「通学路や公園などの子どもの遊び場の安全対策」などの要望が多く寄せられています。子どもや子ども連れでも安心して自由に行動できるように、引き続き、安心して遊べる公園の整備や、安全に歩行できる歩道の確保、子育てバリアフリーの推進に取り組めます。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
市営住宅	住宅課	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○7月と1月に住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行います。 ○市営住宅入居時に優遇を行うことや適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を構築します。
緑地保全地区等の拡大	公園みどり課	緑地保全地区などの指定拡大や「みどり基金」による緑地の取得をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年7月に改正された「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進し、引き続き緑地保全をはかります。 ○「緑の実施計画」に基づく緑地取得を進めます。 <p>平成27年度 用地取得 1件 (川名緑地)</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			平成28年度 用地取得 1件 (川名緑地)
緑化推進運動	公園みどり課	緑化のための普及啓発活動を推進します。	○緑いっぱい運動など緑化のための普及啓発活動を推進します。 平成27年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,000人 平成28年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,050人
公園・広場等の拡大	公園みどり課	新たな公園の整備など、公園・広場などの拡大に向けて取り組みます。	○新たな公園の整備を進めるとともに、緑の広場を活用するなどしてオープンスペースの充実をはかります。 平成27年度 公園と緑の広場の統廃合による都市計画の変更 平成28年度 公園と緑の広場の統廃合による公園の整備(1箇所)
安全な遊び場をめざした地域との連携	公園みどり課	公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携をはかり、安全で安心して利用できるように努めます。	○公園愛護会の設立促進を勧奨していくとともに、公園美化ボランティアの養成を進め、地域による公園の自主管理組織をさらに充実させていきます。 平成27年度 公園愛護会の新規設立 2団体 平成28年度 公園愛護会の新規設立 2団体
スポーツ・レクリエーション広場の設置	スポーツ推進課	子どもたちが伸び伸びとスポーツ・レクリエーションを楽しめるような、広場の設置をめざします。	○天神スポーツ広場の少年野球場・多目的広場の整備を進めます。 ○喫緊の課題である、野球場整備を進めます。
歩行空間等整備事業	道路整備課	誰もが安全で安心して歩ける環境をつくるため、駅や公共施設へ連絡する道路を中心に歩道の整備を進めます。高齢者や障がい者にとっても歩きやすく、段差などの少ないバリアフリーの道づくりをめざします。 また、交通事故防止のた	○整備中の路線の事業進捗をはかるとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。 ○交通事故の防止に向けた安全対策として、道路管理者である市と交通管理者である警察が一体となって、

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		め、道路管理者である市と交通管理者である警察と一体となって道路の見直しを進めます。交差点の改良や信号・横断歩道などの見直しや設置検討など、安心して歩けるみちづくりをめざします。	道路区画線表示、道路反射鏡・車止めの設置なども並行して進め、安心して歩ける道づくりに努めます。
藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課	乗降客の多い駅周辺の道路を選定し、バリアフリー化をめざします。	平成27年度策定予定の善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。
公共施設のバリアフリー化	公共建築課	すべての人にとって使いやすい環境づくりを目的とするユニバーサルデザインの視点に立ち、新しい整備基準を盛り込んだ「藤沢市公共建築ユニバーサルデザイン」を念頭に整備を進めます。	公共施設の整備については、関連法令を遵守した上で「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインをめざします。
藤沢バリアフリーマップ	障がい福祉課	定期的にバリアフリーの現状調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。	最新の情報へ定期的に更新を行います。 子育て等に関連する各サイトからのリンクを増やすなど、「藤沢バリアフリーマップ」の認知度、利用度を上げるための取り組みを進めます。

2. 安全・安心なまちづくりの推進

子どもを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっていることから、今後も、子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めると共に、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
交通安全運動	防犯交通安全課	交通安全関係の機関・団体とともに年間の活動計画に基づき地域・職場・学校などで交通安全運動を推進し、子どもの安全を守ります。	○四季(春・夏・秋・年末)の交通安全運動を実施します。 ○交通安全ひとこえ運動を実施します。 ○自転車マナーアップ運動を

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>実施します。</p> <p>自転車が多く通行する場所で街頭指導・啓発活動(原則毎月5日・22日)</p> <p>○交通安全日(原則毎月1日・15日)の早朝街頭指導を実施します。</p> <p>市内各所での街頭指導及び啓発、パトロール</p> <p>○通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導を実施します。(4月・9月)</p>
交通安全教育・指導	防犯交通安全課	<p>子どもたちに交通ルールなどの知識を身につけてもらうために交通安全教室を行います。</p>	<p>子どもたちに交通ルールとマナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために実践指導(正しい歩行の仕方・自転車の乗り方など)やビデオにより交通安全教室を行います。</p>
チャイルド(ベビー)シート着用の啓発	防犯交通安全課	<p>チャイルド(ベビー)シートの必要性、正しいチャイルドシートの選び方・取り付け方などの情報提供を行うとともに、四季の交通安全運動にあわせて街頭キャンペーンや、自治会を通してチラシの回覧をするなど、子どもの安全を徹底するよう啓発します。</p>	<p>四季(春・夏・秋・年末)の交通安全運動の中で広報紙や各自治会の組回覧及び街頭キャンペーンなどにより「チャイルド(ベビー)シート着用」について啓発します。</p>
通学路の指定	学務保健課	<p>児童生徒の登下校時の安全確保のため、各学校で指定をしている通学路について、実態把握に努めます。</p>	<p>○引き続き、学校からの通学路変更届を受付をし、学校から通学路危険箇所の改善要望を受けた際には、関係各課へ引き継ぎを行っていきます。</p> <p>○引き続き、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行っていきます。</p>
防犯ブザーの貸出し、配布	防犯交通安全課	<p>夜間一人で帰宅する市民を犯罪から守るために、市民センター・公民館や防犯交通安全課及び年に1回駅頭での防犯ブザーの貸出しを実施します。</p>	<p>夜間一人で帰宅する市民を犯罪から守るために、市民センター・公民館や防犯交通安全課及び年に2回3駅頭、安心みまもりステーションでの防犯ブザーの貸出しを実施します。</p>
パトロール活動への積極的な支援	防犯交通安全課	<p>防犯ボランティアを募集し防犯パトロールの強化・充実</p>	<p>各地区ごとに作成した地区防犯計画に基づき、各地区</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		をはかるとともに、地区ごとに設立された防犯ボランティア団体にパトロール用の防犯用品を配布します。	の特色にあった防犯パトロール活動を実施し、パトロール用の防犯用品の配布をします。
犯罪防止の環境づくり	防犯交通安全課	自治会・町内会から要望のあった防犯灯を設置していきます。また、防犯カメラの設置に対しても補助を行います。	<p>○夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、自治会・町内会から要望のあった防犯灯の設置に対して「全灯設置」に努めます。また、自治会・町内会の公共空間に防犯カメラを設置する場合、その費用に対して補助します。</p> <p>○自治会・町内会で設置する安全・安心ステーションの設置及び運営支援、コンビニエンスストアと連携し、安心みまもりステーションを実施します。</p>
こども110番の実施	防犯交通安全課	子どもたちの緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼していきます。	子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、昼間在宅されているお宅やお店に「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進をはかります。
関係機関との連携強化	防犯交通安全課	藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な犯罪情報の提供を進めるとともに、防犯パトロール活動の強化・充実をはかります。また、近隣市町村と連携して、犯罪防止対策の推進に努めます。	藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な犯罪情報の提供を進めるとともに、防犯パトロール活動の強化・充実をはかります。また、近隣市町村と連携して、犯罪防止対策の推進に努めます。

基本目標5：仕事と家庭との両立の推進

仕事と子育ての両立には、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が大きな課題となっており、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、重点目標の1つとして「男女の仕事と生活の調和」を位置づけています。

また、労働団体、企業・経済団体、NPO、大学、行政等の各団体が連携・協働して取り組むことが重要との認識から、趣旨に賛同する各種団体が中心となって「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」が設置されました。さらに、多様な生き方・働き方をお互いに理解し、尊重しあう社会をめざしていけるように「ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言」を作成しています。

本市のこうした取り組みを背景として、男女共同の重要性について、一層の意識啓発を進めると共に、仕事と生活の調和の実現について、労使の取り組みを支援し地域全体に広げていく必要があります。

1. 仕事と子育てとの両立支援の推進

父親と母親が仕事との両立をはかりながら安心して子育てを続ける事ができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させていく事が重要です。

このため、母親だけでなく、父親も含めた育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めると共に、地域の企業、労働者団体とも相互に密接に連携、協力し、地域の実情に応じた取組を進め、積極的な子育て環境づくりを促進します。

また、地域経済団体や労働団体、市民団体などと連携し、子育て支援に関する先駆的な取り組み事例の顕彰・紹介など、雇用環境の充実を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
男女平等意識啓発のための情報提供	人権男女共同参画課	男女共同参画についての認識を広めるため、男女共同参画週間におけるパネル展の開催、情報紙「かがやけ地球」の発行等により情報の提供を行います。	男女共同参画社会の実現のため、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に基づき、男女共同参画週間におけるパネル展の開催、市民公募の編集委員が企画、取材、編集した情報紙「かがやけ地球」の発行、講演会「共に生きるフォーラムふじさわ」やホームページを活用し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。
新しい仕事づくりの情報提供	人権男女共同参画課	男女共同参画週間におけるパネル展の開催、情報紙「かがやけ地球」の発行等により、就労に関して男女共同参画の視点に基づき情報提供を行います。	男女共同参画社会の実現のため「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に基づき、男女共同参画週間におけるパネル展の開催、市民公募の編集委員が企画、取材、編集した情報紙「かがやけ地球」を発行やホームページ等を活用し、就労に関して男女共同参画の視点に基づき情報提供を行います。
就労支援体制の充実	産業労働課	就労支援として、雇用や経済情勢を把握し、時代に合った事業を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○合同面接会の実施 ○資格取得の支援 ○就職支援セミナーの開催
働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課	広報紙による各種制度などの啓発及び情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○勤労ふじさわによる、企業及び勤労者への意識啓発 ○ワーク・ライフ・バランス推進会議と連携した、ワーク・ライフ・バランスを向上する事業の実施
雇用環境の整備	産業労働課	専門的な労働相談事業を実施し、勤労者が働きやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○労働相談事業の実施 ○街頭労働相談会の開催
ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲】	子ども家庭課	育児の援助を受けたい「おねがい会員」と、育児の援助ができる「まかせて会員」からなる相互援助の会員組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営します。	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の会員数の増加に取り組みます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討をすすめます。
トワイライトステイ事業の推進【再掲】	子ども家庭課	保護者が残業などの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合、夕方	地域ごとの利用状況等をかんがみ、実施施設の拡大や支援の充実をはかってい

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
		から夜にかけて子どもを預かり食事や身の回りの世話などを行います。	きます。
ショートステイ事業の推進【再掲】	子ども家庭課	保護者が仕事や疾病などの理由により一時的に家庭での子どもの養育が困難になった場合、施設において宿泊を含む預かりを行います。	利用状況をふまえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実をはかっています。

基本目標6：特別な支援が必要な児童への取り組みの推進

全ての子どもの最善の利益の実現を支援して行く観点から、支援が必要な児童への取り組みが重要な課題の一つとなっています。

児童虐待は子どもの体や心を傷つけることであり、子どもに対する重大な人権侵害とも言われ、深刻な社会問題にもなっています。

本市での児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、さらに困難事例への対応や迅速な安全確認が求められています。

児童虐待防止対策の充実を図るためには、地域の関係機関や市民との連携を密にし、相談支援体制の強化に取り組む必要があります。

一方、思春期の子どもにとっては、心身上の様々な悩みを抱えたり、いじめの問題や生活習慣の乱れなどの不安定な状況に陥りやすく、問題の早期発見に努め、また、こうした子ども達が身近で相談を受けられるよう、関係機関・団体との連携を強化し、相談支援体制を一層充実して行くことが求められています。

また、ひとり親世帯については年々増加傾向にあり、近年は父子家庭についても増加傾向にあります。国では、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正し、これまでの母子家庭への支援に加え、父子家庭に対する支援を拡充しています。

こうしたひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策と連携しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

さらに、障がいなどによって特別な支援を必要とする子ども達が、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう、広く地域の理解を深めながら、成長段階や障がいの特性に応じた一貫した支援策を推進して行く必要があります。同時に、その家族の精神的、身体的、経済的負担の大きさを考慮した支援策が求められます。

1. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止を図るためには、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。特に「子育て支援（虐待防止等）ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）を通じた連携をはかり、相談体制を強化する取り組みをすすめていく必要があります。

また、養育の支援が特に必要な家庭に対しては、訪問により、専門的指導・助

言や育児・家事援助等の支援を行います。

近年、問題となっている居住実態が把握できない児童については、子どもに関わる関係部署等と連携して実態の把握に努めると共に、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、必要に応じて支援を行います。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
児童虐待防止ネットワークの充実	子ども家庭課	児童虐待の早期発見・発生後の迅速かつ適切な対応を行うことにより、家庭における児童の安定した養育の確保をはかります。また関係機関との協力体制を強化し、児童虐待防止ネットワークの充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、地域全体で子どもを守る支援体制を強化する取り組みをすすめていきます。 ○居住実態が把握できない児童についての情報把握に努めます。 ○児童虐待の再発防止のための支援を行います。 ○市民や関係機関に対しての啓発活動を行います。
特に支援が必要な相談の充実	子ども家庭課	子ども・子育て・青少年に関する相談窓口を充実し、様々な悩みに柔軟に対応します。また、相談から適切な支援につながるよう関係機関との連携の強化をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや子育てに関する様々な相談に適切かつ柔軟に対応することにより、保護者の養育に関する負担感の軽減と児童虐待の予防をはかります。 ○個別のニーズに応じた相談や情報の提供を行うとともに関係機関との連携を強化します。
養育支援訪問事業	子ども家庭課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士などによる専門的相談支援やヘルパーによる家事・育児援助を行い、適切な養育の確保をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○養育者が育児ストレス、産後うつなどの問題により子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭、乳児家庭全戸訪問の実施結果などで支援が特に必要であると判断した家庭を対象に児童の安定した養育の確保を図ります。 ○要支援家庭に対し、保健師などが養育に関する専門的指導及び助言などの支援を行います。 ○育児・家事の援助が必要な家庭へのヘルパー派遣・支援形態 短期集中型(3か月以内)

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			中期支援型(6か月～12か月) 時間外支援型(3か月以内)
母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	子ども健康課	母子保健事業の中から、虐待のリスクの高い状況を早期に把握し、関係機関との連携により、児の安全と心身の健やかな発育・発達を支援します。	○妊娠届や出産医療機関等との連携により、養育が困難と思われる家庭の早期発見に努め、必要な保健指導の充実を図ります。 ○こんにちは赤ちゃん事業(ハローベビィ訪問)及び健診未受診者への受診勧奨を行い、児の状況把握に努め、関係機関等と連携し、支援します。 ○養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等のサービスを紹介するなど、育児負担の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達を促します。

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、引き続き、母子・父子自立支援員などによる情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし、経済的自立に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めると共に、一般世帯に比べ低い所得水準となっているひとり親家庭などを支援するため、経済的支援や就業支援を進め、自立と生活の安定を促します。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭日常生活支援事業を行います。 母子生活支援施設への入所支援を行います。	○ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ○ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等を行うに

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>あたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。</p> <p>○日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭については、母子生活支援施設に入所できるよう支援します。</p> <p>○入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。</p>
ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課	<p>母子・父子自立支援員による相談支援を行います。</p> <p>ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給を行います。</p>	<p>○就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金 厚生労働省の指定する1カ月以上1年未満の教育講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金 生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため2年以上の養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。</p>
ひとり親家庭への経済的支援	子育て給付課	<p>ひとり親または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。</p> <p>母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。</p> <p>父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</p>	<p>○児童扶養手当法に基づき、ひとり親または養育者家庭の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。</p> <p>○母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭等に医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。</p>

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>○父または母に代わり児童を養育している祖父母等に対し、公的年金や労働基準法による遺族補償等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。</p> <p>○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。</p>

3. 障がい児施策の充実

近年、「障がい者基本法」や「児童福祉法」の改正に伴い、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもへの新たな支援体制が整備されてきました。

本市でも、障がいのある子どもやその家族の状況に応じて必要な支援が受けられるよう、関係機関や関連施設などと連携しながら相談支援体制の整備や障がい児施策の充実に取り組んできました。

今後は、障がいのある子どもやその家族の気持ちに寄り添った多様な支援を提供することができるよう総合的な相談窓口の整備に取り組むと共に、関係機関と連携し、保育所等への専門的な支援や人材育成に取り組めます。

また、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、障がい福祉計画との整合性をはかりながら、障がい児施策の体系的な推進に努めます。

さらに、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、特別支援教育協議会を中心に特別支援教育の充実に取り組めます。

障がい者等医療費助成事業については、今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療にかかわる経済的負担の軽減と保健福祉の向上を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
特別支援教育の充実	教育指導課	教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じることのできる教育環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。 ○小・中学校で教員研修などにおける講師招へいの支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。 ○特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。 ○学校看護介助員を派遣します。
子ども発達相談の充実	子ども家庭課	<p>発達に特別な支援が必要な児童に関する相談を受け、必要に応じて評価や経過観察等を実施して適切な支援につなぎます。</p> <p>保育園や幼稚園等の職員を対象として、施設を巡回して相談や指導・助言を行うとともに、人材育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいかもしれないという段階から、一人ひとりの特性や能力に応じた適切な支援につなぐ体制を整えます。 ○保育園や幼稚園等施設の人材を育成して地域支援事業を推進します。 ○保護者の障がい理解を促すための講座や啓発事業を実施します。
子ども発達支援ネットワークの推進	子ども家庭課	発達に特別な支援が必要な児童の成長に沿い、ライフステージに応じて一貫した支援を受けられるようネットワークを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児や発達に特別な支援が必要な児童についての総合的な相談窓口の整備にとりくみます。 ○障がい児の一貫した支援を図るために、サポートファイルを活用し関係機関との緊密な連携を図ります。
特別支援教育の充実【再掲】	教育指導課	教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じることのできる教育環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。 ○小・中学校で教員研修などにおける講師招へいの支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
			<p>○特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。</p> <p>○学校看護介助員を派遣します。</p>
障がい児支援サービス	障がい福祉課	障がいのある子どもやその家族にに対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減をはかります。	国の動向をふまえ、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障がい児支援サービスの充実をはかります。
障がい者等医療費助成事業【再掲】	保健医療総務課	身体障害者手帳1～3級の方、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成します。	今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療にかかわる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進をはかります。
障がい児福祉手当の給付【再掲】	障がい福祉課	身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方で20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。
補装具の給付	障がい福祉課	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	障がい者総合支援法に基づき、身体機能を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜性をはかります。
太陽の家しいの実学園	障がい福祉課	知的発達遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促し、障がい児の地域の中での生活を支援します。
藤沢市障がい者福祉手当の給付【再掲】	障がい福祉課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、IQ50以下の方を対象とし条例に基づき手当を支給します。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進をはかります。

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
特別支援教育整備事業	教育指導課	特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育の充実や適切な支援など、本市の特別支援教育を推進するため、教育環境の整備を行います。	支援を必要とする児童生徒のニーズに対応できるよう、児童生徒数の推移や空き教室の状況等を勘案したうえで、特別支援学級及び通級指導教室の設置を計画的に進めていきます。

4. 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

この大綱では、貧困の世代間連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善に向けた取り組みが求められています。

本市では、子どもの貧困対策の重点施策である「教育の支援」についての取り組みのひとつとして、生活困窮家庭の学習等に課題を抱える子どもに対し、子どもの健全育成の視点に立った学習支援の充実を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	学務保健課	藤沢市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由から就学困難な児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱等に基づき学用品費などの援助を行います。	藤沢市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由から就学困難な児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱等に基づき、学用品費、給食費、社会見学費、林間臨海学校費、修学旅行費、医療費及びめがね購入費などの援助を行います。
特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	藤沢市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱等に基づき、学	藤沢市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育にかかわる費用の負担軽減のため、国の要綱等に基づき、学

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
ひとり親家庭への支援	子育て給付課	<p>用品費などの補助を行います。</p> <p>「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、ひとり親家庭への支援を行います。</p>	<p>用品費などの補助を行います。</p> <p>○経済的支援 児童扶養手当、養育者支援金の支給並びに母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</p> <p>○就労支援 母子・父子自立支援員が、就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。</p> <p>○生活支援 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。</p>
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	福祉総務課	<p>生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。</p>	<p>対象者となる子どもの状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <p>(1)学習支援 対象者の状況に応じた基礎学力の向上のための学習支援</p> <p>(2)進学支援 対象者及びその保護者に対する、主に高等学校への進学情報、受験情報の提供や、進学に伴う手続き支援</p> <p>(3)修学支援 順調な学校生活を送り、卒業するための居場所の提供や学習に関する助言等</p>

基本目標7：若者の自立支援の充実

義務教育修了後の困難を有する若者に対する支援として、気軽に相談でき、適切な支援を受けて自立を目指すことができるよう、若年者就労支援事業として、平成25年6月に総合相談窓口（若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ））を開設しました。また、ユースワークふじさわを含め、湘南・横浜若者サポートステーションの相談機関では対応しきれない困難度の高い若者へのきめ細やかな個別支援を行う「個別サポート事業」を実施してきましたが、ひきこもりや若年無業者（ニート）のうち、本市による支援につながっている若者は一部であることから、今後も事業の充実を図ります。

1. 若者の職業的自立支援や就労等の支援の充実

キャリア教育の推進と就労への支援を推進するため、青少年が早くから職業意識を持てるように、生産活動経験の場や、多様な職業体験の場の提供などキャリア教育の推進・職業能力開発・就業支援の充実を図ります。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
技能振興関係事業	産業労働課	技能職の担い手確保のため、若年者を対象とした技能職職場体験を実施する。また、技能者の後継者育成及び技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施する。	技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能職団体等と連携し各種事業を実施する。 ・職人版インターンシップ事業 ・学校訪問事業 等

2. ニート・ひきこもり・不登校等の若者への支援の充実

困難を有する若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的背景は多様で複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。

ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、地域の関係機関、市役所関係部署との連携、地域とのネットワークづくりをさらに強化し、また、相談支援体制の充実を図り、困難を有する若者に対して包括的な支援を行います。

【主な施策の展開】

事業名	担当課	事業内容	取り組みの方向
個別サポート事業	子ども青少年育成課	<p>湘南・横浜若者サポートステーション及び若者しごと応援塾(ユースワークふじさわ)利用者のうち、市内在住者に対し、自立に向かって一歩を踏み出せるように、相談施設だけでは対応しきれないきめ細やかな個別支援を行う。</p>	<p>湘南・横浜若者サポートステーション及び若者しごと応援塾(ユースワークふじさわ)利用者のうち、市内在住者に対し、自立に向かって一歩を踏み出せるように、相談施設だけでは対応しきれないきめ細やかな個別支援を行う。</p> <p>早期発見と早期支援開始を行うために、学校連携を強化する。</p>
若者しごと応援塾(ユースワークふじさわ)	産業労働課	<p>ニートやひきこもりなどの若年者の自立に向けて、個別のプログラムを作成し、社会体験・就労体験等を通じた支援を行います。また、その保護者を対象に相談や交流会なども実施します。</p>	<p>ニートやひきこもりなどの若年者の自立に向けて、個別のプログラムを作成し、社会体験・就労体験等を通じた支援を行う。また、そのご家族や保護者を対象に来所・電話・メールによる相談や交流会なども実施する。</p> <p>潜在的な需要を喚起するために、アウトリーチの実施や地元での中間的就労の場の確保を強化する。</p>
子ども・若者自立支援事業	子ども青少年育成課・公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業課	<p>子ども若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域との繋がりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進する。</p> <p>また、本市の困難を有する若者の支援機関である「ユースワークふじさわ」と連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援する。</p>	<p>社会的自立を目指す若者を継続的に支援できるよう、青少年施設や事業におけるボランティア体験等に参加することで、若者が自信を獲得し、就労に向けた様々な力を身につけていくことができるような機会を充実させていく。</p>

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

国の「社会保障と税の一体改革」において、消費税増収分の使途の一つとして、子ども・子育て支援の充実が位置づけられました。併せて、平成24年8月には、ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法が成立しました。

◆子ども子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度は、これらの法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成27年4月に施行されます。

(2) 新制度における市町村の役割

新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、国が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めると共に、市町村は、この制度の実施主体として、その基本指針に則して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることとなります。

この基本指針においては、市町村が定める事業計画の作成に関する基本的な記載事項として、

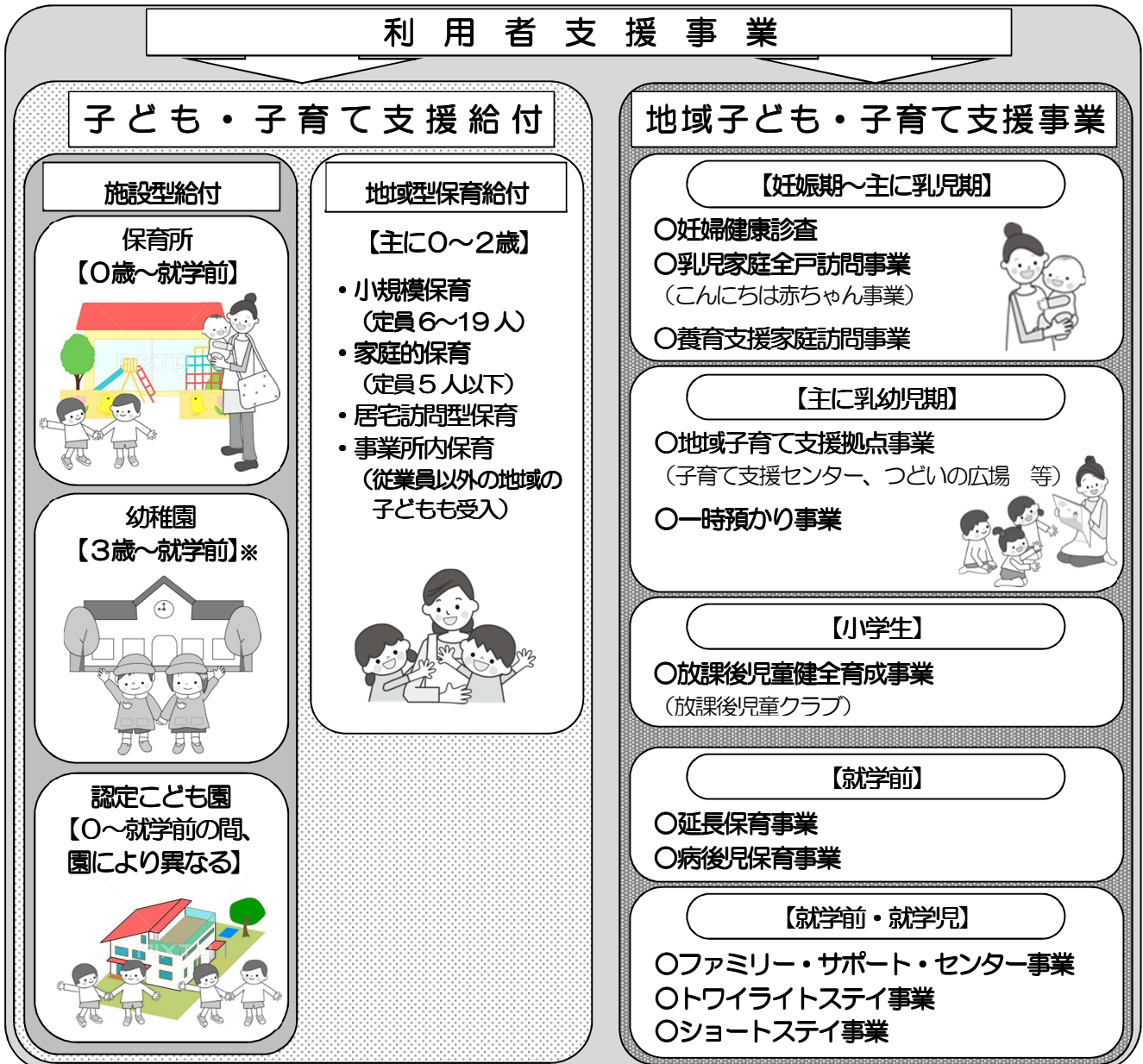
- ①教育・保育の提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及

びその実施時期

- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ④認定子ども園の普及による子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保
- 以上の4項目が掲げられています。

(3) 給付・支援事業について

新制度の下では、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。



※施設型給付に移行しない幼稚園については、現行制度(私学助成)を継続します。

<子ども・子育て支援給付>

新制度では、幼児期の教育・保育を個人の権利として保障する観点から、認定子ども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設や事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります。（実務上は、法定代理受領という仕組みで、市が直接施設や事業者へ給付費を支払います。）

子ども・子育て支援給付は、次の2つの給付に分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定子ども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4つの事業です。（新制度では、“地域型保育事業”として、市町村の認可による2歳以下の子どもを対象とした定員19人以下の保育事業を給付の対象としています。）

<地域子ども・子育て支援事業>

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、13の事業が位置づけられており、地域の実情に応じて、各市町村が実施することになります。

【地域子ども・子育て新事業】

- ①妊婦健康診査
- ②乳児家庭全戸訪問事業
- ③子育て短期支援事業
- ④養育支援訪問事業
- ⑤病児保育事業
- ⑥利用者支援事業
- ⑦延長保育事業
- ⑧放課後児童健全育成事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※⑫及び⑬の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

<保育の必要性の認定について>

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用に当たっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

区分によって利用できる施設・事業が異なります。

①教育・保育にかかる支給認定区分

保育の必要性がある場合には、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の利用）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分によって認定を行うことになります。

また、満3歳以上で、保育の必要性がない場合には、教育標準時間認定を受けることになります。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	—	—
	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業※
	3号認定 (保育短時間認定)		
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
	2号認定 (保育短時間認定)		

②「保育の必要性」の事由について

「保育の必要性」の事由については、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける」事由に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>以下のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること ③ 妊娠中又は出産後間がないこと ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること ⑤ 同居の親族を常時介護していること ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑦ 市長が認める全各号に類する状態にあること 	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労 <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障がい ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む ⑦ 就労 <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

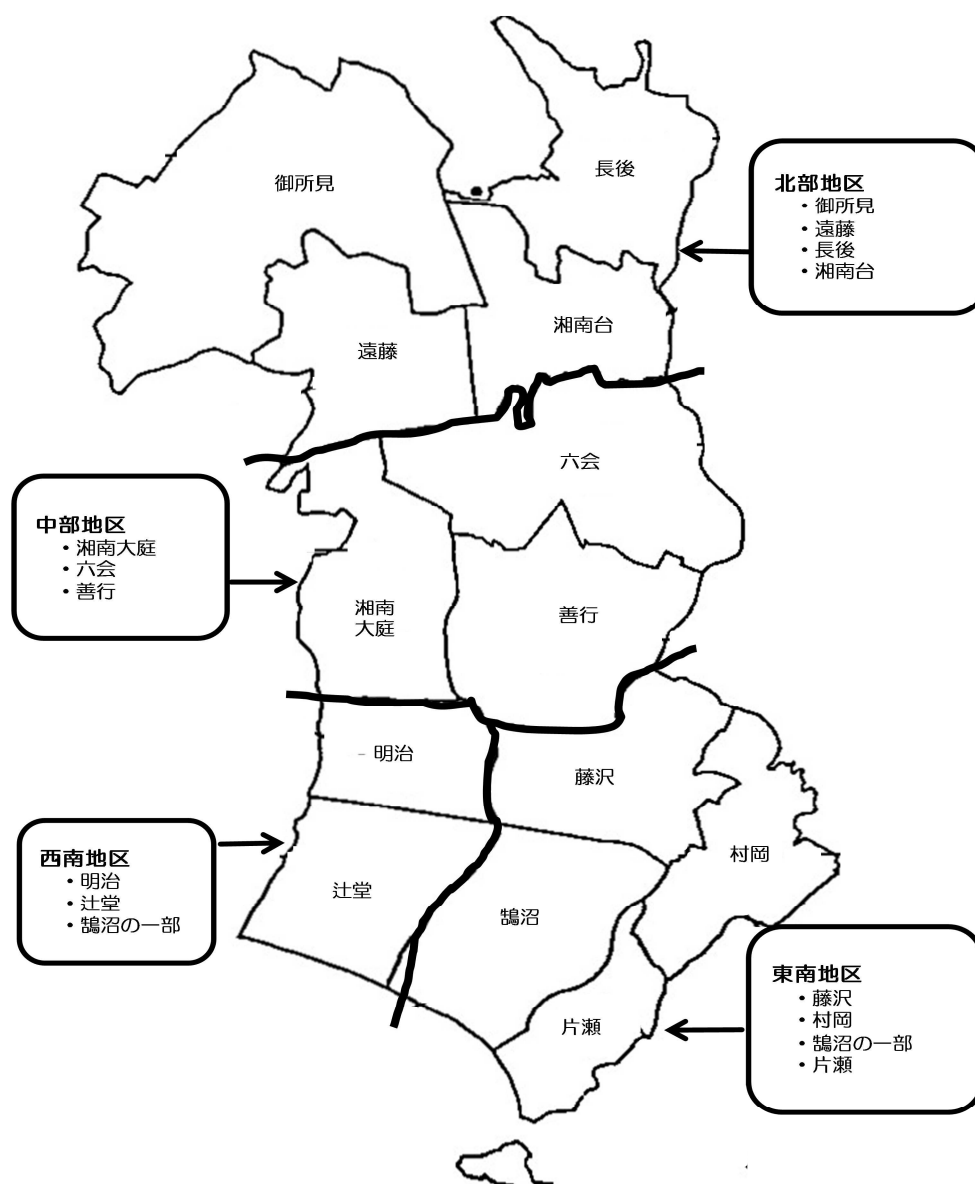


2. 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた計画策定に当たっての基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが定められています。

本市においては、平成22年に策定した保育所整備計画（ガイドライン）における区分の考え方を踏襲し、計画に定める「量の見込み」を踏まえて、全市を4地区に区分し、教育・保育提供区域を設定しました。

なお、今後、この区域に基づいて、保育所整備計画の改定を行い、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行っていきます。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は以下のとおりです。

(1) 認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設給付型および施設給付型に移行しない幼稚園（現行の私学助成を継続）の2種類となります。

【確保方策の考え方】

既存の市内の私立幼稚園の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

(単位:人)

市全域		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	1号認定	5,956	5,852	5,762	5,599	5,435
	2号認定	685	673	662	644	625
	計 ①	6,641	6,525	6,424	6,243	6,060
確保の内容 ②		7,276	7,113	6,877	6,917	6,407
②-①		635	588	453	674	347

(単位:人)

東南地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	1号認定	2,112	2,074	2,043	1,986	1,926
	2号認定	179	177	174	168	164
	計 ①	2,291	2,251	2,217	2,154	2,090
確保の内容 ②		2,353	2,353	2,206	2,274	2,220
②-①		62	102	△11	120	130

(単位:人)

西南地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1号認定	1,072	1,052	1,037	1,007	978
	2号認定	90	89	86	85	82
	計 ①	1,162	1,141	1,123	1,092	1,060
確保の内容 ②		1,128	1,070	1,070	1,124	1,071
②-①		△ 34	△ 71	△ 53	32	11

(単位:人)

中部地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1号認定	1,502	1,476	1,452	1,410	1,371
	2号認定	146	143	142	139	133
	計 ①	1,648	1,619	1,594	1,549	1,504
確保の内容 ②		2,000	1,970	1,881	1,833	1,651
②-①		352	351	287	284	147

(単位:人)

北部地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1号認定	1,270	1,250	1,230	1,196	1,160
	2号認定	270	264	260	252	246
	計 ①	1,540	1,514	1,490	1,448	1,406
確保の内容 ②		1,795	1,720	1,720	1,686	1,465
②-①		255	206	230	238	59

(2) 認定こども園及び認可保育所、地域型保育

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない乳幼児などの保育を行うものです。なお、地域型保育は2歳以下を対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【確保方策の考え方】

保育需要の高い地域を中心に、待機児童の多い低年齢の受入に配慮した定員構成の認可保育所及び地域型保育施設等の新設や、既存施設の定員拡大、認定こども園化の推進などを進めていきます。

(単位:人)

市全域		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	0歳(3号認定)	662	662	662	662	662
	1・2歳(3号認定)	2,779	2,779	2,779	2,779	2,779
	3歳以上(2号認定)	3,441	3,441	3,441	3,441	3,441
	計 ①	6,882	6,882	6,882	6,882	6,882
確 保 の 内 容	0歳	559	622	665	682	688
	1・2歳	2,156	2,421	2,452	2,670	2,795
	3歳以上	3,595	4,018	4,054	4,166	4,275
	計 ②	6,310	7,061	7,171	7,518	7,758
②-①		△ 572	179	289	636	876

(単位:人)

東南地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳(3号認定)	239	239	239	239	239
	1・2歳(3号認定)	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
	3歳以上(2号認定)	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
	計 ①	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784
確保の内容	0歳	213	237	243	252	258
	1・2歳	811	933	967	1,075	1,155
	3歳以上	1,263	1,425	1,437	1,485	1,533
	計 ②	2,287	2,595	2,647	2,812	2,946
②-①		△ 497	△ 189	△ 137	28	162

(単位:人)

西南地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳(3号認定)	152	152	152	152	152
	1・2歳(3号認定)	546	546	546	546	546
	3歳以上(2号認定)	697	697	697	697	697
	計 ①	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395
確保の内容	0歳	118	139	155	157	157
	1・2歳	441	533	536	545	551
	3歳以上	749	845	845	851	857
	計 ②	1,308	1,517	1,536	1,553	1,565
②-①		△ 87	122	141	158	170

(単位:人)

中部地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳(3号認定)	125	125	125	125	125
	1・2歳(3号認定)	598	598	598	598	598
	3歳以上(2号認定)	724	724	724	724	724
	計 ①	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
確保の内容	0歳	104	110	120	126	126
	1・2歳	436	455	471	560	599
	3歳以上	849	915	912	950	985
	計 ②	1,389	1,480	1,503	1,636	1,710
②-①		△ 58	33	56	189	263

(単位:人)

北部地区		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	0歳(3号認定)	146	146	146	146	146
	1・2歳(3号認定)	482	482	482	482	482
	3歳以上(2号認定)	628	628	628	628	628
	計 ①	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256
確保の内容	0歳	124	136	147	147	147
	1・2歳	468	500	478	490	490
	3歳以上	734	833	860	880	900
	計 ②	1,326	1,469	1,485	1,517	1,537
②-①		70	213	229	261	281

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業							
	量の見込み ①	か所	1	3	3	3	3
	確保の内容 ②		1	3	3	3	3
	②-①		0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
時間外保育事業(延長保育)							
	量の見込み ①	人	5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
	確保の内容 ②		5,602	5,954	6,489	6,827	6,805
	②-①		△ 285	67	602	940	918

(3) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
放課後児童健全育成事業							
	量の見込み ①	人	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
	確保の内容 ②		3,013	3,268	3,482	3,812	4,074
	②-①		△ 637	△ 382	△ 168	162	424

(4) ショートステイ

【事業概要】

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、仕事、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間（連続7日、1ヶ月10日まで）子どもを預かる事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ショートステイ							
	量の見込み ①	人日	1,113	1,087	1,061	1,030	1,001
	確保の内容 ②		1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
	②-①		0	26	52	83	112

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
地域子育て支援拠点事業						
量の見込み	人回	52,428	63,641	65,222	66,853	68,537
確保の内容	か所	34	35	35	35	35

(6) 一時預かり（幼稚園在園児対象）

【事業概要】

幼稚園で通常の保育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
一時預かり(幼稚園在園児対象)						
量の見込み ①	人日	57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
確保の内容 ②		57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
②-①		0	0	0	0	0

(7) 一時預かり（幼稚園在園児以外）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
一時預かり(幼稚園在園児以外)							
確保 の 内容	量の見込み ①	人日	68,220	68,220	68,220	68,220	68,220
	一時預かり (幼稚園以外)		43,200	60,000	62,400	62,400	62,400
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児以外)		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	トワイライトステイ		2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
	計 ②		50,740	67,540	69,940	69,940	69,940
	②-①		△ 17,480	△ 680	1,720	1,720	1,720

(8) 病児病後児保育事業

【事業概要】

就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
病児病後児保育事業							
確保 の 内容	量の見込み ①	人日	4,995	4,995	4,995	4,995	4,995
	病児・病後児保育		4,080	5,280	5,280	5,280	5,280
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用)		163	163	163	163	163
	計 ②		4,243	5,443	5,443	5,443	5,443
	②-①		△ 752	448	448	448	448

(9) ファミリー・サポート・センター（就学児）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ファミリー・サポート・センター(就学児)							
	量の見込み ①	人日	4,398	4,356	4,340	4,314	4,236
	確保の内容 ②		4,398	4,398	4,398	4,398	4,398
	②-①		0	42	58	84	162

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
妊婦健康診査							
	量の見込み	人回	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000

(1 1) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み	人	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200

(1 2) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援する事業です。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
養育支援訪問事業						
量の見込み	人	660	660	660	660	660

(1 3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などの実費負担に関して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

(1 4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入の促進に向けた調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための支援を行います。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れると共に、地域における子育て支援も行う施設です。

国では、この施設の機能を踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援を行い、地域の実情に応じた認定こども園の普及を目指しています。

(2) 認定こども園の普及についての藤沢市の考え方

現在、藤沢市には、認可保育所と幼稚園がありますが、認可保育所の待機児童数が年々増加しており、この解消に向け、認可保育所の新設などを重点事業として取り組んでいます。

待機児童のうち、1歳・2歳児が最も多く、地域型保育給付の一つである2歳児以下を対象とした「小規模保育事業」の増設なども、その解消策として有益な事業と考えますが、卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の確保が義務づけられています。待機児童が多い本市では、連携施設として、「認定こども園」が担う役割は大きく、また、保護者の就労状況及びその変化等によらず、継続して利用が可能であることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行やその普及に必要な支援を行っていきます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認定こども園、幼稚園、保育所といった教育・保育施設と、小規模保育等の地域型保育事業については、相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

このため、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携に向けた支援の充実を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

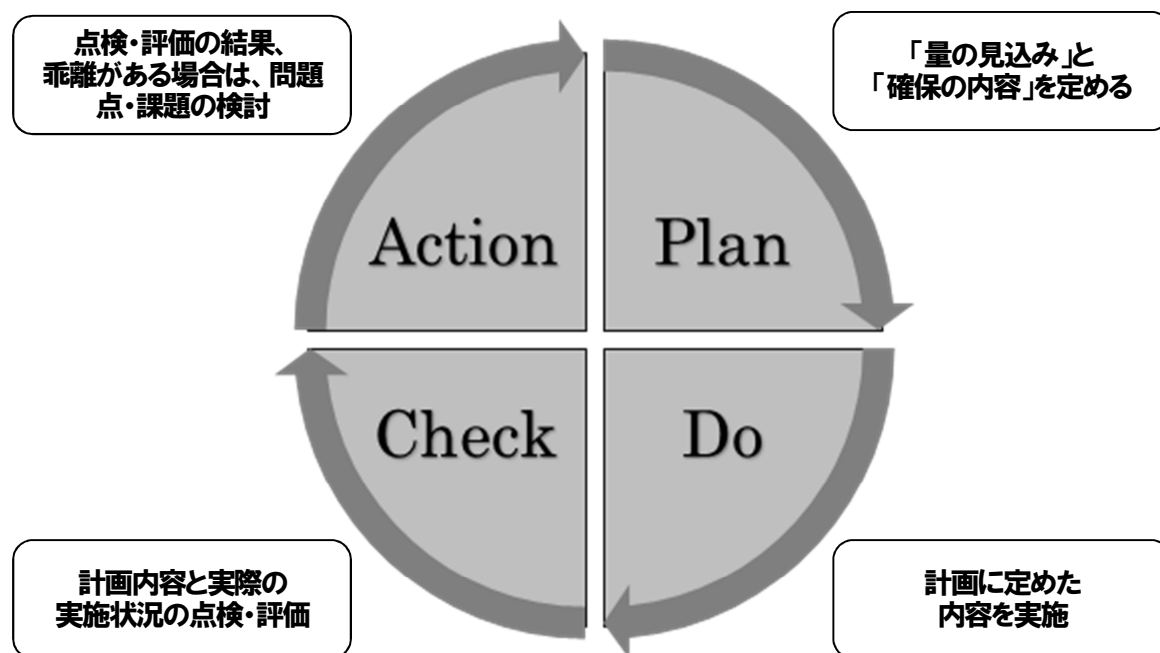
子ども・子育て支援新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に施設や事業を提供すると共に、よりきめ細かな子ども・子育て支援サービスを着実に推進して行くため、計画の推進体制を構築する必要があります。

このため、本市では、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に当たっての審議等を行っています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況等を調査・審議する合議制の機関として位置づけられていることから、計画の策定後においても、毎年度、計画の実施状況についての点検・評価について、この会議で行っていきます。

併せて、市民や市議会議員、関係行政機関、各青少年関係団体等で構成された「藤沢市青少年問題協議会」に諮り、同様に点検・評価を行っていきます。

また、この結果を公表すると共に、必要に応じて、改善に必要な措置を講じていきます。

2 計画の実施状況の点検・評価



計画の実施状況や評価については、「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、PDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、必要に応じて、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行っていきます。

さらに、計画の推進のためには、多くの市民や関係団体、地域・企業の理解・協力が重要であることから、広報やホームページをはじめ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く周知していきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について、分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

藤沢市
子ども・子育て支援事業計画

(素案)

子ども青少年部 子ども青少年育成課